

(第一類 第三號)

第九十四回国会衆議院法務委員会

議
錄
第
九
号

昭和五十六年四月二十八日(火曜日)

出席委員

委員長	高島	信吾
理事	青木	正久君
理事	山崎武三郎君	
理事	横山	利秋君
理事	鎌治	清君

大蔵省証券局企
業財務課長 宮本 英利君
大蔵省銀行局銀 行課長
大蔵省銀行局中 小田原 定君
大蔵省銀行局中 金金融課長
法務委員会調査 清水 達雄君
室長

○高鳥委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、商法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び出入
国管理令の一部を改正する法律案の両案を議題と
いたします。
まず、政府から趣旨の説明を聴取いたします。
奥野法務大臣。

おりますので、このような新しい情勢に対応できるよう現行法制を改める必要があります。また、わが国社会に定住している長期在留外国人の法的地位をその在留実態に見合った安定したものにすることが要請されています。

そこで、時代の要請に対応するため、

一 観光客の在留資格を短期滞在者の在留資格に

改めるとともに、技術研究会の有資本家を新規にすること。

否の対象となる外国人に加えること、
三　査証を必要としない特例上陸の許可の制度を

航空機の乗客についても許可し得るようになるなどの整備をすること、

四
いがなる在留資格を有する外国人も他の在留資格への変更ができるようになると、

五 精神障害者 貧困者等を退去強制の対象となる外國人から除外するとともに、覚せい剤取締法第2条第2項の規定による

六 法違反者をこれに加えること

外国人の出国の確認を留保することができるようすること、

七、数次有効の再入国許可及び再入国許可の有効期間の海外での延長等、再入国許可制度を拡充する二三、

八 手数料に関する事項を政令に委任すること。
九 周期を整備すること。

力 質見を更何であるか
といたした次第であります。

また、わが国社会は長期間潜在している外国人の法的地位を安定させるために元日本国民であつた

た朝鮮半島・台灣出身者及びこれらの者の直系異属に対して永住を許可するとともに日本人または

永住者の配偶者及び子の永住許可の要件を緩和することなどの改正を行うこととした次第であります

す。

第一類第三號
法務委員會議錄第九號

法務委員會議錄第九号

昭和五十六年四月二十八日

三〇〇

万円以下の罰金でございましたね。——そうです
ね。

どうしても問題が残りますが、いまのそういうふうなことが、知事としても条件を付してもだめ、原状回復命令を出しててもだめ、できないといふようなときには、断固としてその処分だけは断行する、これさえはつきりしておればまだ説得力がある。その処分もようやらぬといふようなことがある。その点を十分確認をしておきたいと思います。

それから、法務大臣に申し上げたいのですが、このことが管下に徹底をしていかつたために、先般名古屋の法務局へ地方公職者並びに関係者があるべきだとして、こういう明白な態度が出ていましたところ、なかなかたために、名古屋中心のマスコミ及び議会筋では、どうぞとして名古屋の法務局の無責任な態度に対していま糾弾をしておるわけであります。これはまことに法務行政としても遺憾なことがあります。したがいまして、この以上の趣旨ですが、愛知県ばかりではございませんけれども、管下に徹底をされて、農業委員会、地方自治体の長と十分連絡がとられ、そしてどうしてもいかない、原状回復ができる場合においては、農林省がいま申されどるよう、断固として違反者については告発についても資料を提供するといううなことが徹底されるように要望したいのですが、いかがでしょうか。

○横山委員 周知徹底するように努力したいと思ひます。
○横山委員 それでは、商法について質問をいたします。

りますと、商法の存在なども知らない。登記その他容がどうなつておるか知らない。登記その他出書類をつくるときには公認会計士ないしは士に頼んで、適当に株主総会が行われたことて、そうして、ある意味では私文書偽造になら、そういうようなことを通例といたしておけであります。これが悪いと言つたってどううもので。うどん屋株式会社で、専務でおむつを洗たくしておる、おい、株主総会があるので来い、といふこと言つとりや、あすなういうことになるわけであります。そのこと私どもが商法を討議するに當たつて、やはり問題として認識をしなければいかぬ。

一方では、なぜわれわれが商法改正を議論するかというと、そういううどん屋株式会社のじゃなくて、大企業が社会的責任があるにからずそれを十分に行わない、商法の規定を行ない、社会的責任を痛感しないところにある。だから、商法の討議の力点を、アカソクな商法の法文解釈もさることながら、具事案、今日まで起こつております大企業の具事案と一体マッチをしておるかどうか、実例がある。だら、商法が生きておるかどうか、そういうからわれわれは討議をしないと意味がないのか、そういうふうに私は思うわけであ

す。

その意味で、二、三の例を引きながら質問たいのであります、まず第一に、ダイエー島屋の提携問題であります。

ダイエーは、五十五年十一月ごろ、十全会ープより高島屋株式一株四百四十円で二千二株、発行株式の一〇%を買い取り、これがも高島屋に対し、オ・プランタン・ジャポンへ力要請、提携問題交渉を打ち出した。高島は、一月、新聞に事実が発表されるまで飯田によつて、ダイエーは取得株のうち一千万株百九十五円六十銭で高島屋に売り渡し、提携

りますと、商法の存在などいうことも知らない。登記その他容がどうなつておるか知らない。登記その他出書類をつくるときには公認会計士ないしは士に頼んで、適当に株主総会が行われたことて、そうして、ある意味では私文書偽造なんか、そういうようなことを通例といたしておけであります。これが悪いと言つたってどううもないのです。うどん屋株式会社で、専務でおむつを洗たくしておる、おい、株主総会があるので来い、といふこと言つとりや、あすなういうことになるわけであります。そのこと私どもが商法を討議するに当たつて、やはり問題として認識をしなければいかぬ。

一方では、なぜわれわれが商法改正を議論するかというと、そういううどん屋株式会社のじやなくて、大企業が社会的責任があるにからずそれを十分に行わない、商法の規定を行ひ、社会的責任を痛感しないといふところにある。だから、商法の討議の力点を、アカソクな商法の法文解釈もさることながら、具事案、今日まで起こつております大企業の具事案と一体マッチをしておるかどうか、実例に一体商法が生きておるかどうか、そういうふうにからわれわれは討議をしないと意味がないのか、そういうふうに私は思うわけであ

に向かつて動き出したというのであります。
ところが、この議論の中できわめて遺憾なことは、高島屋の飯田社長は、一月に新聞で事實を発表されるまでその事實を全然知らなかつたということなんであります。高島屋は、四月二十二日の新聞によりますと、役員人事を大幅に刷新して、今日までこのダイエーとの交渉に当たつた諸君に對して、専務ら四人を退任をさせたということがあります。われわれは、いま商法の取締役会を議論をし、代表取締役と取締役の問題について議論をいたしておるわけですが、社長がかかる重大問題を知らなかつたというのを一体どういうことなのか。
ダイエーは高島屋株の売買で、単純計算で約五億円の損失を生じたことになるが、まず第一に、ダイエーはそういう損失をしたことについて、ダイエー側及び高島屋側の商法上の取締役が行った行為は一体今回の改正によつてどういうふうに理解をしたらしいのか、それを伺いたいと想います。
○中島(一)政府委員 私どもも、一二、三の新聞、雑誌を読んだだけではございませんので、事実関係を十分明らかに把握いたしておらないわけでありますけれども、もしこれらの記事がほぼ正確であるということにしたならばどういうことになるであろうかということで、考えておりますことを申し上げてみたいと思います。
まず、高島屋の関係でありますが、ただいま御指摘がございましたように、一部の取締役がこういう重大な問題を単独でと申しましようか、代表取締役その他取締役会にも知らせないで処理をした、あるいは処理をしようとしたということでありりますれば、これは内部の取り扱いがどういうふうになつておつたかということがはつきりいたしませんけれども、いずれにいたしましても、その取締役の独断と申しましようか、専横と申しましようか、ということは非常に問題であるといふやうに考えておるわけであります。
○横山委員 それは何条に關係しますか。

○中島(一)政府委員 これはまず取締役の職務分担の問題になるだらうと思いますが、取締役といつしましては、基本的に忠実義務、忠実にその職務を処理する義務というようなものもあるわけであります。会社に対する責任とということになれば、法律の規定いたしましては、商法の二百六十六条第五号という条又がございまして、法令または定款に違反をして職務をするというようなことにもなるかと思います。したがいまして、ただいまお話しの担当取締役を責任をとつて退任をさせたということは、そういうことから来ておるもつともな処置であるかどうかふうに考えます。

それからダイエーでございますが、ただいまのお話で、高島屋の株を四百四十円で買って三百九十五円六十銭で売ったということは、形式的にこの点だけから見ますと、これまで経済人としては非常にまずい処理であったということになるわけであります。やはり忠実義務、監督注意義務といふことで大きな問題があらうかと思います。ただ、聞くところによりますと、ダイエーが高島屋の株式を取得いたしましたのは、業務提携その他いろいろとメリットがあるということで取得したものというようなこともありますので、単に株式の処分ということで数億の差損が出たということだけで判断をするわけにもいかない。その見返りに何かダイエーとして得るところがあつたということになれば、それを総合して当該取締役と申しますようか、当該経営者の責任が考えられてしきるべきものであらうというふうに考えます。

○横山委員 この提携御破算については、私はいまここでその提携の事実を解明するのが目的でもなく、また、だからといってこの関係者を商法の違反行為、忠実義務違反だからどうこうしるという意味で言つているわけでは必ずしもありません。しかしながら、かかることが商法に違反するんだぞ、あるいは取締役会の任務というものは商法上どういうことになるかということだけは審議に当たつて明白にしたい。いま処分をしろと言つ

おいてももらいたい、そういうことをしておかなければ商法の存在意義というものは会社の中に生まれてこない、そう思いますから、答弁に当たつては、第何条のどこに違反するということについても、それから違反行為についてはこういう処分があり得るということも明白にこれから答えてもらいたいと思います。

とになつておるわけでありまして、取締役はこの規定によつて忠実義務を負つておるというふうに考へるわけであります。

そこで、商法の基本原則といったしましては、業務執行の決定権は取締役会にあるということになつておるわけでありまして、その関係では、商法の二百六十条で「会社ノ業務執行ハ取締役会之ヲ決ス支店ノ設置、移転及廃止並ニ支配人ノ選任及解任亦同ジ」、こういうことになつておるわけであります。が、実際問題といいたしまして、すべての業務執行を取締役会で決定するということは、これは適当でないト申しましようか、現実的でな

五十四年三月期決算で二十二億の欠損を出し、無配となつたことから多額の債務保証履しが明らかになりました。そして、大光相互銀行は五十三年九月期まで七百四十億円に上る債務保証を貸借対照表に計上せず、有価証券報告書に虚偽の記載をし、五十四年十月二十四日、大蔵省から告発されました。また、旧役員鵜形元社長、坪谷元常務、五十嵐前常務は、内部規約で一億以上の融資は取締役会の議決を経なければならないことになつてゐるが、それをしなかつた。さらに、融資時点の関連会社の経営状態、担保能力から見て融資が危険な状態であるのに多額の融資を続け、これら不正融資により百四十二億円の損害を会社に与えたとして五十四年十一月一日、新潟地方検察庁から特別背任容疑で起訴されたというのが大光明銀行の乱華事件の趣旨であります。

その内容につきまして、過去、おととしの春以前に債務保証を簿外計上していたわけでございましたが、その業務報告書の提出がありました場合でも、業務報告書の記載内容についての説明の聴取はいたしましたが、のように取締役が共謀して業務報告書に未計上という形式の報告をしていましたのですから、残念ながらその報告書を受領する、説明を聴取する段階で把握できなかつた。それから次に、先生御指摘の検査でなおできなかつたかという点でございますが、検査に際しましても、それ以前をさかのぼつてみると二回ほど検査をしていたのでございますが、検査もいわゆる司法的な強制権を持つた検査権でないものですから、銀行の協力を得て帳簿書類等を見るということで検査をしていたのですから、残念ながらそつの実態を、簿外保証していた事実を把握できなかつたことはまことに遺憾であったと反省しているわけでございます。

しかしこの激怒は自分の許可なしにこの種の文書を出したという社内の不統一に対する怒りでもあつた。高島屋社内にダイエーに協力している人間がいる、という背信行為に対する怒りである。」

高島屋のような著名な会社が、かかる提携について新聞記者を集めて統一コメントまで発表するようなことについて社長は知らなかつた、いや、社長の近くにおつたかなりの役員が知つておつた、内意、了承を与えておつたということは、商法上取締役会のあるべき姿としては一体どうあればいいのか、取締役会といふものは今度の改正でどういう権限、任務を持ち得るのか、また、会社の内規で取締役会の討議すべき必要案件というものは一体どういうものが望ましいのか、その点はどう考えていますか。

正法におきましては、二百六十条の二項という規定を新設することにいたしております。二項によりますと、「取締役会へ左ノ事項其ノ他ノ重要ナル業務執行ニ付テハ取締役ニ決セシムルコトヲ得ズ」ということにいたしまして、四号ばかり挙げておりますが、一は「重要ナル財産ノ処分及譲受」であります。二は「多額ノ借財」であります。三は「支配人其ノ他ノ重要な使用者ノ選任及解任」であります。四是「支店其ノ他ノ重要な組織ノ設置、変更及廃止」であります。これによりまして、二百六十条一項の取締役会は業務執行の決定権を持つておるのだと、こういうことを明らかにいたしまして、そして仮に代表取締役その他の取締役が業務を執行いたします場合でも、それは本来取締役会の決定すべきことを取締役会から委任をされてやつておるのだ、そして取締役の職務の執行については取締役会の監督があるので、こういうことを明らかにした次第でございます。

○横山委員 次に、大光相互銀行の乱脈融資事件を例に引いて質問をします。

保証を正式にせすに陰にしておつたということがあつたのだろうか。銀行業務及び財産状況について大蔵省の検査が行われたと思うが、それでも摘要されなかつたのは一体どこに欠陥があつたのだろうか。大蔵省は五十四年十月二十四日告発をしたのですけれども、大蔵省の検査といふものは一体どうなつておるのか。大蔵省の検査で大光相互銀行が摘発されなかつたという反省点は一体どう考えればいいか、まず、大蔵省からお伺いします。

○小田原説明員 お答え申し上げます。

大光相互銀行は、相互銀行法二十条に基づきまして大蔵省に業務報告書を提出することになつております。この二十条は、銀行法の第十条を準用しているわけでございまして、大蔵大臣への業務報告書の提出義務があるわけでございます。具体的には、相互銀行でございますので、大蔵大臣の地方支分部局長としての関東財務局長が受理しているわけでございます。

事件の経験に顧みまして、債務保証をした先のすべての金融機関から網羅的にその保証先金融機関の貸出残高を徴求するという手法を開発し、そしてそれぞれ相互を照合するという改善の措置を検査に当たって図つたということをございます。

○横山委員 かつて私は、銀行検査官の仕事のありようについて質問をいたしまして、そして銀行と銀行検査官とが癡着しておるということを言うたことがあるわけです。現に汚職の問題があつたわけです。そこで、銀行検査官を検査する検査官をつくれと言ったことがあるのです。そこまでいければもう何をか言わんやということになりますが、近ごろは裁判官でも悪いことをしますからね、あてにならぬ。一体、銀行検査官は何をやっておるのか。

承知するところによれば、これが告発したのが五十四年ですね。四十八年の大蔵省検査で、帳簿上の正規の債務保証比率が高いことが大蔵省から指摘された。それで、見かけの保証比率を下げるために急激に裏保証額をふやしたというのが実態

○中島（一）政府委員 現行法のもとにおきましても、「取締役の忠実義務」ということで、二百五十四条ノ二といふ規定がございまして、「取締役ハ法令及定款ノ定並ニ総会ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ」というう

委任をされてやつておるのだ、そして取締役の職務の執行については取締役会の監督があるので、こういうことを明らかにした次第でござります。

○横山委員 次に、大光相互銀行の乱脈融資事件を例に引いて質問をします。

しているわけでございまして、大蔵大臣への業務報告書の提出義務があるわけでございます。具体的には、相互銀行でございますので、大蔵大臣の地方支分部局長としての関東財務局長が受理しているわけでございます。

承知するところによれば、これが告発したのが五十四年ですね。四十八年の大蔵省検査で、帳簿上の正規の債務保証比率が高いことが大蔵省から指摘された。それで、見かけの保証比率を下げるために急激に裏保証額をふやしたというのが実態

だそうですね。

税務署なんかはその点うまいですね。去年もうかつておつて、ことしがたんと落ちた、一体何でこう落ちる。去年落ちておつて、ことしがんともうかれば、何でこうもうかるといふことをすぐに考えるわけです。いい悪いは別として考えるわけですね。

四十八年に帳簿上の正規の債務保証比率が高過ぎるじやないかと言つたら、翌年からがたんと落ちた。本当だらうかというて前の検査の結果を頭に入れてやれば、どこかにこまかしがあるのじやないかといふことがわからりそななものだと私は思うわけあります。が、大蔵省の検査が、まあずっとやつても強制権がないとかなんとかおつしやるけれども、銀行にしてみれば、大蔵省の検査なんか、なかなかさくてしようがない、こう言つてゐるわけですね。相当の権限、政治的な権力を持つておる検査官が銀行の接待によつて適当にやつておるようなことは、まことに検査官たるものに値しないと私は思つてならないのであります。しかも、ここは裏保証をしておつて、そこがうまくいかなくて、そしてその利子が払えぬからもう一遍利子の裏保証もした、こういふばかげたことなんでありまして、一体どうなつておると言わなければなりません。

大蔵省も大蔵省ならば、それなら公認会計士による銀行検査は、ここは五十一九月期決算から行われたのですけれども、その公認会計士の監査も、この報道によりますと、取締役会の議事録の提出などを拒否された、監査業務が十分に行われなかつた、こういふ記事がありますが、一体、公認会計士が取締役会の議事録の提出などを求めて、拒否をすることが妥当なんですか、拒否権があるのですか。

○横山委員 承知いたしておりませんではなくして、私も事実かどうかは確認はしてないが、公認

会計士の仕事として取締役会の議事録を提出して

くれという権限があるのか、それを拒否する権限があるのか、どちらかと聞いておる。

○小山(昭)政府委員 お答え申し上げます。

一般論としてお答え申し上げますと、当然監査に必要な範囲で、公認会計士は取締役に対しても見せないということであれば、法律上それをせひ見せるという権限はないわけございます。その場合には、十分な心証が得られなかつた、必要な企業は、仮に重要な部分について十分な心証が得られなかつたということであれば、その旨処理するということになるのではないかと思います。

○横山委員 五十四年、この監査法人は、意見差し控えという意見を付して大蔵省へ提出したといふことになつてゐる。会社が、公認会計士の監査に必要な書類の提出、議事録の提出を求めてそれを出さない、出されぬのはどうしようもないではないかといふ審議官はそう言つわけですね。

これじや監査のしようがないぢやないですかね、

大体、銀行は、大蔵省の監査がある、それから

税務署の監査がある、社内の監査がある、日銀の監査があると、まあ五つか六つ監査を受けるので、いやがつておることはわかる。わかるけれども、法律上の公認会計士の監査に対する協力を拒否する。拒否するのは、いま裏保証をしたといふ取られて、意見差し控えであります。では、何で意見差し控えか、少しきらんと書いて出してもらいたい、大蔵省としても監査の必要があるから、そんないいかげんな何だかよくわからぬで差し控えでは困る、疑問の点があつたら列挙してもらいたいということを文書でしっかりと取らぬのです。書いてこなければそれまでのことでありますか。

○小山(昭)政府委員 確かに先生の御指摘のところになりました公認会計士の意見差し控えというの

は、五十三年三月期の決算に係る財務諸表である

うかと思いますが、これにつきましては、その時点におきまして簿外の債務保証があるということ

がある程度わかつております。しかししながらその実態を十分説明するゆとりがなかつたといいますか、それが可能でなかつたといふ状況でございました

○横山委員 意見差し控えとして大蔵省に出すと

きに、いまおつしやつたような理由、こういう点で協力ができない、こういう点でまだ疑問が残る

という具体的な事実を監査法人は出すのですか。

また、大蔵省はその意見差し控えの内容を要求するのですか。

○小山(昭)政府委員 一般に監査の意見差し控えというのは、非常に問題があるということの表明でございます。したがいまして、そういう場合には、一般的にはこれこれの理由で意見を差し控えるという理由を表示する場合が多いかと思いますが、様式として必ずそういう意見をつけて監査証明をすると決まつてゐるわけではございません。ただ、一般的に言えばいま申しましたようなこと

で、これこれしかじか重要な点についてわからないう点があるから総合して意見を差し控える、こういうことになると思います。

○横山委員 そんないいかげんな話ではないかの

じやないです。監査報告書をあなたの方が受け取られて、意見差し控えであります。では、何で意見差し控えか、少しきらんと書いて出してもらいたい、大蔵省としても監査の必要があるから、そんないいかげんな何だかよくわからぬで差し控えでは困る、疑問の点があつたら列挙してもらいたいということを文書でしっかりと取らぬのです。書いてこなければそれまでのことでありますか。

○小山(昭)政府委員 確かに先生の御指摘のところになりました公認会計士の意見差し控えといふこと

について問題ありといふことを表明しているわけでござりますので、その差し控えの理由を監査報告書に記入する事がたまえになつておることは

事実でございます。

○横山委員 たてまえということは、書くべき義務があるのですね。

○小山(昭)政府委員 省令上そういう規定になつております。

○横山委員 大光相互銀行は、これはちょっと古い記録なんですが、要するにこれらの事実は特別背任・商法違反、タコ配の罪・商法違反、有価証券報告書虚偽記載・証取法違反、三点の容疑で大蔵省の検査が終了する五十四年の八月ごろに強制捜査に踏み切る、こういう状況になつていてます

が、この大光相互銀行の商法違反、証取法違反の結果がどうなつておるか、いまわかつていてますか。

○飛田説明員 処理の結果の中で、刑事事件について申し上げます。

刑事案件につきましては、昭和五十四年十一月一日に新潟地檢がいわゆる大光相互銀行事件を新潟地裁に公判請求ををしているわけでござりますが、その中で訴訟に係る事案の概要是、まず一点は、この大光相互銀行の代表取締役駒形氏といふ人ら三名がその任務に違背して不正貸し付け等により同銀行に合計百四十二億五千六百万円の損害を加えたという商法四百八十六条一項違反の事実でござります。二つ目が、同銀行及び右駒形氏が重要事項について虚偽の記載をした有価証券報告書を大蔵大臣に提出したという事実、これは証券取引法違反でござります。それから三つ目が、大蔵大臣に対して不実の記載をした業務報告書を提出したという事実、これが相互銀行法違反でございますが、この三点に要約することができると思いま

います。

そして、この事実で起訴されておりまして、現在公判中でござります。この事件の公判は昭和五十五年四月一日に第一回の公判が開かれまして、それ以降現在まで十九回の公判が進行しております。

そして、現在検察官の立証段階にある、こういうところでござります。

○横山委員 問題は、多額の裏保証について社長

と一、二の側近しか知らず、裏帳簿さえつくつていなかった。それはつくっていたら、いざというときになかれて困るかもしらぬけれども、本当に公人であれば、考へてちやんと机の中に裏帳簿を置いておくものですが、それもないということは、表では銀行検査があり、公認会計士の監査がありながら多額の裏保証をしておるということとは、あきれて物が言えぬと思うのです。そこら辺のうどん屋さんがちやがちやのおかみさんがメモしているのと違つて、銀行の頭取が裏保証について帳簿もつくつていなかつたというのは、一体この種の問題はこれからどうしたら防止ができるか、どうしたら裏保証のやり方について防止できるか、その点は大蔵省はどう考えますか。

○小田原説明員 あの大光相互銀行の事件の経験に顧みまして、保証するにはどこからお金が出ている、そこで、お金を出しているのは、大光相互銀行の事案に顧みますと、銀行、生命保険会社、損害保険会社、農協系統の信用機関等でございましたので、そういういわゆる信用機関のすべてある時点ごとに、毎期ごとに貸し出しの状況を個別行ごとに出してそれを全部照合するという措置をすれば、裏で保証していたものは、表では出しているところは確実に金を出しているわけでございますので、それを保証しているのが簿外になつたわけでござりますので、それを各行別にすべてを照合するという検査方法に改めてやつております次第でございます。

○小山(昭)政府委員 公認会計士の監査の面から、ただいまの先生の御質問に対しても若干補足的に御説明申し上げます。

大光相互の乱脈融資といいますか不幸な事件がございましたが、これの公認会計士による監査が行われました五十一一年九月期というのは先生も御承知のように、銀行に対する公認会計士の監査の始まつた当初でございまして、銀行監査の手続等についてまだやれな点がございました。具体的に申しますと、一般の企業でございますと、債務保証というものは事業のそれほど重要な内容をな

しているということでもございませんので、銀行監査を行います場合に、債務保証の内容について置いておくものですが、それもないということは、表では銀行検査があり、公認会計士の監査が

ありますから、当該会社の業務に関与する取締役等としては、こういうものを契機として、商法のたてまえといいましょうか制度といいうものを、手側、つまり、銀行が他の銀行から融資を受けている相手に対して債務保証するというようなことがあるわけでござりますので、そういった融資を行つて他の銀行へ行つて、そこで債務保証が

行われているかどうかということも確認するようになりますから、当該会社の業務に関与する取締役なども、あんた何でやめたんだと言つたら、私のやや一部を担当している従業員の取締役と話しかねども、あんた何でやめたんだと言つたら、私の

従業員の優遇措置として取締役になつてゐるんだから、取締役会に出ても私は座つておるだけで、口を出すようなことは全然ありません、そして重要なことについては何らの相談も受けておりません、こういうわけでやめました、こう言つてゐるが、こういうわけでやめました、こう言つてゐるが、こういうようなことを考へてみますと、今度のこの改正で、取締役会にかけなければ絶対にいかぬぞ、あるいは取締役といったところでおまえもまこまこしておつたら連帯責任と一緒に引つ張られるぞというようなことが、各企業の中に本当に徹底をするでしょうか。私、心配なのですが、どうですか。どういう自信がありますか。

○横山委員 この駒形元社長、坪谷元常務、五十嵐前常務がぐるになつてやつておるわけですけれども、大光相互銀行の取締役会といふては、もちろん全然知らなかつたといふわけですね。今度、この取締役会の権限がきわめて強化されることが、取締役自身についても連帶責任がある、こういうわけですね。そうですね。それで実際に実効が担保されるだらうかという疑問を持つわけであります。げた屋株式会社は別として、こういう大きな少なくとも上場会社なり監査を受ける会社は、これからは取締役会に相談しなければいかぬ

ところを無視して乱脈が行われた場合についてまごしておつたらおまえも引つ張られるぞといふことになるわけです。それで本当に実効が担保されだらうか。こういう大光相互のよう、あるいは先ほどのダイエー・高島屋のように社長が知らぬうちにやつておるものもあるけれども、大体において社長といふのは絶対権限がある。何を言つておる、文句を言うか、おまえは左遷だ、これは

しておしまいます。

○横山委員 この駒形元社長、坪谷元常務、五十嵐前常務がぐるになつてやつておるわけですね。今度、この取締役会の権限がきわめて強化されることが、取締役自身についても連帶責任がある、こういうわけですね。そうですね。それで実際に実効が担保されるだらうかといふ疑問を持つわけであります。げた屋株式会社は別として、こういう大きな少なくとも上場会社なり監査を受ける会社は、これからは取締役会に相談しなければいかぬ

ところを無視して乱脈が行われた場合についてまごしておつたらおまえも引つ張られるぞといふことになるわけです。それで本当に実効が担保されだらうか。こういう大光相互のよう、あるいは先ほどのダイエー・高島屋のように社長が知らぬうちにやつておるものもあるけれども、大体において社長といふのは絶対権限がある。何を言つておる、文句を言うか、おまえは左遷だ、これは

しておしまいます。

○中島(一)政府委員 先ほども申しましたように、取締役の業務執行は取締役会が監督をするということでありますし、それから、重要な事項については取締役会に留保して、取締役に委任をすることができないということになつておるわけであります。さらに、先ほどの二百六十条の二項に続きまして、三項に「取締役ハ三月ニ一回以上業務ノ執行ノ状況ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス」という規定、これも新設でございますが、規定をいたしまして、取締役会としては業務の執行についての十分な知識を持つといふことにいたしておりますわけでありまして、制度としては十分と申していいかどうかわかりませんけれども、必要な手当てはしたというふうに私どもは考へておるわけであります。

それにもかかわらず、こういう制度の趣旨とするところを無視して乱脈が行われた場合についてまごしておつたらおまえも引つ張られるぞといふことになるわけです。それで本当に実効が担保されだらうか。こういう大光相互のよう、あるいは先ほどのダイエー・高島屋のように社長が知らぬうちにやつておるものもあるけれども、大体において社長といふのは絶対権限がある。何を言つておる、文句を言うか、おまえは左遷だ、これは

しておしまいます。

これは帝人の問題ですけれども、二十六年間社長の座にあり、その間海外の石油開発に乗り出し、さつと七十億円の損失が生じたとされる帝人の大屋社長のところですが、当時の鈴木常務が阪本社で、「投資効率の悪い未来事業や海外事業に重心を移す」と改め、もつと地に足のついた事業に力を入れ」と発言したのが、その日のうちに鈴木氏は「すぐに帰つて来い」と大屋社長の指示を受け、社長室長だった鈴木氏はボストンを外され、しばらくしてニューヨーク駐在を

命じられたようである。これが現在の実態ですね。

ところで法務大臣、どうですか。あなた、局長会議をおやりになるでしょうか。法務省の取締役会としては一体どんな状況でしようか。あなたが局長会議でさあずつと言え、ずっとと言つたつて、民事局長は自分のお城を守つて、刑事局がやつているのはけしからぬなんて言わぬでしよう。局長は取締役じやないのですか、商法上の。実際問題としてあなたの経験からいって、この新しい商法改正における取締役会及び取締役の権限強化についてどうお考えになりますか。

○奥野国務大臣 やはり法令のあり方と人の運用、両方であつて、どちらか一方さえよければそれでいいというものではない、こう思います。今回の商法の改正は、やはり一步前進させたものだ。取締役会としてその専権に属するものは明記しているわけでございまして、代表取締役オールマイティーというわけのものではないことを一層はつきりさせておるわけでございますので、ワンマン社長の専横の防止ができる力は持つてるのでないか。しかし、もちろん会社の人事のあり方も大きく絡んでくると思います。両面相まって効用を發揮するのだ、こう思いますけれども、一步前進だということは御理解いただけるのじやないかな、こう思つております。

○横山委員

よく企業は人なりと言われておりまして、中小企業の場合には、結局社長以上には伸びないし、社長以下にも下がらない、まさに社長の人間、経験、力量、それに企業が左右される。けれども、大企業になりますと、やはりシステムだと思いますね。そのシステムが効果を及ぼさなければ、企業が人だと言つたて、システムが大事だと思います。そういう意味合いで、取締役会といふものを強化するという意味はわかりますけれども、しかしながら、いま事例を挙げましたように、こう取締役会の議題に経なければいけないかねどということによつて起つて起つて起つて起つて起きるべく取締役会にかけないようにする。そし

て取締役会にかけるには、ここにいま紹介したように根回しを十分やつて、根回しがまとまらぬうちは取締役会にかけないとかいうことによつて、取締役会が形骸化するおそれというものを考へざるを得ない。取締役会がみんなでひとつこの際自由に議論しようじやないかと、うにかんかんがくがくやるのは、会社がつぶれそうになつたときだ、つぶれたときだ。もう勝手にさらせというと命やつておることをけちつけるのはどうかと思うし、社長の顔を見て、社長があれに賛成しておるなら要らぬこと言わぬでもいいわ、こういうよきには言うけれども、一人の担当取締役が一生懸命やつておることをけちつけるのはどうかと思ふら要らぬこと言わぬでもいいわ、こういうよきには言つたまゝに心持ちになる。

だから、私は繰り返し言つのですけれども、この改正の実効がいかにして担保されるか。この改正の趣旨を企業の中に本当に浸透させる方法は一体何か。経團連は今度の改正に余り心から賛成しておるわけでもありません。法務省が街頭で、商法が改正されました、どうぞ皆さん聞いてちょうだいと言つたつて、だれも聞きに来る者はおれへん。どういう方法で企業の中にこの種の改正をわかりやすく浸透させるおつもりでしょうか。

○中島(一)政府委員 商法の改正につきましては、すでに法制審議会の審議の段階から経済界と

この大阪証券信用というものは、これは大阪府へ届け出すればすぐ設立されるのですね。そういうところに銀行がじやんじやん貸して誠備グループに回す、誠備グループはそれによって誠備銘柄をじやんじやん買って株をつり上げるといふことで、それが所得税法でがたがた崩れていったということを考えてみまして、銀行がそんなことは、大阪信用から誠備グループにじやんじやん融資して仕手戦をやつてているといふことはわかつたというふうなものが、この反省は大蔵省はどう考へておりますか。

○足立説明員 お答えいたしました。

個別の金融機関の個別の取引といふものは、本

などにも改正問題が取り上げられておるわけでござります。こういう国会の審議の経過につきましても世間が关心を持っておりますから、今回の商法改正の内容について深く知るといふようなことにもなりましようし、改正が行われました場合に

グループに直接融資しておれば、目立つわな。それを真ん中に大阪証券信用なんてかつてのいい会社をつくつて、大蔵省の幹部が入り込んで、大蔵省にある現役当時はそんなこといかぬぞいかぬぞ

と言つながら、退職したら今度は、うまいことをやれば合法であるから、銀行からおれが金を借りてやる、証券信用だから銀行、金を貸せ、そして設立目的に反してこの種のことをやるといふこと

はいかがなものかと私は思うのですけれども、この経験によつて、証券信用というものがこのままほつておいていいものだらうかどうか。一般投資家の保護のためにも、いまの証券信用といふものをこのままほつておいていいのだろうか、こういふことをやられれば、金がまとめて銀行からが

ばつと集まつてくる。それを買ひ占めや仕手戦をやるところが貸してくれと言えば、おお、やれといふようにやるブール機関になつておるといふ

全会だと誠備グループだといろいろのものによつてかなり頗るしく行われるということが注目を集めてあります。大阪証券信用の倒産事件を例に引いてみると、大阪証券信用は資本金一億円、四十年設立なんですが、都銀から五十一億円、信託銀行から百九十一億円、相互銀行から五十四億円、外國銀行が二百三十億円、これはことしの三月現在なんですが、銀行がわあんと貸しておりますね。そして誠備グループなどに融資をしおりましたが、誠備グループを中心人物加藤の所得税法違反容疑逮捕以来、いわゆる誠備銘柄が急落、担保不足で資金が逼迫し、四月三日、和議を取り下げ、大阪地裁に会社更生法適用を申請し、大阪地裁は直ちに株式凍結を要請したというのであります。

この大阪証券信用というものは、これは大阪府へ届け出すればすぐ設立されるのですね。そういうところに銀行がじやんじやん貸して誠備グループに回す、誠備グループはそれによって誠備銘柄をじやんじやん買って株をつり上げるといふことで、それが所得税法でがたがた崩れていったということを考えてみまして、銀行がそんなことは、大阪信用から誠備グループにじやんじやん融資して仕手戦をやつているといふことはわかつたというふうなものが、この反省は大蔵省はどう考へておりますか。

○小山(昭)政府委員 先生が最初おっしゃいましたように、大阪証券信用という会社は、いわば貸金業者と申しますか、都道府県知事に届け出るこ

とによって設立されるものであり、大蔵省としてはこれを監督したり検査するという立場にないわけござりますので、私ども大変残念ではございませんが、この会社が行つておる業務の内容、実態等については、事件が明らかになるまで承知していなかつたというふうなのが実情でござります。

○横山委員 銀行がこれほどたくさんの中を誠備グループに直接融資しておれば、目立つわな。それを真ん中に大阪証券信用なんてかつてのいい会社をつくつて、大蔵省の幹部が入り込んで、大蔵省に

やれば合法であるから、銀行からおれが金を借りてやる、証券信用だから銀行、金を貸せ、そして設立目的に反してこの種のことをやるといふこと

はいかがなものかと私は思うのですけれども、この経験によつて、証券信用といふものがこのままほつておいていいものだらうかどうか。一般投資家の保護のためにも、いまの証券信用といふものをこのままほつておいていいのだろうか、こういふことをやられれば、金がまとめて銀行からが

ばつと集まつてくる。それを買ひ占めや仕手戦をやるところが貸してくれと言えば、おお、やれといふようにやるブール機関になつておるといふ

がするのですが、証券信用それ自体についてのお考えを承りたい。どういう監督をこれからなさるつもりか。

○小山(昭)政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、いわゆる貸金業者として、証券市場の周辺にと申しますか、株式等を担保として金銭の貸し付けを行う貸金業者といふのはいろいろたくさんあるわけでござります。この大阪証券信用の場合は若干毛並みが違います。申しますか、地元の証券界が大株主にかなり入っているというような点がございまして、通常のいわゆる貸金業者は若干、その点では恐らく信用度そのほかが高かつたということが今回の不幸な事件の原因になつてゐるというふうに思うでございますが、いずれにいたしましても、法的性格から言えども、私どもの直接監督なり何なりが及ぶ相手ではなくて、貸金業者という位置づけになつております。

そこで、先生のお尋ねの点でございますが、私ども、やはり大阪証券信用に限らず、一般的有価証券担保で金融を行つた町の金融業者といいますか、そういうものを含めまして、そういうものと一般の投資者とのかかわり合いについてございますが、これは個々の投資者が自分でそういうところへ駆け込んでいて金を借りるということを、一々私どもの方で監督、規制するといふのは、これは先ほど来申し上げておりますように大蔵省の権限外の問題でございますが、今回の事件で特徴的だったことは、証券会社が証券担保の金融会社に自己の顧客をあつせん、紹介等いたしまして資金を調達させて、それをもつてさらに投機的な株式投資を行つてゐるところに特色があつたわけでございまして、そういう証券会社とその種の証券金融会社とのかかわり合い、証券会社が自己の営業を繁盛ならしめるために、顧客をして過度にあるいは投機的な取引のための資金調達にそいつた金融会社を利用させることをあつせんしたりすることが過度にわからぬようになつたことは、証券会社の営業姿勢の問題であります。

として今後十分検討し、必要な指導等を行つてまいりたい、このように考えておられる次第でござります。

○横山委員

大阪証券信用は毛並みがいいからこそなんことになると思わなかつたとおっしゃるのだが、毛並みがいいから銀行が全部金を貸して、毛並みがいいところを利用して買い占めや仕手戦をやる、そんなばかな話はないですよ。理屈がどこかでおかしいですよ。私は、証券金融について何らかの規制をすべきだ、証券金融は私の方の所管じゃないから知らないと言つておれぬ問題があるじゃないか、銀行も銀行だとと思うのであります。

片倉工業は資本金十七億五千万円の会社でありますが、株式二三%を取得した香港投資家グループが、片倉工業所有の大宮工場跡地利用について会社側と意見が対立して、取締役の違法行為差止請求を東京地方裁判所に起きました。また、五十年十二月一日施行の新外為法に伴い資本取引が原則自由となつたが、政府が外人の株買いを規制できる企業に片倉工業を指定したのは不当であるといつて、指定取り消しの行政訴訟を起こしたものであります。

○小山(昭)政府委員 片倉工業の問題でござりますが、株式二三%を取得した香港投資家グループが、片倉工業所有の大宮工場跡地利用について会社側と意見が対立して、取締役の違法行為差止請求を東京地方裁判所に起きました。また、五十年十二月一日施行の新外為法に伴い資本取引が原則自由となつたが、政府が外人の株買いを規制できる企業に片倉工業を指定したのは不当であるといつて、指定取り消しの行政訴訟を起こしたものであります。

この事件を考えてみまして、今回、取締役会というシステムの強化というのが今度の商法改正のポイントでございますが、経営者優位の日本企業株主なんか配当され払えばいいんでしょうとういうような感覚と言つては語弊がありますけれども、大体そういうことで、実際は株主権なんといふものはあってもなきがごとしだ。ところが、アメリカでは株主優位という考え方が優先しておる思ひのようです。日本的な経営者優位、アメリカ的な株主優位との違いがここにあらわれているんじやないかという感じがします。香港グループが、

ければ経営利益と同じだけの支払い利息を払うことになるから、株主でなく銀行に奉仕する会社になつてしまふと言つて経営方針の違いをはつきりさせておるわけであります。

○横山委員

大阪証券信用は毛並みがいいからこそなんことになると思わなかつたとおっしゃるのだが、毛並みがいいから銀行が全部金を貸して、毛並みがいいところを利用して買い占めや仕手戦をやる、そんなばかな話はないですよ。理屈がどこかでおかしいですよ。私は、証券金融について何らかの規制をすべきだ、証券金融は私の方の所管じゃないから知らないと言つておれぬ問題があるじゃないか、銀行も銀行だとと思うのであります。

片倉工業は資本金十七億五千万円の会社でありますが、株式二三%を取得した香港投資家グループが、片倉工業所有の大宮工場跡地利用について会社側と意見が対立して、取締役の違法行為差止請求を東京地方裁判所に起きました。また、五十年十二月一日施行の新外為法に伴い資本取引が原則自由となつたが、政府が外人の株買いを規制できる企業に片倉工業を指定したのは不当であるといつて、指定取り消しの行政訴訟を起こしたものであります。

この事件を考えてみまして、今回、取締役会というシステムの強化というのが今度の商法改正のポイントでございますが、経営者優位の日本企業株主なんか配当され払えばいいんでしょうとういうような感覚と言つては語弊がありますけれども、大体そういうことで、実際は株主権なんといふものはあってもなきがごとしだ。ところが、アメリカでは株主優位という考え方が優先しておる思ひのようです。日本的な経営者優位、アメリカ的な株主優位との違いがここにあらわれているんじやないかという感じがします。香港グループが、

○中島(一)政府委員 先ほど株式会社の業務執行は取締役会が決することを申し上げましたけれども、それはあくまで株主総会がその根本にあるわけでございまして、株主は会社を所有しておる立場であり、株主総会はその株式会社における最高の意思決定機関であるということは申すまでもないことでござります。それを貢きますと、香港株主のような、株式会社の経営は株主総会が大株主なのに株主総会の席上で意見を言わしても、ううこともできない、いまのままの借金経営を続行するわけではありません。

○中島(一)政府委員

先ほど株式会社の業務執行は取締役会が決することを申し上げましたけれども、それはあくまで株主総会がその根本にあるわけでございまして、株主は会社を所有しておる立場であり、株主総会はその株式会社における最高の意思決定機関であるということは申すまでもないことでござります。それを貢きますと、香港株主のような、株式会社の経営は株主総会が

位、経営優位というふうに先ほどおっしゃいましたが、そういう現実があるわけでありまして、株主を軽視しているのではないかという批判は、もともとある点があるのでございます。

○横山委員

今回の改正法におきましては、形骸化しておる株主総会を生き生きとしたものにしたい、活性化され、まさに株主国際化時代を迎えたわけですが、株主総会の運営、配当政策、ディスクロージャー、こういうところが改善のポイントになつておるわけであります。そこで、そこが改善のポイントになつておるわけであります。

○横山委員 株主総会の問題で少し言及をしてみたいと思うのですが、今回「会社へ何人^干対シリモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」という規定があるわけあります。大和証券の調査部が調査した株主総会白書によりますと、総会に出席する株主に対しておみやげを渡したり、飲み物や食事を提供するなどして接待を行う会社が多いという。出席した株主一人当たりのおみやげの金額をアンケート調査した結果、おみやげを出している会社は三百二十七社、これは全回答の一・七%というのでありますから、半分以上がいつもおみやげを出してくれるわけですね。おみやげを出してくれる会社のうち、株主一人当たりの金額は、四百円超六百円以下が最も多く百十九社、おみやげを出した会社の三六・四%、二百円超四百円以下が六十七社、二〇・五%、八百円超千円以下が四十二社、一二・八%、一千円を超える会社が一社あり、具体的な回答では四千円となっているようです。また、自社製品または関連会社製品を出す会社が一五・九、自社製品以外の物を出しているものが三三・七。これらは「何人^干対シリモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」という規定に反しますか。厳密に言えば、ダメですね。

○中島（一）政府委員 四千円というような例は、今まで聞いておりませんでした。私も聞いておりましたのは、せいぜい何百円から千円までの物と聞いておりましたが、金額によりましては問題になるかと思います。

○横山委員 この間、日本の総会屋が、アメリカへ大挙アメリカの総会を勉強に行つたという記事が出ておりました。アメリカではびっくりして、日本の総会屋アメリカへ進出というタイトルをしたそりであります。いまのところはまじめな勉強をしてきたということになつておるわけであります。しかし、そのまじめな勉強の中で一樣に言つておりますことは、アメリカの株主総会はわざわざ長時間、そしてまじめな質疑応答が行われておる、こういうことを、報告ですからどうかわかりませんけれども、総会の時間が二、三時間から五時間に及ぶこともある。総会は会社を知つてもらう絶好のチャンスとされ、株主のコンセンサスを得るまで意を尽くそうという姿勢である。だから、わずか二、三十分、ひどいになると十分で終わって、ああよかつたよかつた、万歳と言つたわけでありますけれども、こういうことを比較してみて、社長以下みんなが、きょうは御苦労さん御苦労さんと言つているのとえらい違うなと思うわけであります。先ほどもちょっと御意見を伺つたわけでありますけれども、こういうことを比較してみて、日本の株主総会が総会屋を排除しながらまじめな株主総会とするにはどうしたらいいだろか、その点が日本の企業のディスクロージャー、社会的責任、株主の利益擁護、株主の本當の協力を得られるポイントになるのではないかな。むしろ、改正の中で一番主力を注がなければならぬことではないかと思われるわけであります。

今度経団連が参考人としていらっしゃるのであります。改正に当たつて、株主総会の民主化あるいはまじめな討議の場、そういうふうにするこないですか。

◎中島（一）政府委員 おられますように、株主に会社の経営と申しますか、株主総会に参加をするという意識と意欲を持つつてもらうことがます重要であろうということが考えられます。現在の株主総会の実情は、株主にそれに参加をするという意識も持つにふさわしくないし、意欲を持たせるのにも十分でない、こういうことが指摘されておるわけであります。

それに対しまして、確かにアメリカの例などを伺ってみますと、かなり実質的な審議が行われております。株主総会あるいは株主が会社の経営をコントロールしているのだということが株主総会のあり方にかなり如実にあらわれておるというところで、私どもは大変うらやましく考えておるわけでございます。これは国民性の違いというような面とともに見るところがあるうかと思います。ディスカッションによって結論を出していくという、そういう国民性と申しましようか、そういうことになるとわが国の国民がなれていないといふような面もありますから思ひますけれども、私どもは、制度いたしましては、株主総会の方向としては、たゞいま問題になつておりますようなアメリカの株式会社における株主総会のあり方に近づけていきたいと考えておるわけであります。

そのときにはどういうことが具体的に問題になるかということでございますが、審議会で問題になりましたような問題、また私どもが考えましたような问题是いろいろございますが、先ほども申しましたように、まず、総会屋といふものに対する排除を考えなきやならぬだらうと、こういうことを考えております。

それに対しまして、先ほどから問題になつております株主権の行使に関する利益の供与を禁止するといふことで総会屋を排除するということを考

は、そこで審議されるにふさわしい事項を審議の対象にする、そして審議するに適当でないものは株主総会の承認事項から外すということあります。貸借対照表あるいは損益計算書というような計算書類を、これは大規模会社についてでありますけれども、今回、株主総会の承認事項から外しまして、そして会計監査人の選任を株主総会の決議事項としたというようなことはその一つのあらわれでございます。

そういうものを、いろいろ制度を改めることにいたしまして、要するに、株主総会が経営者をコントロールする、経営をコントロールするということを形の上でも、株主の気持ちの上でも明らかにしていきたいというのが今回の改正の方向でございます。

○横山委員 先ほど公認会計士の方、大蔵省とのやり方について質問をいたしましたが、この公認会計士の解任の問題です。解任は、任期一年になつておるのでされども、代表取締役はいつでも首を切れるということになつていますね。で、正当な理由なく首を切られたときには賠償を請求できるというふうになつておりますね。いつも首を切れるというのは、あれは何条でしたか……。(中島(一)政府委員「特例法の六条でござります」と呼ぶ) 特例法六条でしたか。一体なぜ正当な理由があるときには首を切れるというふうにしなかったのかということに疑問があるのですけれども、その点ちょっと説明してくれませんか。いつでも首切れるということが、なぜ、正当な理由があればいつでも首切れるというふうにできなかつたかという点です。

○中島(一)政府委員 これは、会計監査人は会社の代表取締役との間で委任あるいは準委任の法律関係が成立をするというふうに言われております。そうなりますと、民法の委任の規定が適用になるということになりますので、民法の六百五十一条という規定がありまして、「委任ハ各当事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ解除スルコトヲ得」、第二項におきまして、「当事者の一方カ相手方ノ為メ

二不利益時期二於テ委任ヲ解除シタルトキハ其損害ヲ賠償スルコトヲ要ス」、こうしたことになります。されど、これは委任者と受任者の間の信頼関係に基づいて成立をいたしておりますので、その解除というものについては、正当事由ということで余り厳格な要件を設けないというのが委任についての基本的な考え方であろうと思います。

それを公認会計士たる会計監査人の解任についても持つてきただのであるうといふに考へるわけですが、たゞ、その規定は、選任権者が取締役会である、現行法のもとにおきまして会計監査人を選任するには取締役会である、こういうことを前提として成り立つておるわけでありまして、今回、会計監査人の地位の独立を図るということで、会計監査人を選任するには株主総会の決議ということになりましたので、したがつて、解任も株主総会の決議ということになつたわけでございます。

○横山委員 監査役だとか取締役の解任の条件と、公認会計士の解約、解任条件とはたゞが違うように思うのです。なるほど、民法上の問題はあるかもしれませんけれども、公認会計士といふものは株主を代表し、あるいは社会を代表して社会的責任のある企業の監査をしておるという立場から言えど、通常のところの民法の自由な諸契約とは違つた立場にある。だから、解任は一年以内でもいつでも首切れるといふこの規定は、いさか異様に私は思うのです。

正当な理由があるならばいつでも首切れるといふならばいいけれども、問答無用でいつでも首切れる、ただ、それで文句があつたら、正当な理由がないときには賠償請求をしていい、こういうふうになつていますね。そのところがおかしいのです。正当な理由があれば賠償請求をしてもよしといふことは、裏を返すと、正当な理由がないときでも、いつでも首切れる。正当な理由があればいつでも首切れるといふことなら、話はわかる。理由なくして何でも問答無用で首切れる

いうのはちょっとおかしくないですか。私の言つてのこと、わかりますか。だから、一般的の契約では違つのじやないか。これだけ監査といふことが重要なことだ、社会的責任がある、大蔵省にも報告せねばならぬ、そういう責任ある地位に立つておる者をいつでも首切れる、文句があつたら賠償請求してごらん、こういうことはちょっとおかしくはないかという気がしますね。これはあなたも、いま何か答弁が人ごとみたいな、そういうことだと思いますなんて、あなたがやつたんじやないかね。

○中島(一)政府委員 会計監査人と会社との間の法律關係が委任あるいは準委任であるということから出てきた法律的な制度としての結論であるといふふうに考えまして、私どもの方で立案をしたわけでござります。

○横山委員 それはおかしいな。これは問題を留保しておきます。

その次は、二百八十二条ノ三、二の五でいわゆる継続性原則を導入したと考えられます。この場合、監査報告書の上で会計方針の変更が相当でないとした場合、当該監査の対象となつた計算書類は違法となるのか、または会計方針の変更が相当なる場合、同じく相当でない場合、一体どういう場合になるのかよくわからぬであります。

要するに、正当な理由といつたところで、減価償却を定額制から定率制にする、あるいは定率制から定額制にするという会計方針を変える場合、そぞれでえわといふことに相当な場合はなるのです。この場合に、その方針を変更して作成された貸借対照表または損益計算書そのものが会社の財産及び損益の状況を正しく示していないといふことになりまして、監査報告書では、会計方針の変更についての意見のほかに、この貸借対照表なり損益計算書そのものが会社の財産及び損益の状態を正しく示していないといふことが指摘されることになるであろうというふうに考へます。

○横山委員 次に、二百八十七条ノ二ですが、今回の改正によつて商法上引当金はいわゆる負債性積算あります。その複数いずれも違法であるといふ場合があり得るわけでありますので、一つの会社がAという会計処理の方法を本年度ではとりま

したけれども、来年度におきましてはBという会計処理の方法をとるといふこともあります。このこと自体は決して違法ではない。このことだけが問題になります。このこと自体は決して違法ではない。

したがいまして、今回の改正案におきましては、会計方針の変更自体を禁止するということはいたしておりませんけれども、会計方針の変更があつた場合には、会計の専門家である会計監査人及び会社の機関として社内事情に詳しい監査役に、その変更がどのような影響を及ぼすか、さらにはその会社の置かれております状況のもとににおいてその変更が相当かどうかといふことの意見を監査報告書に記載させるということにいたしました。これによって計算書類から会社の財務状況がより的確に把握できるように、また会計方針の変更の乱用による不当な利益操作を行われないよう

にということを考へたわけでござります。会計方針の変更がもっぱら利益操作のために利用されているという場合は、これは全く不相当と考へたまどもへ返しますわ、ああそれならそぞれでえわといふことに相当な場合はなるのです。この場合に、その方針を変更して作成された貸借対照表または損益計算書そのものが会社の財産及び損益の状況を正しく示していないといふことになります。この場合に、その方針を変更して作成された貸借対照表または損益計算書そのものが会社の財産及び損益の状況を正しく示していないといふことになります。この場合に、その方針を変更して作成された貸借対照表または損益計算書そのものが会社の財産及び損益の状況を正しく示していないといふことになります。

○横山委員 いづれにしても、私もちょっとこの辺がよくわからないのだけれども、税法上の扱いと商法上の改正の扱いとが違う。税法上では利益の計上前にこれらの利益留保性の準備金ですか、それらは落としていい、ところが、今度の改正の商法で、これらのものは利益留保性の準備金ですか、こういうわけですね。その扱いの違いというのは何か問題が起ころるのじゃないですか、何も問題がないですか。

○稲葉説明員 かつては税法上は利益留保性による損金算入といふことを認めておりませんでしたので、その点は特定引当金という形で負債の部

資損失準備金等利益性処分は載せるなどいふうに解釈するんですが、それでいいんでしようか。それが前段であります。

それなら、その利益性処分、価格変動とか中小企業海外だと、海外投資損失準備金だと、そういうものは税法上では損金扱いに初めからしまつわけですね。ところが、今度の商法改正で、それらは税法上と扱いが違うことになる、そういうことになるんですか。

に計上しない限りは損金扱いしないという扱いで
あつたわけでござりますが、現在のところは原則
として利益処分方式を認めておりますので、特に
問題は起こらないというふうに考えております。

○横山委員 本日は時間が、まだ私の半分にも満
たない質問であります。最後に、私どもがこの
法案の審議を党内でいたします際に重要な問題と
して、一遍政府側の意見を聞いておきたいと思ひ
ます。

残念ながら、自民党の責任者がおらないのであ
りますけれども、聞くところによりますと、答申
から政府案に至りますまでの過程で幾つかの修正
がされました。その修正の過程で、日税連と自
由民主党との間に監査制度を抜本的に見直すた
めの調査会の設置という問題が議論をされまし
た。——責任者が一人いらっしゃった。ちょっと
聞いておいてよ。先ほど理事会において自由民主
党の山崎武三郎君に聞きますと、自由民主党と日
税連の間に監査制度を抜本的に見直すための調査
会の設置ということが自由民主党で了承をされた
というような趣旨ですね。まだそこ正確かどうか
わかりませんが、趣旨の私の質問に対しまして、
山崎理事からそういうことがあつたという話を聞
きましたが、その事実は政府側としても承知をし
ておられるのですか。

○中島(一)政府委員 私どもは、税理士会、日税
連の方から監査制度を抜本的に改善するための調
査をしてもらいたいという申出があつたことは
承知しております。しかし、それは法務省の関係
でございませんので、私の方は、これは私どもの
方へ持つてきても困る、しかるべきところとこ
ろで話をされるべきだらうというふうに私どもは聞いて
おります。

○横山委員 自由民主党がそれを党内の機関とし
て設置することを承知したという事実については
御存じでございますか。また、大蔵省はこの問題
について承知をしておりますか。

○中島(一)政府委員 大蔵省、どうですか。

○小山(昭)政府委員 私も、そういう問題につい
て両業界との関係でお話し合いが行われていたと
いうことをある段階で耳にいたしましたが、それ
がどういう結果になつたのかというようなことに
ついては承知いたしておりません。

○横山委員 この監査制度の抜本的な見直しとい
うことはどういうことなのか、どういうことが予
想されるかという点について、御意見を伺いたい。
○中島(一)政府委員 私ども聞いておりましたのは、先ほどからも問題になつております会計監査
人の監査と監査役との関係あるいは会計監
査人の地位の独立性というものが現在のままでい
いのかどうか、そういうような問題に関連をする
というふうに承知をいたしておりました。

○横山委員 この被監査会社と監査人とのありよ
うの問題が具体的には考えられるのですが、その
ほかはこの抜本的な見直しについて、いまのお話
によれば余りはつきりした話ではないようでござ
いますね。

いま示した被監査会社と監査人のあ
り方、今回、この商法がもし通過をいたしますと
かなりな被監査会社が出るわけですね、新たに出
るわけです。その被監査会社と公認会計士との契
約のありようについて、どうしても、双方の合意
によって契約が成立をいたしましても、端的に言
えば商賈だから自分のところでやりたいとい
うのが私どもの気持ちでございまして、この
点につきましては、現在の協会の規律、規則にお
きましても、業務の委嘱を会員は懇請してはい
ないというりっぱな規定があるわけでござい
ます。基本的に監査契約を結ぶことは企業
であるところ、まあ大きければ大きいほどいいとい
うような傾向が出て、前回の商法改正の後始末に
まして、税理士会の方では別途かかるべき方向へ
話を持っていかれたというふうに私どもは聞いて
おります。

○横山委員 私どもは、税理士会、日税連の方
から監査制度を抜本的に改善するための調査
をしてもらいたいという申出があつたことは
承知しております。しかし、それは法務省の関係
でございませんので、私の方は、これは私どもの
方へ持つてきても困る、しかるべきところとこ
ろで話をされるべきだらうというふうに私どもは聞いて
おります。

○中島(一)政府委員 現在の商法の内容から考
えて、商法一条にこの法律はということで書く
とすれば、商行為に関する法であり、かつ会社に
関する組織を定めるものであるというようなこと
を書くのではなくらうかと考えます。

○福葉委員 いまのは質問としては最初の質問
で、ちょっと意表外の質問ですが、これはなかなか
効果が上がるのです。最初にこういう意表外の
質問をやつていくとだんだんそつちが崩れてくる
ので、これは一つのテクニックなのです。いまの
はおかしいですね。債権者の保護というのが入っ
てない。これが入らなくてはおかしいですよ。そ
ういうわけでしよう、どちらもいいですが。

査は個人の公認会計士が一人でやれることはあ
りませんので、その辺のことともいろいろと配慮を
しならざる。

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。質疑を続行いたします。稻葉誠一君。

○稻葉委員 きょうは商法と証券取引法との関
係、監査役、公認会計士それから監査人ですか、そ
ういうふうないろいろな問題について問題があり
ますので、お聞きをしていただきたいというふうに思
います。

そこで、一番最初にお聞きをしていただきたいのは
商法と証券取引法との関係なのですが、実を言う
と、これは私よくわかりません。そこで、いろいろ
お話をお聞かせ願いたいと思いますが、一つ
は、戦後の法律はみんな第一条に目的が書いてあ
るわけですね。これはアメリカ流の法律の体系か
もわかりませんが、書いてあるのです。そうする
と、商法の場合、第一条に目的を書くとすればど
ういう目的の書き方をするということになるわけ
です。

○中島(一)政府委員 現在の商法の内容から考
えて、商法一条にこの法律はということで書く
とすれば、商行為に関する法であり、かつ会社に
関する組織を定めるものであるというようなこと
を書くのではなくらうかと考えます。

○福葉委員 いまのは質問としては最初の質問
で、ちょっと意表外の質問ですが、これはなかなか
効果が上がるのです。最初にこういう意表外の
質問をやつしていくとだんだんそつちが崩れてくる
ので、これは一つのテクニックなのです。いまの
はおかしいですね。債権者の保護というのが入っ
てない。これが入らなくてはおかしいですよ。そ
ういうわけでしよう、どちらもいいですが。

うに考えております。

○横山委員 時間になりましたので、きょう私の
第一段階における質問は終了したいと思います。

○高島委員長 午後一時再開することとし、この
際、休憩いたします。

午後零時十八分休憩

そうすると、証取法の場合はその目的が第一条に書いてありますね。これは、なぜ証取法ができたかということは後からお聞きしますが、証取法の目的の書いてあるところと比べると、商法のいま民事局長が言つたところはどういうふうに違いますか。

○小山(昭)政府委員 証取法一条にはこの法律の目的が書いてございますが、これは最終的には投資者保護ということを究極的目的にする法律であるということを述べたものというふうに理解しております。

○福葉委員 それはそうですが、その前に「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため」保護というのは、これは証券取引ですかからわかります、そうすると、国民経済の運営、こういうふうに書いてあるわけですね。投資者の保護といふのは、これは証券取引ですかからわかります、そうすると、国民経済の運営、こういうふうに書いてあるわけですね。投資者の保護といふのは、商法で言うと株主になるのか、社債を含むから一般債権者という形になるのかわかりませんが、その保護といふことも商法の目的として当然入ってこなければおかしいのじやないかというふうに私は考えるのです。

大蔵省に聞くのは、いまの国民経済の運営とかなんとかという言葉は、どういう意味でこういう言葉を使つたのでしょうか。それから法務省に対しては、いま言つた言葉と国民経済の運営、それから債権者や株主の保護といふことは、いまの商法の目的には入らないというふうに考えるわけでしようか、その点ですね。

○小山(昭)政府委員 先ほどの答弁がかなり舌足らずでございまして、申しわけございません。正確に申しますと、証券取引法第一条、目的といつしまして、「」の法律は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。」ということで、いろいろのことがこの目的として挙げられているわけでございます。私ども

この規定の解釈いたしましては、後段の「有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを」というのはいわば二次的な目的であつて、究極の目的は「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資する」ということである、こういうふうにこの規定を読んでおるわけでございます。

○中島(一)政府委員 商法の内容が先ほど申しましたように商行為に関する規定と会社の組織法に関する規定でございますから、商行為の規定につきましては、商取引を円滑、適正ならしめるといいます。そこが目的であり、会社の組織の運営につきましては、株主並びに債権者の保護ということがその目的であるといふことが内容にならうかと思ひます。

○福葉委員 そこで、私はわからないのは、証券取引法の場合にセキュリティーズという言葉があるでしよう。証券という言葉をそういうふうに使つてゐるわけでしよう。そうすると、セキュリティーズという言葉とそれからアンド・エクスチェンジという言葉を使つてゐるわけですが、そのセキュリティーズという中には何が入つてゐるわけなのです。

○小山(昭)政府委員 証券取引法上会計監査人が監査証明を行わなければならぬ対象になつておられます有価証券報告書ないしは届け出書につきましては、これは必ずも証券取引法の規定に従いまして募集、売り出し等をされた有価証券あるいは証券取引所に上場されている有価証券に係るものというふうに理解しております。

○福葉委員 私の言ひ方は、有価証券報告書に記載して報告するでしよう。それは商法との関係で言うと、貸借対照表とか損益計算書とか営業報告書とかいろいろなものがありますね。そういうものとどういう関係に立つてゐるのですかと聞いておられるわけですね。それはぼくにもよくわからぬのですが、有価証券報告書といふのを見たことがないのですよ。有価証券報告書といふのを見たことがないので。まとめたものなのか、全然別個のものなのか、それはどうなのですか。

○小山(昭)政府委員 ただいま申し上げましたように、証券取引法上の監査証明の制度といふものは、この法律の投資者保護の精神から、そういう必要から決められていてるのでございまして、財務諸表等の様式その他につきましても、独立して別個に省令によつて様式が決まつていて、こういふものでござります。

○福葉委員 そうすると、証券、有価証券というものは権利が化体している場合でしよう。そうすると、株券は有価証券を見ていいわけですか。

○中島(一)政府委員 そのとおりであると考えております。

○福葉委員 そこで、この証券取引法の場合に、何回かいろいろな改正があるわけですが、有価証券報告書に公認会計士が何かその意見をつけることになつてゐるわけですね。これは証取法百九十三条の二に規定があるのです。そうすると、公認会計士が意見をつけるそのいわゆる有価証券報告書といふものですね。まず、有価証券報告書と、商法でいうところの貸借対照表とか損益計算書とか営業報告書とかいろいろありますね、それとはどういうふうに関係するわけなのでですか。

○小山(昭)政府委員 証券取引法上会計監査人が監査証明を行わなければならぬ対象になつておられます有価証券報告書ないしは届け出書につきましては、これは必ずも証券取引法の規定に従いまして募集、売り出し等をされた有価証券あるいは証券取引所に上場されている有価証券に係るものというふうに理解しております。

○福葉委員 私の言ひ方は、有価証券報告書に記載して報告するでしよう。それは商法との関係で言うと、貸借対照表とか損益計算書とか営業報告書とかいろいろなものがありますね。そういうものとどういう関係に立つてゐるのですかと聞いておられるわけですね。それはぼくにもよくわからぬのですが、有価証券報告書といふのを見たことがないのですよ。有価証券報告書といふのを見たことがないので。まとめたものなのか、全然別個のものなのか、それはどうなのですか。

○小山(昭)政府委員 ただいま申し上げましたように、証券取引法上の監査証明の制度といふものは、この法律の投資者保護の精神から、そういう必要から決められていてるのでございまして、財務諸表等の様式その他につきましても、独立して別個に省令によつて様式が決まつていて、こういふものでござります。

○福葉委員 有価証券報告書の場合は、有価証券報告書の中に確かに貸借対照表とか損益計算書など商法上の計算書類と全く同一の名前の中のが添付される、あるいはそれに含まれなければならぬといふふうになつておりますけれども、これは先ほどから申し上げておりますように、名前が同じだけございまして、それぞれの規制する法規は違うわけでござります。従前から、その規制する内容が違うといふふうになつておりますけれども、これは先ほどから申し上げておりますように、名前が同じだけございまして、それぞれの規制する法規は違うわけでござります。従前から、その

す。
○元木説明員 お答えいたします。

まず、商法の計算書類でございますけれども、これは会社の債権者及び株主を保護するということが目的で作成されるものとのことでございます。それに対しまして証券取引法、具体的には財務諸表等の様式及び作成方法に関する規則に基づきまして作成されるいわゆる有価証券報告書と申しますのは、いわゆる投資家というものを保護するというふうでござります。投資家と申しましても、もちろん現実に株主になつているという人もいるわけでございまして、これから株を買おうとする人がいるわけでござりますので、その点では一部重なるということもあります。投資家と申しまして、同じく会社の財務状況をいづれも開示するという目的でござりますので、その点では重なるところがござりますけれども、それはそれでいたし、またそれぞれの目的もござりますので、一部重なるところもあるわけでござります。

したがいまして、その点ではある程度重なりますし、同じく会社の財務状況をいづれも開示するという目的でござりますので、その点では重なるところがござりますけれども、それはそれでいたし、またそれぞれの目的もござりますので、一部重なるところもあるわけでござります。

○福葉委員 だから、重なるところ、違うところもあるわけでしよう。だから、どういう点が重なつて、どういう点が違うのですか。それは、その辺が明らかでないと、ただ重なるところがある、違うところがあると言つたって、わからないんじゃないですか、答えとしては。

○福葉説明員 有価証券報告書の中には、有価証券報告書の中に確かに貸借対照表とか損益計算書など商法上の計算書類と全く同一の名前の中のが添付される、あるいはそれに含まれなければならぬといふふうになつておりますけれども、これは先ほどから申し上げておりますように、名前が同じだけございまして、それぞれの規制する法規は違うわけでござります。従前から、その

十七年あるいは四十九年あるいは今度の改正で、逐次できるだけ同じような計算書類、計算処理がつきりしないものだからお聞きしているわけでございます。

できるようなと/orのような形で、近接した形になります。考へしておるわけではありますけれども、性質としては全く違うものでございまして、商法上の貸借対照表とか損益計算書というのは、取締役会が作成し、それを株主総会でいままでは承認しなければならないということになつてました。それでございますけれども、有価証券報告書の中身としての貸借対照表とか損益計算書といらものについてはそういう制限はないわけでございました。そういう意味では全く別のものだというふうに御理解いただいて構わないと思います。

○福葉委員 いまのは一元化の問題であります。元化の問題ですね。そこで、だからその前の段階においては、有価証券報告書のもととなるところの貸借対照表とか損益計算書、現実にもとになるかどうかは別として、そういうふうに考えていいでありますね、それについては監査役がオーケーのしを出しておったんだけれども、有価証券報告書の方は公認会計士が意見をつけるわけであります。利害関係のない公認会計士が意見をつけるの問題やいろいろな問題が起きてきたのです。なぜですか。そうじやないですか。そこで商法の改正が起きてきたのであります。

だから、具体的に言うと、大蔵省に聞いた方が早いかもわからぬけれども、監査役がオーケーという意見をつけていて、それで公認会計士がそれは不適切だとかなんとかという意見をつけたのは相当例があつたわけじやないですか。そこはどうですか。

〔委員長退席、青木委員長代理着席〕

○小山(昭)政府委員 おおむね先生の御指摘のように、適切でないという意見が出されたものがかなりあつたというふうに聞いております。これはたとえば継続性の解釈そのほかについて若干意見を異にしたというようなものが大方であるというふうに聞いております。

○福葉委員 いまあなた、継続性の原則というこ

とを言われましたね。これは企業会計原則の問題ですね。

○中島(一)政府委員 企業会計原則の問題について法律をつくるという考え方は確かにありますけれども、企業会計原則自身が原則と

理体系というのはどういうふうなものと言つてますか。

○小山(昭)政府委員 大変恐縮でございますが、私、存じません。

○福葉委員 いやいや、存じませんじやだめなのよ。そこからそれが変わってくるんでしょう。それは戦前の企業体系です。それが証取法や何かになつて、それで変わってくるんですよ。だれか、法務省知つていてるでしょう。

○元木説明員 詳しくは存じませんけれども、これは原則として証券取引と本来の商法上の会計処理というものを区別しないでやるという、いわゆるヨーロッパ系の考え方、これがフランコ・ジャーマンじやないかと思います。それに対しまして、戦後アメリカ系の証取と商法本来の会計処理という二つに分かれたものが入ってきたというこ

とだと思います。

○福葉委員 そのとおりですね。そこでいろいろな問題が出てくるんですね。いまの企業会計原

則の問題が出てきたであります。これはどうして法

律にしないの。

これは、この前四十九年のときに、中村梅吉法

務大臣は、これは立法化しようということをここ

で言っているのですよ。立法化とはつきりは言

わぬけれども、そういう意味のことを言つていい

ますよ。企業会計原則というものを、内部的な機

構としてやらないで、立法化してそういう制度を

きちんとしたものにしたい、確立したいというこ

とを法務大臣はここで言つてゐるのですよ。企業

会計原則の問題、これをその後どういふうに検討したのか。これもなかなかむずかしいよね。法

務省と大蔵省の間で分かれているからなかなかむ

ずかしいところですけれども、中村梅吉さんが四

十九年三月五日に衆議院の法務委員会で言つてい

ますよ。言つているのは法務大臣ですよ。どうい

うわけでこんなことを言つたのだろうか、その後

どうしたのか。

○中島(一)政府委員 企業会計原則の問題について法律をつくるという考え方は確かにありますけれども、企業会計原則自身が原則と

してまだ十分確立していないという面もございま

すので、時期尚早であるということで見送られておると存じております。

○福葉委員 企業会計原則がまだ十分固まらない

といつても、今度商法の中にそれを取り入れると

いう形でできてきたんじやないですか。法制審議会でその点についてはどういう議論があつたのですか。ちょっとよくわからない。固まらないといつたって、固まつたものとして受け取つて商法を改正しようとしているんじやないです。

○元木説明員 確かに、今回の商法改正の商法部

会での審議の中で、現在の企業会計原則について

いろいろ問題があるということをございまして、さらにそれをどのように商法に反映させていくかということもございましたので、非公式にで

ござりますけれども、企業会計審議会に商法部会の方からいろいろ問題を投げかけまして、御検討をいただきたいということにしたわけでございま

す。

それに対しまして幾つかの返事が返つてきましたわ

けでございまして、その中で特定引当金の問題な

んかもあるわけでござりますけれども、すでに何

回か申し上げておりますように、今回の改正は最

初全面改正という方針でまいりましたのを、途中

から、言ってみれば企業の自主的監査機能の強化

ということでの部分を持て取り出して早く立法

したという関係から、今回改正是それをすべ

て取り入れ、すべてを審議した上で法改正に盛

り込むことが時間的にもできなかつたといふこと

がございましたので、その点を企業会計審議会あ

るは企業会計原則と商法を完全に一致させて立

法させるというまで至らなかつたわけでございま

す。

○福葉委員 企業会計審議会の構成メンバーであ

りますが、あれはどうして財界の人たちばかりを

入れておられるのですか。学者は番場さんとかその他

のかな。黒沢さんが入つておられるのか、だれが入つ

ておられるのか忘れましたが、ほとんど財界のメンバーで

いるのでしょうか。それで果たして正しい企業会計審議

会の構成と言えるのですか。どういうメンバーで

すか。一覧表を示して説明してください。

いますけれども、監査特例法適用会社といいますか、いわゆる大会社におきましては、貸借対照表及び損益計算書につきましては会計監査人及び監査役の適法とする意見があつたときは総会の承認を要しないということにいたしたわけでございます。つまり、取締役会の承認をもつて計算書類が確定するということになったわけでございます。
そういたしますと、貸借対照表の構成部分である一部につきまして利益留保性のものを入れるということになりますと、そこで今度は、利益金処分案の方が確定しないとその部分もまた確定しないんじやないかという問題もあるだろうということをございます。そういたしますと、つまり現行法のもとでは決定機関が同一でございますから、どのように解しましても確定の問題としてはもう大な問題にならないわけでござりますけれども、今度のように確定機関が違うということになるとで、特定引当金には利益留保性のものは除くと、そこに問題が出るんじやないかということになりました。そこで、私がわからないで、答えている方もわからないくて、わけのわからない変な議事録ができる私もあるんだけれども、さっぱりわからない質問している私がわからないで、答えている方もわからないで、恥ずかしいのですが、私が聞いているのは、なぜ商法に特定引当金の規定を置いたのかということです。それを置かなければそういう制度は認められないので、それを聞いているわけですが、これがないのかということを聞いているわけです。これが第一。

○稲葉委員 私も、特定引当金というのはよくわからないのです。前の商法のときも質問したこともあるんだけれども、さっぱりわからない質問している私がわからないで、答えている方もわからないで、恥ずかしいのですが、私が聞いているのは、なぜ商法に特定引当金の規定を置いたのかということです。それを置かなければそういう制度は認められないので、それを聞いているわけですが、これがないのかということを聞いているわけですか。その二つの質問で

和三十七年の商法改正で入れられたわけでござりますが、このときには、商法の計算規定を根本的に見直すという作業が行われたわけでござります。

その大きなものとして、一つは繰り延べ資産といふ制度の導入でございまして、これは法律上は資産でないものを資産として繰り延べるという制度でございます。

一つ、資本のうち二千五百元は、先生御指

摘の特定引当金という制度ができまして、これは法律上は債務でないものの負債の部に計上すると、いうことでございまして、法律上負債とか資産と申しました場合には、法律上の概念としては固まつたものがございまして、資産性が要求されあるいは負債性が要求されるということでございますが、法律上はそういう性質を有しないものを特にその貸借対照表の資産の部なり負債の部なりに計上するということを認めたわけでござりますから、この規定がないと認められないというのが商法の基本的な考え方であります。もつとも会計学の方から言えば、それは当然計上すべきだ、そういう意見もございまして、この会計の処理と商法の規定とがそこの規定とがございまして特に規定を設けたといういきまつもございますが、基本的に商法の考え方からいってこないう規定がなければならないのだ、こういうふうに考へてみると御理解いただきたいと思いま

それからもう一つ、特定引当金の範囲につきましては、先生御承知のように、意見が非常に分かれておりまして、かなり利益留保性のものも含むという解釈と、負債性のものに限られるという説と、二通りあったわけでございます。実務はどうらくと申しますと、利益留保性のものもこの規定によって計上できるという考え方が多くたたようでござります。そのために、本来は負債の部に計上すると誤解を招きやすいようなものについても、特定引当金として、利益隠しと言うと非常に言葉がきつくなりますが、そういうふうなことに

利用されるという懸念がないわけではなかつたといふ状況でございました。

○種業委員 だから、特定引当金の制度を設けるなら、特定引当金についてのしっかりととした統一的な見解を大蔵省との間に確立していくかないと、非常な混乱が起きるということになるわけです。

それを使ふまく使つてゐるということになるわけですね。その点については、今度の改正によつて解釈は確立したのですか。そのように聞いていいですか。法務省と大蔵省の間に意見の違いはないんだ、公認会計士協会との間に意見の違いはないんだ、税理士会でもそうだけれども、意見の違いはなくなつたんだとお聞きしてよろしいですか。

○福葉説明員 今回の立法につきましては、先ほど元木参考官からも申し上げましたように、企業会計審議会の御意見を踏まえまして規定を設けました。その規律する範囲は、現在、企業会計原則が考えております負債引当金より若干広目のところでセットするということで、一応大方の同意が得られたように私どもは考えております。それを受けて企業会計審議会でも近く御検討願うとう運びになつておるよう伺つております。

○福葉委員 それではまだ統一してないのじやないですか。先ほどのお話では、統一してから特定期引当金のところをはつきりさせるならないけれども、解釈としてまだ統一してないで、範囲が食い違つてゐるんじゃないですか。まだごたごたが起きてくるんじやないかと思うのですが、また別のときにお聞きしましよう。本当のことを言うと私もよくわからぬのです。番場さんだかだれだからが書いた「企業会計原則論」という本をいま読んでいるのですが、むずかしくてよくわかりませんね。

そこで、もう一つお聞きしたいのですが、前にも私が念を押したのはこういうことです。有価証券報告書には監査役はオーケーというのを押したけ

○ 稲葉委員 言葉じりをとらえるようで恐縮ですが、けれども、「なつたのである」ではなくて、時期としては一致しておるのであります。商法で監査役制度という形を設ける、そして実効のあるものにいたります。

○元木説明員 時期としては確かに先生のおっしゃるところ一致しておるわけでございますけれども、まず、歴史的に考えてみますと、これは御承知のよう、昭和二十五年の改正以前におきましては、監査役は業務監査及び会計監査の権限を有していましたといふことでござります。それが二十五年の改正で会計監査のみに限られたということになります。その結果いろいろ差しさわりが生じますと、特に昭和三十九年ころには大企業の倒産が相次いだというようなことでござります。しかもその結果、非常にざさんな経理がなされていましたということになりますので、それを匡正するという意味から、まず監査役につきましては会計監査及び業務監査の権限を有するようにする、それから会計監査については、さらにそれに加えまして会計の専門家たる会計監査人の監査を受けるなどいうことになつたのであるう、そういうふうに聞いております。

○ 稲葉委員 言葉じりをとらえる上で恐縮ですが、不適当だとかいうことが大分あつたということを聞いた。そこで、四十九年とその前の二回で、監査役制度というものを強化しようということに商法はなつてきたのじやないですか。そこで監査役制度が導入され、監査役の権限を強化していくこう、あるいは公認会計士でということになってきたのじやないですか。だから、結局会社としては、証取法でやられるとめんどうくさくてしようがない。非常にうるさい。大蔵省、これは全部ちゃんと並べていくのでしよう。それで一々やかましく言われるとかなわぬからということで、商法で監査役制度を強めて、こうという形になつたのじやないかというように私どもは聞くのですけれども、そこは必ずしもそうではないということですか。時期としては一致しているのじやないですか。

しようとはしたのでしようけれども、実際には余り大したあればないといふようになつてきただのじやないですか。

それはそれとして、「監査役制度の運用実態」というのが一九八〇年に日本監査役協会から出されています。これを見ますといろいろあるので、ですが、私が特徴的に思うのは、まず監査役の前歴ですね。これはこれの著者がいるわけだから、そちらから説明願つてもいいだけども、監査役の前歴についてははどういうふうになつていていますか。

○福葉説明員 前歴は、私も個々のケースを由で

覚えていいるわけではありませんのであります、社内者がかなり多いというふうに記憶しております。

○福葉委員 社内者が多いではなくて、ここで監

査役の直前の役職名が出てるでしよう。十三ページに「常勤監査役」となつていて、そこ

で、常勤という意味がまだごまかしなのだ。常勤と常勤とは違うと言つたでしよう。ぼくもそ

うふうに聞いたものだから、常勤監査役とい

うのは毎日出でるものだと思っていた。どういう

程度が常勤なのですか。これはあなたの法務省の

方の「会社法質疑回答集」というのがあるでしょ

う。ここにも常勤の定義が出てくるのです。ぼく

も常勤は毎日出でくるのだと思つていたら、全然

違うのだ。常勤というのは何か用があるときに出

てくる、そういう理解の仕方ぢやないです。

○福葉説明員 常勤につきましては、ここで定義

として使つておりますのは、原則として会社に常

時勤務し得る体制にある者といつもりで使つて

おります。

○福葉委員 常時勤務し得ると言うのだから、毎

日出でくるのじやないでしよう。常勤というか

ら、ぼくも毎日出でくるのだとばかり思つてい

た。聞いている人はみんなそう思いますよ。常勤

というのは会社に出てこられる体制にあるとい

うのは、もう功成名遂げ、御雇居さんと言つ

たなら語弊があるかも知れないので、そういう

関係の人が多いからでしよう。ちゃんと監査協会

があげてくるというだけの話ぢやないですか。

○福葉説明員 そういうふうに常勤という名前をつけて常勤監査

役制度を設けたら、これで監査役制度は完備でござりますと言つるのは——完備とは言つてないけれども、少し言葉の遊戯だな。質問もちよつと遊戯

ですね。これはこれの著者がいるわけだから、そ

ちらから説明願つてもいいだけども、そういう点はあるね。

○福葉説明員 本人が毎日毎日出でくるという点ではないわけ

でございます。ただ、基本的には、会社が開いて

いる間は勤務するような体制に持つていて、それ

はしかも会社の義務としてこういうものを設けな

さいということを考えているわけでござりますの

で、そういう勤務体制にある監査役を置くことが

必要である、かように考えておるわけでございま

す。ただ、敷衍いたしますと、現在の常勤という

概念につきましては、監査に必要な日数だけ出で

くればそれで常勤と言えるのだという考え方があ

るようでござりますけれども、これは改正法にお

ける常勤の概念とはやや違うという点になりま

す。だから、大会社につきましては、そういうフ

ルタイムを使わないで監査が十分に行われるとい

うようなことはあり得ないのではないか。何百億

というような大企業について一人の人間がフルに

精力を使わずして監査が十分できるということは

ないのではないかというふうに考えておるわけで

ござります。

○福葉委員 休暇に出でこないのはあたりまえの

話ですよ。だれだって休暇はあるのだし、みんな

夏休みはあるのだから、それはあたりまえの話で

すが、常勤監査役の直前役職名というのをなぜあ

なた方は説明するのをいやがるの。別にいやがる

わけじやないの。いやがるわけでなきや説明して

くださいよ。いやがつてはいるのだもの。なぜいや

がるかと言えば、常務取締役から取締役でしょ

う。そういう行き方はちょっと珍しいと思うので

すけれども、KDDはそういう行き方をとつてい

る。これはあのときの調べでわかつたわけです

が。こういう形で、監査役というのはなるほどい

る。そういう形はいいのですよ。形はいけれども、実態は無理なんですよ。これにすべてのあれ

を負わせようというのは無理なんです。

そこで、私がお聞きしたいのは、監査役が監査

人に対して求められる権利とそれから監査人が監

査役に対しても求められる権利、これはどういうふ

うに違いますか。全部列挙してもらいたい。これ

は会計監査人が監査役に求める権利の方が狭いです

ね。これはあたりまえの話というか、いまの法

律でそくなっていますね。こっちがこっちに求め

る権利と会計監査人の方が監査役に求める権利

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してでござりますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役が会

計監査人に對して報告を求めるという権利はない

わけでござります。今度改正法律案におきまして

は、会計監査人が監査した結果について監査役が

報告を求めることができるということをございます

と、全部列挙してください、両方。

○元木説明員 あるいは落ちるかもしれませんけ

ども、ます、監査役が会計監査人に対してもござ

りますけれども、現行法では一般に監査役

ついては何も記載しないということになつてゐる

わけでございます。そういうふうなことで、会計監査人に関しては第一次的、そして監査役は第二次的というような組織になつていて理解されるわけでございます。

○ 稲葉委員 昭和四十三年、古いことですけれども、民事局の参事官試案で「会計監査人を株主総会で選任する」という案が出来ましたよね。それがいろいろな形で、そこに出たものが後退して、削除されてしまつてきておるのじやないですか、あるいはまた復活したものもあるかもしませんけれども。私がこの前求めたのはこういうことでしよう。この四十九年以降の試案なり要綱の中での法律案までの間に削除されたものについては一覽表をつくつて出してくれということを要求しましたね。あなたの方の方でも出すということを言つた。それは非常に細かいいろいろなむずかしいところがありますが、そのもう一つ前の四十三年の参考官試案でも、たとえばこういうのがあったでしょう。「会計監査人を株主総会で選任する」ということにしておいたんでしよう、そのときの案も。四十三年の案もそらだつたんでしよう。そこでたとえば「その招集通知には候補者の氏名、住所を記載する」、こういうふうになっておつたんですね。これは試案第十一の一(一)、それから四と(一)というふうになつていてたんですね。これはその後どうなつちやつたんですか。

○ 元木説明員 四十三年の試案についてはどうもつまびらかにいたしませんので、直ちにお答えできませんけれども、ただいま先生のおつしやいました総会において会計監査人を選任する、それから候補者等の氏名はこれを通知するという点につきましては、今回の改正法律案におきましては全部実現されていわゆるわかつた。じや、なぜ四十九年の改正のときはわかつた。

○ 稲葉委員 だから私の聞きたいのは、今回の中にこれが出てきましたよね。四十三年にできたのが一たん削られて、ここに今度復活してきた。それはわかつた。じや、なぜ四十九年の改正のときはわかつた。

これは出なかつたのですか、今までの改正の中です。これは経団連が反対したからでしよう。そ

うならそうはつきり言い難いよ。そういう経団連が反対したのはいっぱいあるのだから、そして

○ 稲葉委員 あのときは居林さんがキヤップだつたでしよう。居林次雄さんがキヤップでね、あちこちでいろんなことをしゃべつてもらつたで、あらかじめ反対したからであります。

○ 稲葉委員 それは細かいことで彈力性といふか実際の融通性も必要でしようから、それはそれでいいですが、今度は、いまあなたが言われた中でちよつとあつたんですが、法務省令じゃなくて法律で定めるべきもので、原案というか試案なり要綱であつたけれども、それを法務省令にたしか譲ったものがありましたね。それは何でしたつけ。

○ 元木説明員 ちょっと私は、その試案で法律で定めることにして、今回の法律案で法務省令といふのは記憶にないでござりますけれども……。

○ 稲葉委員 たしか一つあつたようにぼくは記憶していますよ。よくそこで考えてごらんなさい。確かに一つあつたよ。まあいや、今までなくてもいいよ、ぼくも考えるから。何か一つあつたようには思つてゐるんだよ。何だつたかな、ち

つまづきましては、それで株主千人以上の会社につきましては、株主総会の招集通知に参考書類を添付するということになつてゐるわけでございません。その参考書類につきましては、法務省令で定めたということになつたなんとかいうことがありましたね。よくそれで考えてごらんなさい。

○ 元木説明員 これは先生御承知のように、大会社につきましては、それで株主千人以上の会社につきましては、株主総会の招集通知に参考書類を添付するということになつてゐるわけでございません。その参考書類につきましては、法務省令で定めたということになつたなんとかいうことがあります。その参考書類につきましては、法務省令で定めたということになつたなんとかいうことがあります。それが削られて法務省令に入れたなかつたんです。最初法律の中にに入る案だけれども、それが削られて法務省令に入れたなんだけれども、それが削られて法務省令に入れるということになつたんじやなかつたの。それ

○ 元木説明員 これは最初から法務省令で定める提案権の制度を新しくつくつたわけでございません。これによりますと、発行済み株式総数の百分の一または三百株以上の株主は議題または議案について提案することができるということになつておりますので、それに基づきまして会計監査人の候補者も提案すれば可能だと存じます。

○ 稲葉委員 いや、可能だと存じますじやなく時代によって参考となるべきもの、たとえば株主のニーズというようなものも違つてくるんじやまかないけれども、それと同時に、やはりその時

○ 元木説明員 それにつきましては、今回は株主の提案権の制度を新しくつくつたわけでございませんけれども、それはどうなつてゐるのか。何だかあなたの答えなりましたかと存じますじやなく

○ 稲葉委員 いや、多分でなくて、それは全部いなかろうか。その場合に、法律で定めております。

と、そのところの可塑性がなくなつてしまつたわけでございます。

○ 稲葉委員 それは細かいことで彈力性といふか実際の融通性も必要でしようから、それはそれでいいですが、今度は、いまあなたが言われた中でちよつとあつたんですが、法務省令じゃなくて法律で定めるべきもので、原案というか試案なり要綱であつたけれども、それを法務省令にたしか譲ったものがありましたね。それは何でしたつけ。

○ 稲葉委員 それで、もう一つお聞きしたいのは、公認会計士の制度、これは大蔵省の証券局の監督というのからそういうふうに良心的に答えるんでしようけれども、そういうところはいいところですね。

そこで、まだいろいろな問題があるのですが、そこで公認会計士がいろいろな不正を見逃したとかなんとかいうことで処罰をされた例が相続ありますね。これはどの程度あるのでしょうか。余り昔のことと言つてもあれですか。あなたの都合のいいようなあれでいいのですけれども、いつごろから数字が出てきますか。この前改訂以後でもいいし、あるいは前からのものでもいいですが。

○ 小山(昭)政府委員 昭和四十年以後の数字について申し上げます。四十一年から四十五年までの間に処分した公認会計士四十四人、監査法人二法人、四十六年から五十年の五年間は処分した公認会計士八人、監査法人ゼロ、五十一年から五十五年五年間、処分した公認会計士八人、監査法人一、以上でございます。

○ 稲葉委員 それは人の名前はいいですけれども、どういう会社の事件でどうだということは、これは確認されておりますか。今までなくていいです。後で資料として出していただければいい、人の名前まで出せとは私言いませんから……。

そこで、そのときに、私の聞きたいのは、監査役は一体どういう証明をしていたのですか。全部オーケーでしよう。それはオーケーの証明をしていたのであります。どうなんですか。

○ 元木説明員 私、ちよつと実情を具体的には存じませんが、公認会計士が監査している状態においては、監査役は多分オーケーしていただろうというふうに思います。

○ 稲葉委員 いや、多分でなくて、それは全部いなかろうか。その場合に、法律で定めております。

していただい、名前はいいですよ。会社の名前はぐあいが悪ければ出さなくてもいいですが、だけれども、雑誌に出ているのだから、「ダイヤモンド」なんかに出ているのだから、会社の名前は出してもいいと思います。それはどちらでもいいです。そのときに監査役が一体オーケーしたのかどうかと、いうことが一つと、その結果公認会計士が処分されて、じゃその監査役は一体どうなったんだろう。どういう位置を受けたのか。監査役はまたのほほんとして何の責任も負わなかつたのかどうかと、いうことです。そこら辺のところがはつきりしなければ、会計監査人と監査役の関係といふのはわからないですよ。どういう関係になつているのやらさっぱりわからない。法律上は監査役の方が力が上だけれども、実態は逆なんだというふうになっていますか、それは。

○小山(昭)政府委員 お答えします。

私たち、監査役がどういう処分を受けたかについては、実は承知いたしていないわけでございま

す。

○稻葉委員 それは大蔵省としてはそうですね。

監査役のことまで大蔵省の管轄じやありませんか

ら、それは法務省の方で調べればわかるんだから、大蔵省からその資料をもらって、法務省の方

で、監査役がオーケーしたのかどうか、そのとき

どういう処分といふか責任をとられたのか調べてごらんなさい。調べて一覧表を出してくださ

い。いいですか、どうです。

○元木説明員 調査いたしたいと思います。

○稻葉委員 そこで、どういう内容の公認会計士

の具体的なやり方がありますかたつたというのがあるの

ですか。たとえば粉飾を見逃しておつたとか、補助者が気がついたのに、それを知つていて知らぬ顔をしていましたとか、いろいろあるでしょう。そういうふうに分けると、どういうような公認会計士のあれがありますか。

〔青木委員長代理退席、委員長着席〕

○小山(昭)政府委員 これまでに処分いたしました

た実例について見てみますと、公認会計士法三十一条一項、つまり、故意による虚偽証明によるもの三十分人、それから同法第三十条第二項、過失による虚偽証明による者が三十二人、三十四条の二十一の二項に監査法人に係る過失による虚偽証明によるのがございますが、これが三法人、第三十一条、一般的の懲戒が七人、以上これまでに処分された者の全体でございます。

○稻葉委員 その過失というものは、公認会計士がその業務についての過失ですから、業務上過失と

いうことになりますね。だからそんなことは考えられないで、ちょっと私ども理解はできないのです。

そこで、問題はたくさんあるのですよ。処分が恐ろしく軽いですね。業務停止二ヶ月とか、九カ月もありますけれども、取り消しになったのは余りないようです。一年ぐらいのもあるかな。非常に処分が軽いですね。これはどこが処分するのですか。処分の決定権はどこにあるのですか。

○小山(昭)政府委員 処分権者は大蔵大臣でございまして、具体的な事例につきまして、公認会計士審査会にお詣りした上で大蔵大臣が処分しております。

○稻葉委員 日弁連との差は。

○中島(一)政府委員 完全な自治権を与えるべき

おりません日弁連のようなものは、むしろ例外であります

いまとして、具体的な事例につきまして、公認会計士審査会にお詣りした上で大蔵大臣が処分してお

ります。

○稻葉委員 日本弁護士連合会などは自治権があるわけで、法務大臣から独立しておるわけです。

日本弁連が全部やるわけです。日本公認会計士協会

というのは自治権がないわけですから、どう

いうわけで自治権がないのですか。

○小山(昭)政府委員 公認会計士協会の会則によ

りますと、懲戒という規定がございまして、協会

として、一定の事由に該当する会員に対しまして

は、戒告、除名その他の懲戒をすることができる

という規定がござります。

そこで、公認会計士というものについて、これ

は本来の公認会計士試験がありますね。いま非常

も答弁しにくいですよ。日弁連と日本公認会計士

協会との地位が違うとかなんとかいうことは言え

ないでしよう。あなたの方としては言いづらいか

ら、私の方も聞くわけにいかぬから、そういうふ

うにしましょう。

○稻葉委員 それ以上のことはあなたの方として

も答弁しにくいですよ。日弁連と日本公認会計士

年時代の終わりからでてきておりましたが、昭和三十九年が四十年當時、計理士法の改正が行われました

した 당시に、経過規定としてそういう特例試験と

いう制度をあわせて行うということで、従来の職

域を尊重するという特別な措置が行われたと承知

しております。

○稻葉委員 計理士というのが私どものときには

あって、計理士というのは私はなくなつたのかと思つていたのですが、まだなくなつていないので

しょう。名称だけ残つてゐる。實際にはいるんだ

かいないんだかわからないけれども、まだ計理士

というものが名前だけあるんですよ。(発言する者

あり)これは田中先生の方が詳しいかもしだれな

い。

○小山(昭)政府委員 そういう名称の方がおられることは事実でございます。

○稲葉委員 それは計理士という名前に郷愁を感じていて、これがなくなつては困るというので、まだ計理士という名前を持つてゐる人がいるのです。

それで、いま言つた税理士でありながら特例で公認会計士になつた人は、その試験は一回だけではないでしよう。たしか三回か四回やつてゐる。

一回目の試験を受けて落ちてしまつたのか何か知らぬけれども、救つてもらつた。救つてもらつたと言つては悪いけれども、そういうのがいるんじゃないですか。どういうふうになつていていますか。

○小山(昭)政府委員 たしか前後三回、その種の試験が行われたよう聞いております。

○稲葉委員 そこら辺が基本的に非常におかしいのです。公認会計士法の改正かどうか法律の改正をやつたか知りませんが、実際は議員立法みたいなものなんだ。議員がそういうところから押されれてそしてそれをやつて、一回で受からなくて落ちたのがいたんで二回か三回やつてくれと言つて、まだやつてくれなんと言つてゐるがいるでしょう。そんのは冗談じやないと言つてゐるのです。

そこで、ぼくはおかしいと思うのは、税理士と公認会計士とをどうして兼務させるのですか。税理士といふのは納税者の代理人みたいなもので、いわば弁護人的な立場の人でしよう。公認会計士といふのはむしろ検察官役、検察官役で不正をあばくといふとおかしいけれども、追及したり何かする人なんでしょう。それがダブつて、二またが日本での税理士会には多いのですよ。そこら辺のところがごたごたしてきているのです。そこら辺の方はぼくはどちらもよくわからないのですが、それをここで論議してもあれですし、六日に参考人として公認会計士協会の会長とそれから税理士会の四元専務理事が来ますからそちらの方に聞きますから、いまあなたの方に聞いてもちよつとあれど思つて、これ以上聞きませんが、二またが日本では非常に多いんです。特有な現象なんです。そなすると、税理士制度というのがあるのは日

本とドイツだけでしょう。そのほかはないでしょう。大蔵省、それはわかっていますか。

○小山(昭)政府委員 私どもも、いま先生がおっしゃられたように、西ドイツに同様の制度があるというふうに聞いております。

○稲葉委員 税理士といふのがアメリカにないのは、どういうわけなんだらう。

○小山(昭)政府委員 税理士業務に相当する業務は、公認会計士が行つてゐるというよろ聞いております。

○稲葉委員 今度は法務省だね。アメリカには監査役という制度はあるのですか、ないのですか。

○元木説明員 制度として、監査役という制度はございません。ただ、多くの州におきまして取締役会の中に委員会制度を設けておりまして、その中に監査委員会があるようでございます。

○稲葉委員 いまのようすに、アメリカの場合には監査役という制度はないのですよ。取締役会の中に監査委員会という制度があつて、これは法人化している場合があるかないかちょっと忘れました

が、そういうことなのです。なぜアメリカの場合には監査役という制度がないのですか。そのかわりに証券取引委員会という広大な権限を持つたところ、かわりと言つては悪いかもわからぬけれども、直接結びつくかどうかは別として、SECといふものがいるのではないかでしようか。それは結構でござります。いろいろさまざまのスタッフを持っています。いろいろさまざまのスタッフを持つてゐるということは聞いております。

○稲葉委員 私が聞いてゐるのは、そこに検事に準する者は千人ぐらいいるのじやないですかといふことを聞いてゐるのです。きょうは刑事局長を呼べばよかつたのかな。アメリカでは検事といふのはいろいろなところにいるわけでしよう。司法省にもいるし、連邦何とかとかいうところにもいるし、SECにもいるという形になつていて、ずいぶん日本の場合と違つたのかな。SECにおけるところの検事がいろいろな事後報告や何かを受けた中から不正を発見して、そうしてロッキードやダグラスやグラマン事件が日本にも波及してきました。そういうことになつてゐるのじやないのですか。それは結論的にはどうなんですか。そういうふうには聞いていませんか。

○元木説明員 アメリカで証券取引委員会ができるたといふことにつきましては、やはりアメリカの特有の事情があるのでなかろうかと思ひます。

御承知のように、アメリカにおきましては各州において会社法を立法するということになつておりますので、現在上場会社の大半は一年決算になつてお

ますので、年一回が大部分であろうと思います。監査役制度がないので、監査役といふ制度がないのです。そのかわりに証券取引委員会といふ制度を持つたところ、かわりと言つては悪いかもわからぬけれども、直接結びつくかどうかは別として、SECといふものがいるのではないかでしようか。それは結構でござります。いろいろさまざまのスタッフを持つてゐるということは聞いております。

○元木説明員 いまのようすに、アメリカの場合には監査役といふ制度はないのですよ。取締役会の中に監査委員会という制度があつて、これは法人化している場合があるかないかちょっと忘れました

が、そういうことなのです。なぜアメリカの場合には監査役といふ制度がないのですか。そのかわりに証券取引委員会といふ制度を持つたところ、かわりと言つては悪いかもわからぬけれども、直接結びつくかどうかは別として、SECといふものがいるのではないかでしようか。それは結構でござります。いろいろさまざまのスタッフを持つてゐるということは聞いております。

○元木説明員 いまのようすに、アメリカの場合には監査役といふ制度はないのですよ。取締役会の中に監査委員会といふ制度があつて、これは法人化

するために連邦憲法の州際通商条項でございますが、それに基づきまして州際通商を行つてゐる会社、あるいはその発行する証券が州際間で取引を

されると、そういうものにつきまして証券取引法を適用する、つまり証券取引委員会に一定の書類を提出することを義務づけるということにした

ようでございます。○稲葉委員 アメリカのSECの場合は、大統領が議会の承認を得て委員を五人か何か任命するのですが、これが現在兼務の者も含めまして、定数ですか、ちょっととぼくも忘れましたが。私が行つたときはロッキードのときでした。ワシントンの郊外にあるのですよね。ビルズが委員長でした

が、入り口など、入れるのがなかなかやかましかったのですが、そこに検事みたいなのが千人ぐらいいるんじゃないですか。どういう組織になつてゐるのですか。

○元木説明員 いわゆる準司法機関といふことになつておりまして、かなりの独立性を持たされてゐるということでございます。もちろん連邦の機関でございます。いろいろさまざまのスタッフを持っています。いろいろさまざまのスタッフを持っています。なぜアメリカの場合には監査役といふ制度がないのですか。そのかわりに証券取引委員会といふ制度を持つたところ、かわりと言つては悪いかもわからぬけれども、直接結びつくかどうかは別として、SECといふものがいるのではないかでしようか。それは結構でござります。いろいろさまざまのスタッフを持つてゐるということは聞いております。

○稲葉委員 私が聞いてゐるのは、そこに検事に準する者は千人ぐらいいるのじやないですかといふことを聞いてゐるのです。きょうは刑事局長を呼べばよかつたのかな。アメリカでは検事といふのはいろいろなところにいるわけでしよう。司法

省にもいるし、連邦何とかとかいうところにもいるし、SECにもいるという形になつていて、ずいぶん日本の場合と違つたのかな。SECにおけるところの検事がいろいろな事後報告や何かを受けた中から不正を発見して、そうしてロッキードやダグラスやグラマン事件が日本にも波及してきました。そういうことになつてゐるのじやないのですか。それは結論的にはどうなんですか。そういうふうには聞いていませんか。

○元木説明員 アメリカで証券取引委員会ができるたといふことにつきましては、やはりアメリカの特有の事情があるのでなかろうかと思ひます。

御承知のように、アメリカにおきましては各州において会社法を立法するということになつておりますので、現在上場会社の大半は一年決算になつてお

ますけれども、それから税理士会が有価証券報告書の内容について充実した監査を行ふということを前提といたしまして、そして、そういう公認

会計士が深度のある十分な監査を行うように協会を通じて指導するということを第一義的な私ども

の行政のやり方としております。それに加えまし

が変われば変遷もあるのはあたりまえなんだけれども、ぼくが聞いているのは、大蔵省に聞くのだけれども、アメリカのSECと日本の証券局――

う。何人ぐらいでやつてゐるのですか。二十何人でやつていてとかいう話を聞いたのだけれども、それで年間に何件ぐらいの有価証券報告書が来るのですか。

○小山(昭)政府委員 証券局におきます当該業務に従事する者は、証券監査官という職名でございますが、これが現在兼務の者も含めまして、定数で十九名ということになつております。監査の対象となります有価証券報告書提出会社の数は約二千八百でございます。

○小山(昭)政府委員 決算期ごとでございますのですが、三ヵ月ごとですか。どういうふうになつておられますか。年に一回ですか。

○元木説明員 前の商法のときには年二回が多かつたのですが、今度は年一回がなれになりました。その十九名の証券監査官で有価証券報告書、いま二千八百ですか出でくるのでしょうか。それを審査する。一体どうやって審査するのですか。この審査の仕方がわからない。証券監査官というのほどいう経験の人が多いんです。公認会計士か何かとか、そういう経験を持つてゐる人なんですか。そういう専門家なんですか。よくわからぬけれども、どういう人がいて、どういうことをやって発見するのですか。

○小山(昭)政府委員 現在、証券局で行つております有価証券報告書の監査につきましては、まず第一次に会計監査人、公認会計士が有価証券報告書の内容について充実した監査を行ふということを前提といたしまして、そして、そういう公認

会計士が深度のある十分な監査を行うように協会を通じて指導するということを第一義的な私ども

て、さらに、個別に提出されました有価証券報告書について個別のチェックをするわけでございますが、この点につきましては、先生のおっしゃいますとおり非常に膨大な量のものでございますので、これをできるだけ効率的に監査を行うことができるように、現在機械化等を進めているというのが実情でございます。

○福葉委員

アメリカのSECのような機関を日本に設けるといったて、率直な話、無理だと思

うのです。設けられません。財界が物すごく反対します。自民党が賛成するわけないですよ。財界から献金を受けて政治をやっているというわけでもないだらうけれども、そういうわけですからね。いまの日本の場合に、すぐSECのような制度を設けるといふのは、制度も違うし、私は無理だと思ひますが、アメリカのSECの実態といふものはあなたの方でわかつているのでしよう。ちょっと説明してください。何人ぐらいいて、どういう人が何をやっているのか。

○小山(昭)政府委員 先ほど法務省の参事官からお答えがございましたが、アメリカのSECは大統領直属の独立機関でございまして、五名の委員のもとに約二千名の職員を擁している、こういふふうに聞いております。

○福葉委員 だから、二千名の職員のうち、十九名に匹敵する、証券監査官みたいな人は何人ぐらいいいるのですか。

○小山(昭)政府委員 SECの業務内容はかなり多岐に分かれおりまして、企業内容の監査もちろんその重要な一つでございますが、そのほかに、証券会社等の営業姿勢のチェックであるとか、証券市場の監視、監督といったような幅広い業務を行っております。そこで、この二千名のうち何名がいま先生の御質問にありましたような企業会計の監査業務に従事しているかという詳細については、現在のところ、私、詳しく存じております。

○福葉委員 私ども田中先生を団長にしてSECに行つたのですが、田中先生は聞かれたけれども、

も、私はよく聞いてなかつたのでそこまではつきりしません。

そこで、私はまたよくわからないのは、証取法の百九十三条の二というのがあるでしよう。これは特別の利害関係のない公認会計士がどうするといふのですか。百九十三条の一、公認会計士または監査法人による監査証明ですね。「証取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で大蔵省令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならぬ。」こうなつてゐるわけですね。そうすると、商法で言うところの監査の監査人である公認会計士とは別な人が証取法の場合はやるということになるのですか。どういうふうになつてゐるのですか。

○小山(昭)政府委員 お答えいたしました。商法上の監査を行うことを業としている者は、証取引法百九十三条の二で言う「特別の利害関係」には該当いたしませんので、同一人が両方の監査を行うことは可能でございます。

○福葉委員 そうすると、商法で言う会計監査をやつた公認会計士であつても、証取法の監査はできない、これはいいですね。「特別の利害関係」というのは、何か会社と取引があるとか親戚であるとかなんとかいろいろな場合のことを言うのでありますね。それはわかりました。

今度は二百三條で、証券金融会社の場合には贈収賄罪の適用がありますが、これは特別な贈収賄罪ですね。三年以下の懲役ですか。取引所は非常会社といふのが入つてゐるの。

業務を行つております。そこで、この二千名のうち何名がいま先生の御質問にありましたような企業会計の監査業務に従事しているかという詳細については、現在のところ、私、詳しく存じております。

○福葉委員 私ども田中先生を団長にしてSECを行つたのですが、田中先生は聞かれたけれども、

されてゐる法人のことでございます。

○福葉委員 それほどなんのがありますか。取引所はわかりますよ。取引所以外に何かあるの。

○小山(昭)政府委員 現在、わが国には、東京、大阪、名古屋の三カ所にこの法律に基づく証券金融会社があつて、これはたしか免許を受けているというふうに理解しています。

○福葉委員 それでは、法務省にお聞きいたしま

す。

銀行法の十条は報告書の提出義務ですね。十二条は貸借対照表であります。十二条は監査役が何か書類を検査したものを使え置く義務ですね。銀行法の十条、十一条、十二条に記載されていますが、これと今度の商法の改正の場合、普通の会社の場合とはどういうふうに違いますか。

○元木説明員 銀行法に基づきます義務は、銀行法、つまり特別法に基づく義務でございますので、商法の義務に加えて、こういう主務大臣に対して提出するという義務が出てくると理解されます。

○福葉委員 それはそのとおりですよ。銀行法は商法の特別法だからね。銀行法に書いてあるこういう義務がなぜ一般商法の場合には適用されないのかと私は聞いてゐるのです。

○元木説明員 商法は会社に関する一般の法律でござりますので、すべての会社についてこのよう

な——主務大臣ということが一つ問題があると思ひます。主務大臣に提出するといふのは、組織的にも問題でございますし、その必要もないといふことでございます。

○福葉委員 それは十一条、十二条全部じ

やないでしよう。十二条で、監査役は監査報告書

なんかの備えつけの義務があるのでしよう。これ

までござります。

○福葉委員 それは十一条、十二条全部じ

やないでしよう。十二条で、監査役は監査報告書

なんかの備えつけの義務があるのでしよう。これ

までござります。

○元木説明員 監査報告書も備えつけの義務がござります。

○福葉委員 だから、監査報告書の備えつけの義

務はどこにあるの。会社にあるのでしょうか。最初の案では、それを商業登記所に備えつけておくと

いうことだつたでしよう。それが、経団連の反対があつたのかどうかわかりませんが、あるいは商業登記所の現在の状況からいって無理だといふことになつたのかどうかわかりませんけれども、削除されたのでしょう。その経過をひとつお話し願いたいと思うのです。

○元木説明員 計算・公開に関する試案におきましては、すべての会社が計算書類を商業登記所に備えつけなければいけないということになつていてわざでございます。しかし、これはもしごとくに会社がこのようなことをするということになりたわけでございます。また、まず第一に、登記所の人的、物的設備をますと、まず第一に、登記所の人的、物的設備を大変大きなものにしなければいけないという問題があるわけでございます。そのためには予算措置等で直ちにそれが実現できるかどうかという問題がございます。また、すべての計算書類を商業登記所に提出するということは、大企業にとつては

その問題がないところでございますけれども、小企業にとってはかなりいろいろな負担になつてくるのじゃないかといふ声も強かつたものでござりますから、今回の改正においてはこの点をさらに検討した上で、ということでお見送つたわけでございます。

○福葉委員 それなら、一部上場の会社と二部上場の会社だけにすればいいのであって、そういう法律の規定の仕方というのも技術的にちょっとむずかしいかと思いますけれども、では、なぜ試験にそういう案を入れたのですか。どういうことをすればどういう利益があるというふうに考えてやつたわけですか。それは今度の商法ではどういうふうになつてゐますか。

○元木説明員 もちろん、この試案と申しますのは、私どもいたしましてはたたき台といたることで、とにかく出てきた意見、こういうふうにした

見を出したわけでございます。

そういうふうにして出した理由でございますけれども、これは、少なくとも有限責任会社である

限りにおいては、その財務内容というのはでき得る限り開示した方がよろしいのではないか、特に小会社につきましてはなかなか開示の機会というるものもないわけでございまますし、また、倒産いたしましたときには連鎖倒産等で悲惨な事件も起きてくるというようなことでございまますので、その開示の一つの手段といたしまして商業登記所への提出

○ 稲葉委員 そうすると、取締役会の招集権といふん。それにかわるものと言つてはなんぞございますけれども、監査役は取締役に法令、定款違反あるいは会社の目的の範囲内にない行為、そういうものがありました場合には取締役会を招集することができるということにいたしております。これによりまして取締役会を招集いたしまして、そこで違法行為を報告するということで、取締役に適切な処置を求めるということにいたしております。

いいですか、会社の機関の中で「体どこが一番重要なか」ということですよ。まあ日本の場合は、率直に言いますと法人株主が七〇%くらいですから、ちょっととアメリカやなんかと違うことは違うのですよ。だけれども、少なくとも形の上では株主総会といふものが最高の議決機関ということになつてゐるわけでしよう。取締役会といふのは執行機関でしよう、まあ議決機関であり、同時に執行機関であるかもわかりませんけれども。だから、取締役解任のための株主総会の招集権といふものを監査役に認めて、初めて監査役の独立性といふ監査役の責任といふものが生きてくるわけです。責任といふか権利が生きてくるのだ、こういうふうに思うのですが、それがすりかえられて認めておらないというわけですね。

役が会社を代表して損害賠償請求することができることになつておりますので、損害賠償請求をすることができるということにならうかと思います。

ちなみに、先ほど先生の御指摘の株主総会の招集権を認めなかつたのはなぜかと、いう点でござりますが、監査役につきましては、昭和二十五年改正前にはそういう株主総会の招集権が認められていたわけでござりますが、それが現実に戦前においては一件も利用されたことがない、ということがあつたわけでございます。(稻葉委員「戦前ですか、いま二十五年の話じやないの」と呼ぶ) 二十五年改正前でございます。(小林(進)委員「それ以来何もなかつたということだね、現実に利用されなかつたということだね」と呼ぶ) はい。そこで、今度の改正案の考え方の方は、取締役会の監督機能を充実するということがございまして、株主総会の招集権能というのは基本的に取締役会にあるわけでござりますから、そういう違法行為を代表取締役

たるおもてなしの一人の業者を運営する耳目網がいたが、それが他の取締役に知られたということになると、当然そういう解任まで必要とする事案であれば、そういう解任の行為を起こさないと義務に違背することになつて、これまた損害賠償の問題にならざるであらう、そいである程度まではできるは

○稻葉委員 昭和二十五年の改正前の話というの
は、これは日本の会社が株式会社といったところ
で、監査役というのはもういまよりも権限がな
い、本当のお飾りであった時代ですから、戦争中か
ずだ、こういうふうに考えたわけでございます。

ら戦後にかけての株式会社というものは実際は独裁的なものであつたわけですから、それをそのままの形で例に引くというのは私は筋が通らない、こういうふうに思うのです。

そこで、もう一つ前に戻りますると、四十三年
當時に決まったことで、決まったというか、何かが
案にあつたやつでなくなつたものはまだいろいろ
あるんですね。一つ一つ聞いていきますが、たと
えばこういうのがありますね。いまはどうなつて
いますか。取締役解任のための監査役の株主総会
の招集権と、いうのはどうなつちやつたんですか。
○元木説明員 今回の改正案では出ておりませ

締役会におきましては、その代表取締役の行為について指示をするあるいはやめさせるあるいはそこで代表取締役の解任をしてしまう、そういうことによつて業務執行権がなくなつてしまひますので、そういう手段があつるというところで、株主総会の招集請求までは定めなかつたわけでござります。

うするの。しようがないな、弱つちやつたなどと言うだけの話ですか。それから、法律的にはどうするの。

○稻葉説明員 極限的な状況になりますと、そういう事態が起つた場合には二百六十六条の責任が生ずるということになります。二百六十六条の責任を追及する方法は、会社と取締役との間の損害賠償請求ということになりますので、これは大

戦後にかけての株式会社というものは実際は独裁的なものであったわけですから、それをそのままの形で例に引くというのは私は筋が通らない、こういうふうに思うのです。

のは後の話で、裁判の決着がつくのは三年、もしくは四年位で、もたつてからの話ですからね。そういうことで、筋が通らない、よくわからない、こういうふうに思うのです。これも経団連の要求で骨抜きにされただんじやないですか、いま私が言っているところも。そうじやないです。

それから、これはどうなつたのですか。取締役と会社間取引の承認権、これは今度の法律でどうなりましたか。

○元木説明員 あるいは現行法のもとでもそうかもしれませんけれども、取締役会の機能でございまして、その借金について会社が保証をするというような場合でございまして、取締役、会社間には直接取引はないけれども、取締役と会社の間の利害が相反する取引というものがあるわけでございます。これにつきましては、現行法のもとでも判例では認めておりましたけれども、文理解釈としていろいろ問題があるということをございますので、今度の改正法律案ではこれも含めるということにいたしております。

○稻葉委員 ちょっと私の質問が違っていたのかもわかりませんが、私の言っているのは、取締役と会社間の取引の承認権というのは監査役が持つよう、そういう案を昭和四十三年ごろに法務省でつくったじゃないか、それがいまどうなっているか、こういうことを聞いているわけです。取締役会がそれを承認しなければならないとか、そういうふうなことは条文がありますから、そこにはありますね。つまり、業務執行は代表取締役がござります。つまり、業務執行は代表取締役が

行う、それに対しまして取締役会はこれを監督する権能を持つのだというたてまえでございます。したがいまして、取締役、会社間の取引につきましても取締役会が承認するという現行法のたてまえはそのまま維持しているわけでござります。

○稲葉委員 それはおかしいですよ。会社と取締役との取引というのは、会社の機関ではあるけれどもいわば第三者的立場に立つ監査役が承認事項で承認をするというのがあたりまえの話で、そこで承認するかしないかということによって、会社の中でも不正が行われているか、妥当で不正のないいろいろな取引が行われているかどうかということが初めてわかるのじやないですか、あなた。だから、会社と取締役間の取引については監査役の承認権というものを認めろという議論が、いまから十年くらい前に法務省の中にもあつたじやないです。それをまた経団連がそんなことは困ると言つて反対して、削つてしまつたのではないですか。違いますか。

○元木説明員 確かにおっしゃるような理屈も十分あるわけでござりますけれども、これはまた非常に理屈の問題でござりますけれども、取締役、会社間の取引と申しますのは、もしそれが代表取締役が会社と取引をするというようなことでございますと、言つてみればこれは双方代理みたいな問題が出てくるわけでござります。そういたしますと、この双方代理は原則として無効でござりますけれども、本人の承諾があれば有効であるというのが一般的の考え方でござりますので、その点から考えて、そういう業務に関する決定機関である取締役会が承認するということが一応理屈に合っているのじやないかということもあるわけでござります。

○稲葉委員 私は、その点は考え方を異にしますが、それは議論の分かれ目でしよう。こうやって監査役の独立性というもの、権限というものの、強かつたのをだんだん少なくしてしまつたのですよ。形の上ではありますよ。形の上ではあつたて、実際にはないとすることにしてしまつた、私

二一〇

そうすると、いま取締役会取締役会と言うでしょう。取締役会と代表取締役との関係で、取締役会の会長みたいなものは一体だれがなるのですか。代表取締役はその中に入るのですか、入らないのですか。

○元木説明員たてまえといいたしましては、取締役会は業務執行に関する意思決定機関であるとともに、取締役の業務執行を監督するということになります。今回の改正法案はなっておりません。それで、今回

うでしょ。四十三年ごろの案は三年だったでしょが。それが二年になってしまったのでしそが。それはどういうわけだったのです。一年だったのが二年に上がったというものもあるけれども、初めは、四十三年ごろの案は三年だった。それがどうして今度は二年になってしまったのか。どういう経過をとられてこれは二年になったのですか。

○元木説明員 経過はつまびらかでございませんけれども、取締役の任期等々から考えて、二

の規定の仕方から当然代表取締役を意味するということでござります。つまり、代表取締役の業務執行を監督するということをございまして、たてまえからいいますと、取締役会がその上にあってこれを指揮監督するのだということになろうかと思います。

○福葉委員 それはたてまえであつて、そんなことは会社で行われるわけがないでしよう、常識から考へたつて。代表取締役の上に取締役会があるなんという、そんな会社はどこに行つたてないでしよう。それは無理ですよ。それは形の上ではそういう形をとるかもわからぬけれども、代表取締役はそれでは一体何の権限があるのかわけがわからぬでありますよ。執行権は、もちろん代表して執行権はあるとしても。そんなことは理屈だけであつて、実際には考へられないことで、取締役会というものは形はあるけれども、実質的には何の意味もないものになつてしまふのではないか、私はこう思います。しかし、これは実態を見てみないと、率直な話、よくわかりません。私も会社のことをよくわかりませんから——よくじやない、全然わかりませんから、実態を知らぬからこれ以上のことと言えませんけれどもね。政務次官、よく知っているかな。そういう点は政務次官の方が詳しいかもわからない。だけれども、そういう点、ぼくはどうも納得いかぬ。

それからもう一つ、監査役の任期は、試案では、最初の案は三年だったんじゃないですか。それは、最初の案は三年だったんじゃないですか。そ

うでしょ。四十三年ごろの案は三年だったでしょ。それが二年になってしまったのでしょ。が。それはどういうわけだったのです。一年だったのが二年に上がったというのもあるけれども、初めは、四十三年ごろの案は三年だった。それがどうして今度は二年になってしまったのか。どういう経過をとられてこれは二年になったのですか。

○元木説明員 経過はつまびらかでございませんけれども、取締役の任期等々から考えまして、二年ということがよろしいのではないかということでお決まりたものと思います。

○福葉委員 その意味はよくわからぬな。取締役の任期が二年だからという意味ですか。取締役の任期と違うところに監査役の独立性というか意味があるのじやないですか。取締役はやめても監査役はやめなくていいというところに、初めて監査役の意義があるのじやないです。取締役との関係とかなんとかいいうのはちょっとよくわからぬけれども、どういうことでしようか。

○元木説明員 取締役の任期は最大限二年であるということが現行法でございます。それに対しまして、監査役については逆に二年未満にはし得ない、ちょうど二年ということで決まっているわけになります。そこで、その程度で監査役の独立性は保たれるのじやなかろうかということでお考

えます。

○福葉委員 未満とかなんとかいう形で、いろいろありますよ。多少の食い違いみたいのははあるけれども、そういうものでしょ。取締役の任期は二年であって、取締役はやめてしまつても監査役は残つておられるというところに監査役の独立性があるわけです。監査役が同時にやめてしまう、ということであつては、監査役の独立性というものは後退していくのです。だから、あなた方としても、最初、監査役は三年間の任期ということでお取締役の任期とは違う方がいいんだということですからあなたの方の試案には三年という案があつたじ

やないですか。四十三年の試案にはそうあったでしようが、それはどうですか。だめですよ。そんなことは理屈にならないですよ。未満となつていいか、ちょっと違うからぼくもちゃんとわかりますよ。違つたって、それは途中でやめたときの話じやないですか。そんなことを聞いてるのじやないのです。取締役の任期と違うところに監査役の存在意義があるのです。取締役がやめても監査役は残つていられるというところに監査役の独立性があるのです。四十三年の試案はどういうふうになつたのですか。

○稻葉説明員 先生御指摘のとおり、当初、監査役の身分を保障するという趣旨で三年とするという案が出たわけでございますが、その後いろいろの点については特に手当をしなかつたといふことがあります。

○稻葉委員 いまの答えの中に二つの問題がありますよ。フリクションが大きかったというフリクションといふのは具体的に何かということと、それから、監査役の任期を二年とすることについて格段の問題が起きたかったというところに、監査役制度といふものに対する無関心さといふものがあるはずです。そういうふうに私は理解します。だから、フリクションといふのは具体的にどういうことなのか、どこから出たフリクションなんか、具体的に説明していただきたいと思います。

○稻葉説明員 結局、これは非常に形而下的な話になりますが、役員の選任につきましては、定足数を発行済み株式の三分の一より下には下げられませんが、その場合にもし会社が拒もうとすれば、会社はそれが監査が必要でないとということをいかぬという拘束があつて、普通決議でやる場合

合、たとえば定期総会における利益処分よりも少しお手頃な面があるということになるわけです。

ところが、それが取締役の任期と監査役の任期とを同じくしてありますと、結局毎年、その役員選任のための総会を開かなければならぬといふことになるわけでございまして、取締役とたまたま任期が一緒でござりますと、その点はうまくいくというような配慮もあつたのではないかといふふうに思われます。

○稻葉委員 商法というものは元来、形而下なもので、これは、形面上のものは商法なんかに商法なんかにと言つちや悪いけれども、商法にあるわけないので、これは資本主義のあれですからね。それはわかりますが、いまあなたの言われたように、二年と三年とすると、もう一回株主総会を開かなければならぬ、二年に一遍になりましたのが今度はもう一回間に入つて株主総会を開かなければならぬということになつて厄介だ、一

つはそういうことですね、現実には。そういうことがあって、これもまた経団連から反対が出たのですよ。居林さん、そういうふうにいはつていて、どうやら、そういうふうにして監査役の機構といふか、権利といふものは皆後退していったのですよ。

もう一つあるでしよう。これはどうなつてあるはずです。そういうふうに私は理解します。だから、フリクションといふのは、これは今度はどういうふうになつたのです。これはやはり株主総会で決められたのであるけれども、監査役はまた取締役に従属しておるというような形になりまして、形の上ではいいのですよ。だから、商法といふのは生きた会社の実態を反映しているものだから、実際はどういうふうになるかということは、法律とはまた別で、法律には私は限界があると思うのですよ。これはしようがないことですけれども、それはそれなんですが、こうやって、もう幾らでも問題があるのですよ。だから、とてもこれはまだだうんとやらないと、どうにも私の国会議員としての責任を果たせないというふうに考へるので

にいたしました。

○稻葉委員 それは立証責任を会社の方に転換したわけでしょう。それはわかりますが、そのままストレートに監査費用の株主総会決議要件とすることを決めたらしいじゃないですか。なぜそれをかえるということになりますと、結局毎年、その役員選任のための総会を開かなければならぬことがあります。それでも、それがダブつている部分もかなり多いわけ

です。

○稻葉委員 いまの場合だつて、監査費用の承認

だつて、株主総会は大槻を決めるだけの話で

よ、予備費みたいなもので。いまあなたは北海道

の何か例を引いたけれども、そういうときだつて

ある程度の大槻ですよ。そんな細かい、何円幾らまで決められるわけのものではないですね。だから、こういうふうに監査役の問題、監査役とそれから会計監査人との間の関係でもすいぶん問題があるのですよ。監査役は一見会計監査人より上に

あるようであるけれども、監査役はまた取締役に

従属しておるというような形になりまして、形の上ではいいのですよ。だから、商法といふのは生きた会社の実態を反映しているものだから、実際

はどういうふうになるかということは、法律とは

違つた数字であらうかと思ひますけれども、資本金が

五億以上十億未満の証券取引法適用会社が形式

的に幾つあるかということにつきましては、私ど

もの方で約六百という数字を把握しておりますと

いうことを申し上げたかと思ひます。

○稻葉委員 この前小林先生がお聞きになつたと

きは、何か片一方の方が八百で、片一方の方は六百と言つたのじゃないですか。何か私はそういうふうに記憶しておりますが、きょうのは違うよ

うな気がしますよ。

○元木説明員 今日は、監査費用につきましては、株主総会で決めるということではなくして、監査役が会社に対して監査費用を請求いたしました

が、これは事前でも事後でもよろしいわけですけれども、その場合にもし会社が拒もうとすれば、会社はそれが監査が必要でないとということを立証しなければ、拒むことができないということ

です。

○稻葉委員 今まで私が法務省当局から聞いた

そこで、時間がありますので、最後に一つだけお聞きしておきます。数字の問題なんですが、今度の五億円と十億円の問題、それから二百億円の負債の問題——あれは五億円以上の資本金とそれから「又は」でしょう。「並びに」ではないですか。「又は」ですね。そうすると、まずその五億円以上の資本金の会社は一部と二部とを合わせてどのくらいあるかということが一つ。それから負債二百億という会社は、いまどのくらいありますか。それから、それがダブつている場合があるので

しょう。ダブつている場合がどのくらいありますか。それだけお聞きしておきましょう。

○元木説明員 上場会社につきましては大蔵省からお聞きいただいた方がよろしいかと思いますけれども、負債二百億以上で資本の額が五億未満という会社は、現在私どもでつかんでいる具体的な数字が二百六社でござります。

○小山(昭)政府委員 現在上場会社数は全部で千七百三十社ということになつております。(稻葉委員「五億円以上ですよ」と呼ぶ)五億円から十億円未満という意味でございます。(稻葉委員「いや、五億円以上」と呼ぶ)五億円以上の上場会社の総数は、千六百八十一社でござります。

○稻葉委員 五億円未満で、それで負債が二百億以上あるものが幾つでしたか。二百……。

○元木説明員 具体的に社名をつかんでおりますのは、二百六社でござります。

○稻葉委員 五百六十社でござります。

○稻葉委員 五百六十社でござります。

○稻葉委員 この前小林先生がお聞きになつたときは、何か片一方の方が八百で、片一方の方は六百と言つたのじゃないですか。何か私はそういうふうに記憶しておりますが、きょうのは違うよ

うな気がしますよ。

○中島(一)政府委員 それは恐らく私が申し上げた数字であらうかと思ひますけれども、資本金が

五億以上十億未満の証券取引法適用会社が形式

的に幾つあるかということにつきましては、私ど

もの方で約六百という数字を把握しておりますと

いうことを申し上げたかと思ひます。

○稻葉委員 今まで私が法務省当局から聞いた

のは、今度の五億円以上ということになつて、それからあのとき売上金がありました。売上金幾らか忘れましたが、それがあつた。それから最初のときは適用される負債などは百億だったかな。あのとき、負債が百億の場合適用されるのは千二、三百社だという説明だったのですよ、今までの説明を私どもの聞いておったのは、きょうの数字と——それは百億が二百億になつたのだから、今度は数は減るわけですよ。ずいぶん違うな。一体数字はどうなつてます。

○中島(一)政府委員 私どもも法制審議会の答申どおりに監査対象会社が拡大されるならば、形式的に新しく監査対象会社になる会社は約千二、三百であるうかということを考えておった時期がござります。その後、売り上げ百億といふところが落ちました。それから負債が百億といふのが二百億になりました。したがつて、対象会社の数が減つております。その減つた結果、私どもは現在考

えておりますのは、六百社と二百社で約八百社が形式的に該当するのではないか。そのうちすでに公認会計士が会計を監査しておる会社がどれぐらいあるかについては、四割とか五割とかといふことを言われておるのですが、それは必ずしも明らかでないということは申し上げておると思ひます。

○稻葉委員 いまのことはちょっととこたごたしたことですが、それは数のことですから調べればわかることがあります。どうこういうことではあります。それから公認会計士の問題、こ

とであります。このための改正といたしましては、新設会社については一株の単位を引き上げる、既存の上場会社につきましては単位株制度を採用するということにいたしまして、一株の単位が現在の貨幣価値に照らして低きに失するとい

うことを是正することを考えました。また、新株引受権つき社債の発行を認めることにいたしましたとて、会社の資金調達に新しい道を開いたといふこととぞさいます。

○水田委員長 〔委員長退席、青木委員長代理着席〕 主な目的の第二は、最近の会社運営の実態に照らしまして、会社の自主的な監視機能の強化を図るということです。この目的を実現いた

ますために、株主総会及び取締役会の運営の適正化、監査役による監査機能の充実強化、会社の情報開示の充実等の方策を講じておるわけでありま

しておきますが、これからまた何回もやらせていただきます。

○高島委員長 水田稔君。 商法改正に際して会社の社会的な責任及び大小会社の区別等の改正について検討されたいという附帯決議が付されておる、さらに、その後ロッキー

ド事件あるいはダグラス・グラマンの事件などが発覚する、そのための再発防止、あるいはまた粉飾決算や放漫経営による倒産等が相次ぐ、そういうことからいろいろな協議会ができる今回の法改

正に至つた、こう思うわけであります。

○水田委員長 〔委員長退席、青木委員長代理着席〕 まずほど来議論がありますように、私も幾つかの問題で疑問を持っておりますけれども、法務省と

しては今回の改正でこれらの要望に対して十分こたえ得ると考えておられるのかどうか、まず冒頭お伺いしたいと思ひます。

○中島(一)政府委員 今回の改正案の主な目的でございますが、まず第一は、最近の経済情勢にか

んがままで、会社運営の適正化を図るということがあります。このための改正といたしましては、新設会社については一株の単位を引き上げ

ます。まだ事実を明らかにしておりませんので、あくまでいま先生に御指摘いただきました事実のもとで、つまり、岩沢社長がよそから借りる金について

お保証はなかなかむずかしいのではないかといふ気がいたすわけですが、その点を、具体的な例

がはあるものですから、ひとつ御説明いただきたいと思うのです。

○水田委員 そこで、会社の投機なり粉飾決算などはありませんけれども、最近の例として、こ

ういうことで株主なりそこに働く従業員も含めて大変大きな社会問題になつてゐる札幌トヨペットの問題について、ひとつ具体的な例で御説明いた

だきたいと思うのです。

御承知のように、この札幌トヨペットというのは、三百億に上の負債を抱えて倒産したわけですが、従業員が千人もおるわけです。社長は北海道

テレビ放送の前の社長であるし、また関連の会社をたくさん持つておつたわけです。これらの金属自動車、札幌トヨペットなど三社で金融機関から三百億という簿外融資を受けて、これを投機に使つたということなんですね。これらの会社が岩沢社長の支払い保証をしておるわけですね。私ども新聞報道の域を出ないわけですから、具体的に

金額その他きちっと合つてゐるかどうかといふことは言明いたしませんが、しかし、こういう事実

があつたことはほぼ間違ひないだろう、こういう

のは、今度の五億円以上ということになつて、それからあのとき売上金がありました。売上金幾らか忘れましたが、それがあつた。それから最初

終わります。

○高島委員長 水田稔君。

しておきますが、これからまた何回もやらせていただきます。

○元木説明員 札幌トヨペット事件につきましては、まだ事実を明らかにしておりませんので、あくまでいま先生に御指摘いただきました事実のもとで、つまり、岩沢社長がよそから借りる金について

お保証はなかなかむずかしいのではないかとい

う気がいたすわけですが、その点を、具体的な例

がはあるものですから、ひとつ御説明いただきたい

と思うのです。

○元木説明員 札幌トヨペット事件につきましては、まだ事実を明らかにしておりませんので、あくまでいま先生に御指摘いただきました事実のもとで、つまり、岩沢社長がよそから借りる金について

お保証を立てました。しかし、岩沢社長が会社に対する責任を負うということは

当然でございますが、それと同時に、その取締役

会において賛成した取締役も責任があるということになります。

○元木説明員 〔青木委員長代理退席、委員長着席〕 それから、今度の改正法律案のもとにおきましては、さらに取締役会が必ず決議しなければならない事項、つまり代表取締役には委任することができない事項といいたしまして「多額ノ借財」といふことがございます。債務の保証と申しますのも、これは条件つき債務の負担ということになりますので、その額が多ければ、もちろんただいま御指摘のような額でございましたら、札幌トヨペット程度の会社では「多額ノ借財」ということにならうかと思いますので、当然取締役会の決議が

事前に要るわけでございます。したがつて、これも取締役会の決議の対象になるということで、そこでもチエックされるということになりますので、当然取締役自身が相当な責任を負わなければいかぬということにならうかと思ひます。

○水田委員 この場合の監査役の責任というのはどうなんですか。

○元木説明員 監査役につきましては、これはた

だいまよつと御指摘で簿外ということがございました。それで、もし簿外ということになりますと、これは当然貸借対照表にも記載されていなければいけないわけでございます。もしそれに計上しないときは、現行の計算書類規則によりましてその総額を貸借対照表に注記しなければいかぬということになつてゐるわけでございます。このようなものが何もないということになれば、監査役いたしましてはわかつていれば当然それは指摘いたしまして、その旨を監査報告書に書くといらうことになければいけないわけでございまして、そのような記載がなかつたといったしますれば、当然監査役が責任を負うということでございます。

○水田委員 先ほどの稻葉委員の論議の中にもありましたように、実際問題として代表取締役、しかもワンマン的なといいますか、株の所有も多くて事実上創設者というような形でやつてきた中で、取締役がそういうチェックができるかできないかということは本当に疑問だと思うのです。法律的にはその程度の改正で一体今後こういうことで、がきちっと防ぐことができるかどうか、私は大変疑問に思うわけですが、心配ないとお考えでしょうか。まさにその点をきちっとしない限り、大企業の場合も問題は別にありますけれども、特に中小の場合は、ワンマン社長のもとにおけるこういう事態というのは、今回の法改正では本当を言えども、べきひとつ規制ができる、そういうことができないようになりますからねと思うのですが、ど

うも今回の改正だけでは不十分な氣がして仕方が
ないのですが、いかがでしょうか。

○元木説明員 もちろん、これはいかなる組織も
人を得ないということになりますと、その組織自
体が動いてこないという問題があるわけでござい
ますけれども、現行法も取締役の責任あるいは監
査役の責任ということについてはかなりの手當て
はしていると考えるものでござりますけれども、
さらに今回は、それに加えまして取締役、監査役
の責任を強化するという方向で改正を考えている
わけでございます。したがいまして、こういう新
しい責任制度のもとにおきましては、もし下手な
経営を行つたならば大変な責任がかかるんだとい
うことを、それぞれの取締役なり監査役になつた
人たちに自覚していくだくということが重要なん
じやなかろうか。また、自覚していただければ、
それに沿うだけの制度は今回の改正案では考えら
れているというふうに考えております。

○水田委員 この札幌トヨペツトに関連いたしま
して、もう一つ。

この北海道テレビの前の社長の岩沢氏は五十二
年から五十四年の三年間に自民党的政治団体であ
る国民政治協会に一億二千万円を超える政治献金
を行つた、こう報道されているわけであります
が、こういう政治献金については、今度の改正案
では会社の計算書類上などの書類にどの程度の記載
をすることになるのか、お答えいただきたいと思
うのです。

○中島(一)政府委員 会社の支出であるというこ
とになりますから、会計帳簿上には全部書かなければ
ならないということになるらうかと思います。
商法の三十三条の一項二号という規定でございま
すが、それには「取引其ノ他営業上ノ財産ニ影響
ヲ及ぼスベキ事項」ということが書いてございま
すので、書くことは全部書くということになるで
あると考えます。

○水田委員 次に、先ほど最後に稻葉委員からも
ちょっと触れられたと思うのですが、実はいま国
内の事務所なりあるいは外資が入つての会計事務
所で、書くことは全部書くということになるで

所というものが大手が大分あるわけです。ここは公認会計士も所属しておりますし、税理士も所属しております。場合によつたら会計監査人もその中から任命される。監査役もそこから出る。税務に関してはそこから人が行つてめんどう見る。いわば個々の資格を持つ人はそれぞれ別の形で任命されても、実は一つの会社、会計事務所に所属するという形になつてゐる。これは私のもつべき——ところは、恐らく大蔵省への報告の中には名前が出ておると思うのです。それを全部集めてくればそういう実態がよくわかると思うのですが、ロツキード事件に絡んだ会社でそういう形になつておるのではないか、こういう疑いを持たれておる会社もある。そういうところにあいうごまかしの会計処理が行われるということになつておるわけですね。今度の法改正では一体そちらはどういうぐあいに規制できるのか。

それから、まさにいま言つたようなことが事実あるとするならば、これは会計監査人、公認会計士、税理士というのは全く一体でやつておるわけですから、そういう中に不正が行われるといふ温床がそのまま残つていくのではないか。そういう点が今度の法改正で実際にチェックできるのかどうか、そういう点をひとつお答えいただきたいと思います。

○ 稲葉説明員 今度の特例法の改正でございますが、会計監査人の資格についての現行法の規定を改めているわけでござります。第四条の第二項にありますとおり、「会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役又は使用人」というような表現で、こういう者については会計監査人にはなれない、こういうふうになつていて、ものとかもういう計算書類のことござりますが、「について監査をすることができない者」というふうに広く網をかぶせたわけでござります。

この二十四条というのは個人の公認会計士につ

いての職務制限の規定でございませんし、三十四条の十一というものは監査法人についての職務制限の規定でございますが、その中に、直接会社あるいは取締役あるいは監査役から公認会計士あるいは監査法人の業務以外の業務によつて継続的な報酬を受けてゐる者といふのは排除される。これは個人の場合でございます。それから監査法人についても、その者がいる場合には排除されるというような規定になつてゐるわけでございまして、さらにそれに二号をつけ加えまして、会社の子会社についてそういう関係がある場合についても同じような処理がされるといふことになつてゐるわけでございます。そして、これは現行法で証券取引法上の財務諸表の監査証明について行われております規制と軌を一にするといふことでございまして、その点はそういうふうにして改善を図つていただけると言つうことができると思ひます。

○水田委員 それでは、現実にそういうことが今までにはあつたといふことは調査はされておるわけですか。会計事務所というのだが、そういうぐあいに税理士と監査役とか会計監査人を派遣しておるのが事実上あつたといふような調査はできておるわけですか。

○稻葉説明員 私どもが聞いておりますところでは、事実上はそういう問題は起つていなかつたというふうに聞いております。ただ、法制上それを裏打ちをするような手当がされていなかつたということがござりますので、その点をはつきりさせたと、いうことでござります。

○水田委員 これも先ほど触れておりましたけれども、監査役の選任のあり方といいますか、いわゆる独立した権限を持たせて監査を厳重にやれるという条件をつくるためには、たとえばどういう経路で監査役になつたかというふうなことは、先ほどの論議の中では最終的には結論は出でていないのですが、監査役をやつっている人でそうでない人もおられますし、失礼な点があるかもしれませんけれども、私どもが実際に会社の中におつて実態を見てまいりますと、普通言えれば、課長、部長、

取締役、常務、専務あるいは副社長、社長とこう行くわけですね。そのコースの中で大体取締役になるぐらいの人は、監査へ行けばそこで終わりといふのがわりに多いのが先ほどお話をあつた実態だろうと思うのですね。そうなつた中で実際問題としてきちっとした監査ができるのかどうか。

これはそうは言いましても、会社というのは人間の集団ですから、社外から全然別の人を入れれば別です。しかし、社内で選ばれる監査役といふのは、常勤はどうしてもそういう形になるし、しかもその経験を見るとそういうことですから、独立した監査役としての役割りがどうしても果たせないのじやないか。そういう点の選任の実際のあるいは法律上は無理なら方法はないのかどうか、それが一つ。もう一つは、実際に毎日出勤して本当に業務監査まで含めて監査をやるということになれば、選ばれた人だけおつても手足がなければ何にもできませんですから、予算の問題もあるかもしれないが、現実にはある一定の大きさ以上のところはスタッフを持つて、社内で独自にそういう監査ができるわけですから、そういう点は、法的にも裏づけをしたスタッフをつけた監査役のあり方といふのは一体考えられないのかどうか、その二点についてお答えいただきたいと思います。

○元木説明員 まず、監査役の地位の独立性の問題でございますけれども、現行法のもとにおきましても、監査役は株主総会で選任されるといふことはなつております。その点についてもまたいろいろ問題はあるかと思ひますけれども、少なくとも制度的には総会の選任ということで、一応確立されているのではなかろうかと思うわけでございます。

それに加えまして、今回の改正法律案では、とかく監査役の報酬の問題でいろいろ問題にされておりますので、まず、監査役の報酬は取締役とは

別に総会で決議をするといふことにいたしましたて、取締役会の影響をできるだけ排除することにいたしております。さらに、そのような監査役の報酬が総額で決められました場合には、その幾らを取るかということは、監査役の間で協議して定めることにいたしております。

それから、先ほど来も出ておりますけれども、監査費用につきましては、これは立証責任を転換いたしまして、監査役がその監査について必要な費用であるということで請求すれば、会社の方でこれを拒絶しようとすれば、それが必要でないということを逆に立証しなければいかぬということにいたしております。

それから、監査役の手足の問題でござりますけれども、実際問題として、現在でもかなりの会社ではいわゆる監査役室といいますか監査役スタッフがおりまして、そういう人たちが監査役の手足として監査を行なうということになるわけでござります。そして、これは現行法のもとで同じでござりますけれども、監査役が手足を使って監査するということ自体は一向に制限されていないわけになります。ただし、そのようにして使った手足の結果につきましては、これは監査役が全面的に責任を負わなければいかぬということになるわけになります。それと同時に、先ほども監査費用の請求についての立証責任の転換のことを申し上げましたけれども、これは單に実際に監査の場所に行くための旅費だけではございませんで、監査に用いるための人の費用といふものの中に含まれて失業するといふ事態が特に金属関係の工業でわりに多いわけですね。私も、具体的にそういふことで商社へも出てまいりまして、破産したのを会社更生法の適用を受けてめんどうを見てもらって再建というようなことも幾つか取り組んでまいりましたけれども、相互保有とか子会社の株だけで見ればいいのかどうかといふことは、私若干疑問に思うわけです。大商社、大企業の社会的な責任といふことは別の観點から問われるのかもしれませんけれども、法律解釈上、今度の商法改正ではこういうものは救われない。

ですから、不況業種のところは、まさに力の強い商社が一方的に100%の支配権を実際は握つて、長い伝統の日本の年功序列で進んできた中で、いわゆる重役コースの取締役から監査役に行なつて終わるという形はそろそろ簡単には消えないと思うのです。そうすると、総会の選任といいながら、切り捨ててしまつといふことになるのですね。ですから、そういう点が商法上できな

ら、実際には取締役会の意向が自分が監査役になれるがなれないかにかかわってくるといふことが、選任されてから後の仕事に大変大きく影響する。稲葉委員もそのことを考えて言われたのだろうと思うのですが、その点は今度の改正で、監査役の独立性ということについての弱さをまだ持つていると私は思うのです。これはそういう見解だけ申し上げて、次へ進みたいと思います。

け申し上げて、そこでお尋ねしておきたいと思いま

す。

○元木説明員 今回の商法改正、これは現行法も同じでございますけれども、とにかく会社組織といふものを利用していろいろな不当な結果が生じてくることを防止するためということで、その一つといたしまして、相互保有の制限といふようなことも新しく規定しようということでおざいま

す。それで、ただいまの御質問の趣旨でございますと、そういう会社組織から生ずるということでおざいませんで、これは事実上の力関係の問題でありますけれども、これはある程度会社法上の問題でありますけれども、これはたとえば

力に任せたその契約關係を破棄するのだと、あるいは不法行為が生ずるのだと、あるいは場合によりましては、これはある程度会社法上の問題に乗つかってまいりますけれども、法人格否認の法理であるとか、そういうふうな現行の会社組織とちょっとと觀点が違つたところでもいろいろ問題が出てくるのぢやなかろうかと思ひます。

○水田委員 一つの会社の組織として起ころる問題を規制しようということですが、現実の商行為全体を通じて、その中で事実上は社会問題になる事態が起つておる。これはたとえば、私も専門でありますけれども、法律解釈上、今度の商法改正ではこういうものは救われない。

ですから、不況業種のところは、まさに力の強い商社が一方的に100%の支配権を実際は握つておりながら、切り捨ててしまつといふことになるのですね。ですから、そういう点が商法上できな

いとするならば、どこでやつたらいいのか。私も

いるその地位を利用していろいろ問題行動があつたということでござりますれば、たとえば二百六十六条ノ三等で解決できるという場合もあると思ひますし、あるいは先ほども申し上げましたように、そういう力を用いて不适当に契約を破棄してしまふということであれば、債務不履行の問題になつ

るかあるいは債権侵害ということで不法行為になりますが、そのケース・バイ・ケースによつていろいろな事情が違つてくるのではなかろうかと思うわけでござります。

○水田委員 実は、親会社ではないけれども、役員を派遣して、事実上はその中で支配権を持つてゐるわけですね。それが、いわゆる取引先であり資金のめんどうを見ておる商社と全く意を通じて、事実上はそこを倒産に追い込むというようなことが起こるわけです。ですから、そういう場合のはいかがですか。現実にはそういう形で起こつてゐるのが多いのです。

○元木説明員 もしその派遣された役員につきまして、自分の派遣された会社の職務の遂行につきまして悪意または重大な過失があるというようなまことに

ことであれば、その取締役 자체が損害賠償義務を負うという結果にならうかと思います。

○水田委員 では、これは今回の法律改正とは直接ということではない、そういうぐあいに理解して、別途私の方でも、実際問題としては具体的に起くるですから、対応策を考えていかなければならぬ、こういうぐあいに思います。

それから、一般株主の保護の問題といいますか権利の問題といいますか、それはいろいろあるわけですが、日本の株式会社の状況を見てみると、戦後のいわゆる財閥解体によつて個人株主がたくさんふえてきた。私も、当時財閥解体の分百分ほど割り当てでもらつたわけですかられども、そういう形で個人株主がたくさんふえたわけです。當時、昭和二十五年には、全上場会社の個人株主が六一・三%だったというのですね。まさにこれが株式会社といつものが国民の生活と密接に結びついた状態であつたと言えると思うのです。実際

には、年々これが減つてしまいまして、昨年の三月末には三〇%ぎりぎりのところになつておるといふのです。ですから、実際には、その間に個人株主が放したものをそれぞれ会社が買い取つてゐる、そういう中で相互保有というのが進んでいくた。

それから、相互保有というのも、たとえばで言いますと、三菱重工の筆頭株主は三菱銀行である、また三菱重工は三菱銀行のいわゆる上位株主であるといふような形、それがたとえば二五%を超さない形でそのグループの中で相互の持ち合いというものが現実にはある。そしてそれらが、法人の持つておるのが七〇%を超すというところに問題があるのではないかどうか。

ですから、株式の相互保有あるいは子会社の支配が二五%ということと、一体、今日のこの株式会社のいろいろな不正とかあるいは倒産とかいう事態が起こつてくる問題を、この点を触れずに、この点を二五%ということだけで、もう一つ銀行の系列化あるいは旧財閥の系列化、何かその取引の関係の系列化、そういうことで、まさにグループで大半の株を持ち合つたところに、本当の意味での会社の公正な運営ということが阻害されちゃおるものがあるのでないだらうか。そういう中で現実に株に対する一般株主というのが離れていくという問題もあるのではないか。その点について法律は、相互保有も二五%、あるいは子会社も二五%ということですが、その点は、それで本当に本来のこの法改正の趣旨が生きていくのかどうか、私は疑問に思うのですが、いかがでしようか。

○元木説明員 いわゆる個人株主づくりということ、それから魅力ある証券投資というような問題でござりますけれども、これは本来証券行政に属することでございますので、私どもの方の批判の限りではないわけでござります。

それで、ではなぜ相互保有を商法で禁止するかといふことでござりますけれども、これはやはり相互保有ということによって総会の決議が相手方

会社の意のままに行われて決議が歪曲されるという問題、あるいは相互に持つということで資本の空洞化が生ずる、そういうものを防止しようといふことが、少なくとも商法で相互保有を禁止します。したがいまして、いわゆる大会社と申しますか、財閥会社と申しますか、そういう間での相互保有という問題、これは今まで調べてみましたところでは、大体一%ないし二%を相互に持ち合いでいるということでございまして、そのこと 자체が直ちに、ただいま商法が相互保有を禁止する目的に触れるものかどうかという問題がございます。それから、一%、二%相互に持つてたくさんのお会社が持ち合っているといういわゆる環状的相互保有というふうなものを実際には制限するという方法があるだらうかという問題がござります。

そこで、今回の改正といたしましては、とにかく相互保有というのは、はなはだしい状況になつたならば、これは好ましくないもののなのだと、どうことを明らかにいたしますために、たとえば甲の会社が乙の会社の発行済み株式総数の二五%を超えて持つた場合には、たとえ乙の会社が甲の会社の株式を持っても議決権が行使できないのだということです。商法においてはそういう基本的な態度を明らかにするということにしたわけでござります。

○水田委員　日本とヨーロッパのいわゆる株式会社の発生のあれば大分違うだらうと思うのですけれども、なぜ企業に対する、株式会社に対する批判が国民党から出でくるかというのは、いわゆる企業同士の持ち合いの株が七〇%を占めて、国民党というものは三〇%一般株主が持つておるだけですか、まさにそのグループの利益が最優先されるというところに、いわば一般株主とは遊離したところに存在しておる会社だということに、批判も出てくるれば、そこにいろいろな、いわゆる粉飾計算とかいうようなことをやろうという意図が出てくるわけですね。ですから、そういう点では、二

五%の規定、この相互保有の禁止あるいは子会社の二五%ということだけでは、私は、まさに今日のこの法改正の主目的であるいわゆる国民の批判にこたえるだけのものになつてないのじやないかということだけ申し上げておきます。

それから一方、そのために私は、國民が、株式会社の活動というのが、会社が繁榮することは即國民の利益になつておるんだという気持ちにあるのは、やはり大衆株主のもつとよえていく条件といふのを本来ならばつくつしていくべきじゃないかと思うのです。そういう中で本当に――これは一言言えば、株主がふえるということで総会の問題がそこには出でますけれども、ですからその面はあるかもしれません、まさに國民と一体になつた形での株式会社の活動という点での活力を求めるならば、一般株主がふえる、アメリカやヨーロッパのようないわゆる完全にというわけにはいかぬでしようが、ある程度はいまの状態よりももう少し、昭和二十五年までいくかどうか知りませんけれども、少しはそっちの方向へ一般の株主をふやしていく、そして國民が本当に、株式会社の活動を通じて國民の利益にそれはまさに寄与しておる、こういう気持ちになれるようにするためには、一般株主をふやしていくといふことも必要だらうと思うのですね。そういう点については今までの法律では何も触れてないのでですが、何か御検討なさったあれがありますか。

○元木説明員 先ほど申し上げましたように、個人株主をふやすというよらないわゆる証券行政につきましては、商法は直接関知いたしておりません。つまり、会社の組織をどのようにするかという法律でございますので、そこは今回でも特に取り上げてはいいわけでござりますけれども、言つてみますれば、たとえば株主の数が千人以上で会計監査人の監査を受けるべき会社につきましては書面投票制度を採用する、あるいはそれと同時に総会の招集通知には参考書類を添付しなければいかぬということで、総会におきましていわゆる個人株主と申しますが遠隔の地にいる株主でも

容易に議決権を行使することができるということを考えているわけでも、こういうことも比較的個人が株を持ちやすくなるのではないかとは思つております。

○水田委員 株主にとっては、決算とか利益金の処分は物を言わなければならぬ重要な権利であるわけですが、同時に、会社がいま一体何をやつておるのか、将来何をやつていくかという方向は、場合によつては会社はつぶれるかもしれない、トップの判断によつてつぶれる会社も出でてくるわけでから、そういう点から言えば、営業報告でどの程度のことが報告されるのかということはきわめて重要だらうと思うのです。今度の改正案で営業報告と書いてあるだけであつて、その具体的な内容については全く触れておらぬです。恐らく省令か何かでやられようとするのでしようが、一体どの程度のことを営業報告に記載するよしなことを考えておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

○元木説明員 御承知のように、現行法では、営業報告書に何を記載すべきかということは、商法には何も規定していないわけござります。一般的の解釈といたしましては、会社の業務の状況についてこれを文字であらわすものが営業報告書であるということになつております。それで、御指摘のよう、今回の改正法律案におきましては営業報告書は法務省令で定めるということになつておりますので、会社の営業の状況が明瞭に株主にもわかるようなど、方向で何を記載するかといふことが検討されていくものと考えております。

○水田委員 現行法でも営業報告は義務ではないのですが、これは必ずどこでもつけておるわけです。実は私も会社の中におつて実態を知つておつて、株主に対するその営業報告を読むのですが、実際は作文だけなんです。ですから、何と何といふのはこれから検討するのじやなくて、ある程度の腹案は私はおありになると思う。そうでなければ、今度の場合は貸借対照表、損益計算書は会計監査人が認め、監査役が認めたら株主総会の承認

は要らないことになるわけですね。ですから、逆に言えば、会社が何をしておるか、これがら何をやっていくか、そのことが会社の将来にどうあります。このくらいの柱になるものはやはり文字として入れて報告すべきだというお考えがあれば、ぜひこの機会に聞かせておいていただきたいと思ひます。

○元木説明員 ただいま法律案を国会で御審議の最中でございまして、これは法律案ができてから法務省令ができることにならうかと思います。したがいまして、現在のところ何も特に具体的な問題は出てきていませんけれども、営業報告書の性格というのもございます。それから、現在各会社がつくつておられます営業報告書、また総会後に送つております事業報告書といふようなものもございます。そういうふうなところから、現在各会社において平均的にどのようなことを行つてあるかを勘案することにならうかと想ひます。

○水田委員 一般株主の権利を保障するという点から、最近の事件で、片倉工業が新外為法の例外規定企業に決定した問題があるのです。私は、絹の国内業者あるいは農家の養蚕を守ることについては異論のないところなんです。ただ、一般株主をもう少し保護していくくといふ立場からいえば、このことはいわゆる商法なり今度の商法の改正案で一体どう考えたらいいのか。これは外国との關係、いわゆる外人の投資の関係ですが、それは論外にして、たとえばこういう事態が一般株主の権利を阻害するのではないかという意見もある。そちらあたりは一體法的にどういうあいに理解します。どちらのものか、お答えいただきたいと思ひます。

○元木説明員 片倉工業の場合、恐らく問題になっている株主が二〇%以上の株式を取得しているということになるのではないかと思います。これは外国人の問題等々を全く別にいたしまして、も

し二〇%程度の株式を保有している株主になります。会社に対してもいろいろな請求ができるわけになります。まず第一に総会招集請求もできるわけでございます。会計帳簿の閲覧請求もできます。それから、今回の改正法律案にござります株主としての提案権行使することもできるという手段を用いまして自分の意思を經營に反映させていくことができるのではなかろうかと考えております。

○水田委員 これはちょっと別なことになりますから、以上でやめておきます。

次は、いわゆる総会屋対策であります。今度の改正でも大きな一つの柱として取り組まれた条項であります。今度の改正案では、会社は何人に對しても株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与することを禁止し、これに反して財産上の利益を供与した取締役は弁済の義務を負う、この供与を受けた総会屋等の者はこれを返還しなければならない、こういうぐあいに改正しようといふものであります。

総会屋の数というものは大変なものでありますて、六千五百人ぐらい、暴力団の関係者も約一割ぐらいはおるようであります。これが賛助金とか雑誌購読料等各種の名目で二年間に三億円、これは表へ出た分ですから、表へ出ないものを入れると恐らく実際には数百億円に上るのではないか。逆に言えば、これは総会屋もさることながら、会社の側にもそれを利用するという問題があるのでないだろか。総務長は総会屋対策ができれば最高の者、こういうことが一般的な通念として言われておるわけですね。ですから、株主総会の時間もそれを利用すると、一時間もやつておると時間が調べてみると、二十分もやつておると、三分とか五分とか——二十分もやつておると、総会は大変まさにやつたというのか、へただと言われるのか、とにかくそういうのが一般的ではないだろか。

警察庁も企業に対しては総会屋締め出しを一生懸命やつておるわけです。しかし、幾らたつても減らない。今度のこういう限定で本当に防げるのだろうかどうか。長年のまさに長いつき合いがあるわけです。そういうことが一挙にこの程度の法律改訂で解消することができるのかどうかということを、私は大変疑問に思うわけです。その実効性についてはどのようにお考えになつておるか、お伺いしたいと思うのです。

○元木説明員 今回の改正法律案におきましては、発想を転換いたしまして、先生もただいま御指摘ございましたけれども、安易に総会屋に金を立ちまして、会社は議決権の行使に関して利益の供与をしてはいけないということをまず明文の規定をもつて置くということにいたしておるわけでございます。それで、もし会社がそれに違反して金をやつたということになりましたならば、会社はこれに對して、金をもらった者に對して返還請求をすることができるということにいたしておられます。もちろん、金をやつた会社自身がみずから進んで返還請求をするということは期待できませんので、現行法にもござります株主の代表訴訟でござりますけれども、これの規定を持つてくるためにその返還の請求をすることができるということにいたしております。

その次に、そういう返還の請求に際しましては、またこういう利益供与の禁止に違反しまして取締役が総会屋等に金をやつたということになり、取締役が自身法律違反でござりますから、会社に對して損害賠償義務が生ずるということになります。こういう取締役に対する損害賠償請求ますと、取締役自身法律違反でござりますから、あるいは金をもらった者に對する利益の返還請求、それにおきましては、もしその利益の供与が無償であるあるいは非常に無償に近い形でなされた場合には、権利の行使に關してされたものと推定するという推定規定を設けようということござります。

○水田委員 実際問題として会社の実態、先ほどからも言いましたように、法人株主が七〇%を占

める状態の中で、その法人株主がやらぬです。やはり恐ろしいですからね。出てきたところで暴力団もおるわけですから。そういう形で出てくるだらうということが心配で、一般株主がなかなかそこまでやれるかどうかというのは、法律規定がでこまでも実際にはなかなかできないのではないか、そういう気がして仕方がないのです。

もう一つは、これは株主でなくとも、会社に法違反で、ゆすりということで、これもなかなか表に出ませんけれども、逆に言えば株主の権利を行使することという条件がつくのですから、それを使わない形でのものもいままであると思うので

をしない形でのものもいままであると思うですね。これは暴力団などあるわけです。そこへもつてきて、こうなればその条項はきわめて上手に使うのではないか、非常に利口ですから。いわゆる「株主ノ権利ノ行使ニ關シ財産上」云々、その点を恐らくそう受け取られない形での賛助金なりあるいは記念行事、そういう協賛金というのは残って来るのではないか。そういう形でさらに水面下に、いままでも表へ出てませんけれども、さざに地下へもぐった形で続いていくのではないかどうか。これは一般株主の目にはほとんど触れないところでこういう金が流れていくんではないだろうかといふ気がして仕方がないのですが、そういう点はいかがでしようか。

○元本説明員　ただいまの御質問につきましては、今回の改正規定では「会社ハ何人ニ対シテモ」、ということにいたしております。もちろん今回の株主総会の運営の正常化ということが目的でございますので、すべての、たとえばブラックジャッカルリズムなり何なりといふものを全部対象にしますけれども、少なくとも「何人ニ対シテモ」という文言がござりますので、これはたとえば、これから株を買うから、買われたくないならば金をよこせといふようなものに対しましては明らかに効果がある規定ではなかろうかと思うわけでござります。

責任の転換が行われております。したがいまして、その利益の供与というものが無償であるか非常に無償に近い形で行われているということになりますと、それは株主の権利の行使に関していいんだということを利益の供与を受けた方で立証しなければいかぬということになるわけでございまして、こういう立証はかなりむずかしいのじや

○水田委員 実際のこれまでの長い年月の総会屋ないか。そういう点で、利益の返還、あるいはもし違反した取締役に対する損害賠償請求というものが容易になるのではなかろうかと思うわけでござります。

ような、大変急いだ御提案だったと思うのですね。私は、政党政治のもとで、この商法についても自由民主党の中では十分な論議を与えていただける機会があると思っておつたのですが、そんな機会もなくして突如として国会に出て、そして私どもがここで質問して皆様方と討議をしなきやならぬということになつたわけでござります。与党で質問することは国会では非常にむずかしい。国会にいきますと野党の方々の国会みたいになつて、おまえらは政調会でやつてこいといつもおしゃりりを受けるぐらい質問ができるわけござります。私は、こういつたふうに急がれて提案された、これはどういう理由であるか、まず伺いたいのです。

そして私は、商法というものは全面改正をしていただきかなきやならないほど古いかたかなの法律であるて、大変わかりにくい、さらにはまた、他の法律との間の整合性も問題が非常に多い、こんなかることを考えてみますと、経済は動いておりますけれども、その動きはともかくとして、ひとつ現代化に合つたところの商法にしていただきたいと思うのです。

その次に伺いたいのは、じや、この次に改正する見通しはどんなふうに考えておられるか。つまり、これまで昭和二十五年、三十年、三十七年、四十一年、四十九年、五回も改正があつてこれで来たわけございますが、今度の改正が一番大きいんですね。四十九年も改正がありましたが、

することが最大限に生かされる。そういう運用を心から希望申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

これは大臣に聞いたらしいのですけれども、大臣はすぐかわられるから、むしろ民事局長の方が長らくおられるかもしない、あなたの方がより権威のある答弁ができるような気がするのですが、いかがですか。

○中島(一)政府委員 今回の商法改正の作業でございますが、これはただいま御質問にも出ました四十九年の改正に発端があるわけでございます。四十九年の改正の際に、衆参両院の法務委員会におきまして附帯決議がつけられました。その附帯決議によりますと、「わが国の株式会社の現状にかんがみるとき、商法等に改正を要する問題が少なく、今回の改正をもつてしてもその十分な実効をあげることは困難である。よつて政府は、次の点について早急に検討すべきである。」といふことで、十項目にわたる御指摘があつたわけでござります。その中には、「会計監査人の独立性を確保するため、その選任方法等について適切な方途を講ずること。」あるいは「監査法人の育成・強化を図る方面、個人たる公認会計士の業務分野についても行政上適正な措置をすること」とし、もつて活動分野の調整をはかるものとすること。」というような項目、あるいは「会社の社会的責任、大小会社の区別、株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行なうこと。」など、いろいろな項目があります。この附帯決議を受けまして、法務大臣の諮問機関であります法制審議会商法部会において商法の

これは一億円以上の会社のことであつて、そして監査役と会計監査人のことだけだった。今度はもう株式制度から会社の計算規定、それから会社の機関、しかもすべての会社、一億円以上というようなことじやないのです、すべての会社に關係するものだけに、私は大変大きな改正だと思うのですが、これを持った後で今後の商法についてどのようにひとつ考えていいたらいいのか。私は、まだたくさん問題が残っている、こういうふうに思うのですが、まずその点を伺いたいと思うのです。

これは大臣に聞いたらしいのですけれども、大

全面的改正の検討が始まりました。昭和四十九年のことまでござります。それで、昭和五十三年の末までにおきまして、改正問題点として取り上げました株式制度、それから株式会社の機関、すなはち株主総会あるいは取締役、取締役会、監査役の問題、それから株式会社の計算・公開の問題といふようなことについて審議を行つておつたわけでございますが、五十三年までにその第一の株式制度、それから第二の株式会社の機関の問題について一応の審議を終わりまして、その法制審議会における審議の結果を、結論的な部分を法務省民事局の参考官室におきまして試案という形で公表をいたしまして、広く各界の意見を伺つておつたわけござります。そして昭和五十四年度は、先ほども申しました第三番目の問題、株式会社の計算・公開の問題についての一応の審議をやっておつた。

そういう状態におきまして、最近における経済情勢の変動は非常に急なものがあるということことで、先ほど問題になりました一株の額面金額の問題、あるいは日本の企業はだんだん国際的な活動をするようになりまして、社債におきまして新規の引受権つき社債という制度を創設してもらいたいというような要望がきわめて強いものが出てまいりました。一方におきまして、株式会社の運営の適正化を図れという声がまた非常に強いものがあつたいまして、代表的なものといたしましては、五十四年の夏でありましたか、航空機疑惑解消に関する協議会というものができまして、それが一つの提言をいたしたわけありますが、株式会社の経理の適正化を図るというようなことが提言をされたわけでございます。

それで、そういうような事態の変化もございましたので、従来すでに検討を終えております株式会社の機関の問題、あるいは株式制度の問題、それから現に検討をいたしておりました計算・公開の問題、こういったものを独立して取り上げて、そして法制審議会の答申としてもらうことはできなかつたわけです。

それで、法制審議会商法部会においても検討されましたが結果、全面的改正ということでもありますれば、まだ検討すべき項目は確かに幾つか残っています。しかし、それを検討しておったのではさらに数年の年月を要する。それで、現在すでに一応の検討を終わつておる部分だけでも独立して答申ということにするならば、それなりの社会の要求に応ずることができるじやないかということになりました、五十四年の七月ごろ、急遽全面改正の方針を変更されまして、そして五十四年度は、現に検討しております計算・公開の問題を審議して、そしてそれを試案という形で公表して各界の御意見を開く。それで五十五年になりますて、五十五年一年間かけまして、すでに一応の検討を終わつて各界の御意見も聞いておりました株式制度の問題、機関の問題、計算・公開の問題とまして、そして昨年の十二月二十四日でありますたが、商法部会において案ができました。それを本年の一月の二十六日に法制審議会の総会において検討して、答申になつたということです。

答申のいきさつから考えまして、私ども民事局といだしましては、法律案を急遽急いでつくりまして、そして今国会に提出をするということが義務づけられておつたということでございましようが、私、民事局長になりましたのは昨年の十二月の二十五日であります。そのときに、君は商法をやれ、こういうことでございましたので、私どもは今回の国会に商法の改正案を出すということがもう決まつておる、そういう前提で大急ぎで作業をしたというのがいきさつでございます。

○塙崎委員 大変急いで出されたようには思えるのです。そのために、まだまだ論議不足で、特に私どもの与党の中でもいろいろの意見を言う方が多い。それどころか、中小企業者が大変な不安を持つておる。このような不安を持っておるだけに、将来これはどういうふうに商法がまた改正

されて、これらの不安が解消されるか、私は大変な期待を持つておるのであります。

そこで、ひとつ伺いたいのですけれども、商法の根本問題としてあなた方が見送られたんだと思うのですけれども、例の商法の中の最低資本金の問題あるいは大区分の問題、これらは問題に関する問題なんですか? 今度の株式会社制度の改正が、ともかくも大企業向きの、上場会社向きの改正がほとんどなんですね。したがって、たとえばいまおっしゃった新株引受け権つき社債の問題、このような問題は百万の株式会社のうち関係するものはもう二千ぐらいの会社ぐらいしか影響がないことなんですね。あと九十九万の会社はそんな規定は全く無縁、商法がますます遠くなりつつあるような気がするのです。

それと同時に、一方、監査特例法によれば資本金が十億円から五億円に変わってきて、さてさてだんだんと五億円が下へおりてくるんじやなからどうか、こんなことなら株式会社形態を選んで果してよかつたのであるかどうか。それは大会社のようにならうに株式を資本市場で調達でき、それから社債市場で社債を発行できる、こういった会社ならまことに監査人の厳密な監査を受けるのも、社会から受けれるところの特權の代償として必要かもしれない。しかし、単に繁雑で事業運営が困るではないかというような気持ちを持つ中小企業者が多いたと思うのですね。

そこで、現在商法の中に会社形態がほかに三つばかりある。合名、合資、有限会社。ところが、この三つの形態、いずれも御承知のように欠陥があつて、八百屋や魚屋さんでも有限会社を選ばなくなってきた、株式会社を選ばざるを得なくなつてきておる。私に言わせれば、会社にならなくていいではないかと言う人もおりますけれども、やはり事業というものは個人家計と事業部分を分離して、どんぶり勘定でやらないということが事業の経営合理化のためには大変必要なことだと私は思うのですね。事業というものはそういう形でやるべきだ。個人と全く分離した会社といいます

か、法人形態でやるべきだと思う。そして有限責任という制度を利用して伸び伸びと事業をやるべきだと思うのですけれども、いまの四つの形態はいずれもその点は小さな業者にとっては適当ではない面が多い。

ドイツでは、御承知のように、株式会社形態をとつておるのはわずか二千三百ぐらいだと聞く。あととの小さな連中はG M B Hで有限責任制度のいい制度、この規定を読めばそれだけで済む。私は、九十九万の中小企業者にとつてみたら、商法のわざかな部分で済んでおると思うのですね。そういう根本的な考え方を次の改正の際に考えられるかどうか、私は、こんなようなことを考えていかないと中小企業者の不安はなくならぬと思うのですが、いかがですか。

○中島（一）政府委員 先ほど私、商法改正についての日程、非常に急いだということを申し上げましたので、商法の改正案の内容が粗雑であるといふふうな意味にとられたとすれば、これは私の言葉が足りなかつたわけでございまして、これは先ほど申しましたように、昭和四十九年以来法制審議会において全面的改正ということで慎重な審議をいただいておつた、その一部を切り離して答申をいただいたということでありますから、法制審議会の審議は非常に慎重にやつていただきたわけでござります。それを見て私どもも、日程的に非常に急ぎましたけれども、非常に密度の濃い仕事をしたつもりでおりますので、内容は十分御批判にたえ得るものであるというふうに考えておるわけでございます。先ほどこの答申から法案提出までの間、非常に期間が短かつたじやないかといふお話をございましたので、その間のいきさつを御説明申し上げた次第でございます。

それから、この後の関係でござりますけれども、ただいま申しましたようないきさつで一部答申、一部法律案作成という形になりましたので、まだ商法の全面改正というものは検討が残つております。今後これを続けていくことになるので、あらうと思います。項目だけを考えてみまして

Digitized by srujanika@gmail.com

も、たとえば附帯決議にございました項目でも、企業の社会的責任をどうするんだ、あるいは大小会社の区分というようなものがございます。大小会社の区分といふことにつきましては、まだ從前の審議会の審議においては審議対象にならなかつたといふことがあります。

この大小会社の区分ということは、今回大規模会社とすることで監査対象会社、それについての若干特殊な制度を幾つか導入をいたしました。たとえば大会社については書面による株主の議決権の行使の制度を認めたとか、あるいは大規模会社については監査役を複数制として、一人は常勤監査役にしなければならないというような制度を設けましたがために、若干大小会社の区分についての配慮をしたということになります。しかし一方、もとの大小会社の区分、ただいまおっしゃいましたように大問題であります。特に、最低資本金というようなことになりますから、現在株式会社として通つておるもの的一部について、株式会社として存在を許されないものも出てくるおそれもあるということがありますから、そう簡単にこの点についての審議結論を出すといふほどの問題ではございません。十分に時間をかけて、国民のコンセンサスを得て、やるとしても実現をしなければならない問題であるうといふことであります。

○塙崎委員 そこで、商法改正の大問題であることはよく知つておるので。しかし、たとえば有限会社法ですね、いま現在あるが、さつぱり中小企業者に利用されない。それは何といつても、出資者の数が五十人に制限されておる。それからそ

の次には、御承知のように、出資の譲渡ができないといふことになるので、有限会社制度が全く生きていません。したがつて、株式会社にならざるを得ない。だから、ピンからキリまでの上は新日鉄から八百屋さんに至るまでの会社がつながつておることは、世界にないと思うのです。これはどうし

ても有限会社法の制度も含めて早目に解決してい

ただきたい、これだけ申し上げておきます。

そこで私は、株式会社といふものは、とにかく動きの速い経済、これを支えていくための非常に能率のいい機動的なものだと思う。そういう意味

では、協同組合とかそういう出資者の意見を全部聞いていくような企業形態とは異なる大きな特色

を持ったものだと思います。今度の改正が、皆さん方が取締役会の権限を強くしていくって、株主総会の権限は少なくしていく行き方、これは機動的に動かなければならぬ、動きの速い経済のも

とではまさしく適当だと思うのです。

しかし一方、そうは言ひながら、大企業の社会的責任という名のもとに、監査制度とかあるいは監査役の制度とか非常に複雑な負担を課そうとしておる。そこで、こんなことをしておつたら他の企業形態、たとえば協同組合の方が経済の動きに

対して敏速に動けるじゃないか、こんなことにならぬか。私は、協同組合、たとえば信用金庫

それから消費生活協同組合は、同じように株式会社形態と競争関係にあると思う

のですが、そういう協同組合には全然監査制度の適用がない。こんなことはどんなものでしょうか。

特に私は、負債の二百億円という基準を入れること自体には問題があると思うけれども、それを

株式会社には強制しながら、協同組合、特に消費生活協同組合みたいに、いま大規模な消費生活協同組合があつて会社と競争しておる。これは北海道なんかに行つたら、皆さん御案内のおおりだ。

特別な名前は申しません。これが伸び伸びと動ける。そして消費生活協同組合なんか見ますと、員外利用の問題はどうか組合員総会あるいは総代

会、こういふものを機動的な運営のために省略しておるような気がする。

昔は、協同組合から株式会社に移つていった。

北海道の雪印といふ会社は、協同組合から株式会社に移つていった。協同組合だと組合員一人一人の意見に左右されて機動的に動けない、こんなよ

うな理由から株式会社に移つてきたのですが、今

つくると、逆に株式会社から協同組合に移らなければならぬというような事態が発生するおそれ

すらあると心配する。

私は、消費生活協同組合も一つの企業体としていま考えなければならないよう時代、聞いて

ごらんさい、皆さん。恐らく二百億円くらいの負債を持つておる消費生活協同組合はたくさんあ

る。信用金庫なんかまさしくそなうなんですが、こういった企業形態のバランスを法務省としてどう

考えられるか。いろいろの整理法を出されておりますけれども、整理法の中で監査特別法の適用を

そういう協同組合に及ぼすことは考えておられないので私は思うのです。この点についてどう

お考えであるが、ちょっと伺いたい。

○元木説明員 御質問が二つに分かれているかと

思います。一つは、会社につきまして監査対象を広げたという問題はなぜかということ、そういう監査を協同組合等に及ぼさないかということです。

まず、最初の問題でござりますけれども、元

来、有限責任会社というのは、会社の財産が債務に対する唯一の担保でござりますので、本来から

言えば、財政状態が健全でなければならないため

に、すべての会社が会計監査人の監査を受けなければならぬというのがたてまえであろうかと存じ

ます。ただ、わが国におきましては、先生もただいま御指摘のとおり、八百屋についても株式会社

であるということになつてきますと、そういうも

のがつて、皆さん御案内のおおりだ。

特別な名前は申しません。これが伸び伸びと動け

る。そして消費生活協同組合なんか見ますと、員外利用の問題はどうか組合員総会あるいは総代

会、こういふものを機動的な運営のために省略しておるような気がする。

やはり一人前の会社だといふうな観念があつたからではなかろうかと思います。ただ、その後の立法の過程におきまして資本の額が五億ということが一応の監査対象ということになりましたの

で、これはもうすでに四十五年の一億ということから考えてまして、その後五億ということでござい

ますし、それからまた、これは経過措置でございま

すけれども、四十九年の改正において十億以上の証券取引法適用会社と五億以上の証券取引法適

用会社が監査対象会社になるというような経過措

置もつけられまして、これは恐らく、初めての制度であるがためにしばらく様子を見るということであつたかと思われますので、今回、相当の期間

もたつたので、そこで一応五億ということで基準を決めるということになつたわけでござります。

そういうことで、一応五億という会社になつてあったかと思われますので、東京と大阪、いわゆる大都市の証券取引所においては上場の基準に達するというこ

とで、一応大企業としてのあるいは株式を公開するに足る会社としての資格を備えているというこ

とが言えますので、ここいらが監査対象会社とし

ては相当なのではなかろうかというわけでござ

ます。そういうことが今回の監査対象の拡大の問題であらうかと思ひます。

それから、たとえば消費生活協同組合等につきましてはそれぞれ監督官庁がございまして、法務省といたしましてこれを直ちに云々できるとい

ます。そういうことが今回の監査対象の拡大の問題であらうかと思ひます。

その理由といつしましては、当時たとえば中小企

業基本法等中小企業に対する法律が一億円以下の会社について適用されるということで、言つてみ

れば、一億円以下の会社は幼児である、未成年で

ある、それに対して一億を超える会社については

ますかそれにつきましても「一定の地域又は職域による人ととの結合」「それから「組合員の生活の文化的経済的改善向上を図る」ということで一定の限られた人の福祉のためといふことが目的になつておるわけでございます。もちろん、現実はどうかということは、私ども監督官庁でございませんのでつまびらかにしていないわけですが、ありますけれども、そういうふうなところで組織的、目的的にも違うと、ということから差が来て、いるに尽るるだけございます。

○塩崎委員 いまの他の企業形態に対する監査制度とかいふ問題は、商法とのバランスで一企業とがいふべきは、商法とのバランスで一企業

業は競争しているのです。信用金庫と銀行は競争関係にある。それから消費生活協同組合とスペア一とは全く安売り競争をしている点において共通、そしてまた、協同組合の実態は御案内のお通り、法律どおり運用されていると私は思わないのです。また運用できない。員外利用は禁止されています。ただ運用できません。員外利用を認めているけれども、どんなにしたって員外利用を認めるを得なくなってくる。そうして決算でも見たところ、皆さん御案内のとおり、何百億と借金がありますよ。皆さん方債権者の保護が大事だと言われる。どうしてこれを保護されるのか。監督官庁の一人や二人の担当官がいたところで、公認会計士のあの一ヶ月にわたる監査と比較できますか。これは皆さん方法務省ですから、各省庁の人たちに皆さんの方の力が及ぶと思いませんけれども、ひとつ大臣にもよく話していただきて、國務大臣としてこのような問題を取り上げていただくよう願いしておきます。

そこで、時間がありませんから第三番目に、水田委員が御質問されておつて私もそのとおりだと思った株式の相互保有の問題、つまり二百四十一條の問題について御質問したいと思うのです。私は、水田委員と同感なんです。四分の一という限定を置いて議決権行使させないことに由つて相互持ち合いを制限するようなやり方は、現状においてとうてい対策にならない。これは何をねらった規定であるか、私はその点を伺いたいと思

う
の
で
す。

私は、外国の法令も皆さん方が研究されたのを知っていますし、私自身も研究してきたことがあります。この問題は、五十一年に独禁法の改正の中では織り込まれた九条の二の中にも示されておりますが、あのやり方ではだめだと私は言つたことがあります。そして外国はこうだからと言つたことがあります。日本は独特な事情がある。日本くらい株式の相互持ち合いの進んでいる国はないと思うのです。そこにいろいろの弊害、皆さん方は第一に資本の空洞化、第二には株主の議決権の歪曲化と言われるのですけれども、そういうた事態は日本だけでなぜ生じてきておるか、その原因はどこにあると思われるか。昭和三十年に三五%であった法人の持ち株比率が現在七〇%になったその原因はどこにあると思われるか、その認識を一遍中島

局長さんに答えていたみたい。どうしてこうなってきたか。私は、外国より一番持ち合いが進んできたと思うのですが、その点どうでしようか。

○中島（一）政府委員 一方において個人株主が証券市場から去つていったことが一つあると 思います。それは株式投資というものが非常に魅 力のないものになつたということであるうと思いま す。そのあいだところを埋めるために法人が進 出をしてきた、むしろ法人にそこを埋めてもらは べく企業が努力をしたという面もあるかもしれません。

株式の持ち合いということは必ずしも一概に悪いとは言えないわけでありますて、企業間の協調というような面から考えますならば、一面においてこれは好ましい面もないではない、こういふふうに考えます。しかし、それが過度になりますて議決権の行使が歪曲化されるということになりますと、商法の立場としても黙つておるわけにはいいかない。これに対してもか適切な措置はそれないものであるとかということになるわけでありますが、必ずしも強力な適切な措置というものはないわけであります。

ち合いは、四分の一を超えて持つ場合には、持たれた会社は持った会社の株式の議決権行使することができるということにいたしまして、まずそれが好ましいことではないということを明らかにいたしました。そして、それが実際議決権の行使の場で具体的な制限を受けるというような規定を置いたわけでありまして、これで十分その立法の趣旨を達するかと言われば、不十分な点があるかもしれません。しかし、まずこれで一步前進というふうに私どもは考えておるわけでございます。

○塙崎委員 私は、民事局長の株式の相互持ち合いで進んだ原因の認識の仕方、株式の魅力がなくなつたからその穴を法人に埋めてもらつたんだというようなお話を、どうも本末転倒みたいな気がするのです。

これは証券局の方にも伺わなければならぬと思うのですけれども、ここに一つの事例があります。新日鉄の大株主は日本興業銀行なんです。これは一億九千二百六十九万九千株持つておられます。新日鉄の議決権です。一方、日本興業銀行の大株主はだれかといふと新日鉄で、四千二百四十六万一千株持つて議決権の二・五%。旭化成の大株主はどこかといふと住友銀行で、四千八百八十万一千株で四・八%。一方、住友銀行の大株主はどこかというと旭化成であつて、三千七百九十八万七千株で議決権の二・一%なんですね。これは大株主の名簿を見ただけですからわかりませんが、こんなようなかつこうで、新日鉄は自分の系列のところに何%ずつかつと置いていくつ、環状的保有とか言っておられましたね、いわゆるコングロマリット、このような形を形成しながら相互持持ち合いを進められておる。二・五%なんというのは、およそそれらの現在の現象に対しても全く無力といいますか——それともねらつてないのかもしれない。いまいみじくも言われたように、望ましい点がある。私も望ましい点がどうかも一遍御質問しようと思つて、これは証券局にも伺わなければならぬと思っておるのであります。

方のお話を証券界から銀行からずっと聞いてみた
んです。そのときに皆さん方異口同音に言われた
のは、企業結合あるいは系列化の促進の意味より
も、そういった観点で持ち合いをしておるんじや
ないと言われる。安定株主よりも買い占めがこわ
い。個人の浮動株をたくさん置いておいたら、い
ま盛んに新聞をにぎわしている最近の事件でござ
るものとおり、買い占めがこわい。そして現在の經
営陣の地位を失うことが一番心配なのかもしれない
せんけれども、会社の經營自体が大変不安定に陥
るから、まず市場からたくさん買っていつて、そ
して企業結合の状態を生ずるかもしれない。独占
禁止法でねらったこと、アメリカであるようなど
とは違ひんだということに気がついたのです。
気のつき方が遅かったから申しわけないのですけ
れども、あのような総量規制みたいな独占禁止法
の九条の二、資本金百億円以上の会社は資本の金
額か純資産の金額、それぐらいしか持てない、こ
んなことをやつてさっぱり対策にもならない。独
禁法を骨抜きにしようとしたからそれでいいのか
もしれません。それでも皆さんなかなかすぐれた
ことをやつたんではないかというような三木内閣
の評価もあつたかもしませんが、私はみんなや
り方は全然的が外れておる。しかし、それはねら
いが違うんだから。

け、後、暴落、こんなことを繰り返ってきて大変な混乱を来しておることは御案内のとおりです。経営権の取得よりもむしろ暴騰暴落によるところの投機的な利益、このような買い占めの現象がございからお互いに持ち合いでいらっしゃうというところに、日本が世界に比べて相互持ち合いが進んできている、こういうふうに私は認識しておりますので、このようないい買占めという問題に対しても、このようないい買占めといふ問題に対しても、お聞かせいただきたいと思います。

○中島(一)政府委員 商法のたてまえといいましょうか株式会社のあり方ということから言いますならば、やはり株式の移動によって経営権の移動があるということになるだらうと思ひますので、先ほど御質問にありましたように肩がわりをさせるというようなその他の目的のもとに行われるということになれば、これはまあ問題でありますからと思うわけであります。ただ、そうなりました場合に果たしてそれを商法で規制できるのかどうか。むしろ商法は商法としてたゞまえで置いておいて、その他の規制によつて対応すべきではなかろうかというふうに考えます。

○塙崎委員 そこで、証券局の方に伺いたいのですが、それども、いまの回答を聞いておつて、まず、商法の相互保有の制限が、恐らく私がいま申しましたような現在の相互持ち合いに何ら対策として役に立たない、これはもう間違いないと思うのです。二五%を超して一つの会社に押しつけるなんというようなことはあり得ないこと。親子会社なら別です。それは両方持ち合いでなつたら、自己株主と組んでやられるに違ひない。それはないと思ふんですね。そこで証券局としては、法人の相互持ち合いよりも個人保有の株式があることの方が望ましいと考えるかどうかですね。そうした場合に、商法上のこれはどの程度役に立つか。そして、証券取引法でもいいと思うのですけれども、

大蔵省としてはこの持ち合いをどのように考へ、どのようにこれに対処していくか、買収占めに對してはどのように対処していくか、ちょっと聞かしていただきたいと思うのです。

私がこんなことを申し上げるのは、外国にないからこれぐらいでいいんだというような改正ではなく、商法はやはり企業の根本的な法律、憲法なんですから、よほどしっかりした法律でなければいけない。商法というのはそう輕々に直してはいかぬと思うのです。四分の一が単に腰だめで――私は四分の一の根拠もよくわからない。四分の一ぐらいにしておけ、親子会社は五〇%だが相互保有は二五%というところも根拠が余りないような気がするのです。大蔵省は個人株保有を進めたい進めたいと言つて、大蔵省の意図と逆に法人株がふえた。あれよあれよと言つて、さっぱり対策がないと言つている。そこで、大蔵省の意見をひとつ聞かせていただきたい。

○山田説明員 お答えいたします。

わが国上場企業の株主構成でござりますけれども、先生よく御案内のように、個人持ち株の比率がほぼ一貫して低下いたしております。昭和二十五年度末で見ますと六一・三%でございましたけれども、それが五十四年度末には三〇・四%という水準に相なっております。一方、金融機関でござりますとか事業法人でございますとか、こういったものを合計いたしました法人全体の持ち株比率は、もちろんこれとは逆に増加をいたしております。二十五年度末には三五・五%でございましたけれども、五十四年度末にはこれが六九・四%と、ほぼ倍増しているような状況でござります。

それで、このような状況に立ち至った背景といいますか原因でございますが、これはいろいろな理由があるうかと私は思はうわけであります。主なものを大別いたしますと二つに集約されるんじゃないかと思うわけであります。一つは配当利回りで、株価を一株当たりの利益金で割りました配当利回りでございますが、これが低下をいたしてお

りまして、最近では年率で一・五%程度というような低い水準になつておまりますと、こういつた状況でおわかりのよう、株式投資に対する魅力そのものが非常に減退してまいつたというのが一つでございます。それからもう一つは、先生御指摘のように、企業の系列化でございますとか安定株主工作による法人の株式取得の増加、こういったものがやはり一つの大きな原因になつていようかと思うわけであります。

そこで、株式市場の面から見ますと、こういつた個人持ち株比率の著しい低下というものは、株式市場の機能を低下させるというような問題等々ございまして、非常に問題が大きいかと思うわけでございますが、証券取引審議会におきましてもかつてこの問題が取り上げられたことがございまして、五十一年五月でございますけれども、「株主構成の変化と資本市場のあり方」と題する報告書を私どもちようだいをいたしておりますと、その中で個人株主対策の一環といたしまして、法人による株式の相互保有規制、これを商法の改正の際にひとつ盛り込んでもらいたいといふ要請があつたわけでございます。そこで、今回の商法改正案におきましては、先ほど出来ておりますように、四分の一を上回る株式を保有されている子会社が所有する親株式につきましては議決権を有しないこととされてゐるわけでございますけれども、私どもとしては、今回のそいつた商法の改正案というのは、商法が法人による過度の相互保有状態というのではなくといふ立場をはつきりとされたわけでございまして、議決権を有しないということになれば、株式の相互保有規制というもののがかなり抑制的に働くのではないかといふふうに期待をしているわけでございます。

もう一つ、買い占めの問題、証券局としてどう考えるかという御質問でございましたけれども、これまた先生よく御案内のように、現在の証券取引法と申しますのは、自由な株式の売買市場を前提にいたしまして投資家の保護を目的とした法律でございます。したがいまして、特定の人人が特定

○塩崎委員 非常に漠然たるお答えで、わかつた
ようなわからぬようなことですけれども、私は、
この商法の二百四十一條の改正はどうでいい——空
振りみたいなことで終わる。証券局の希望には沿
わないで、依然として持ち合いは進んでいて、
そして株は少なくなつて、暴騰暴落がしやすいよ
うな体质の証券市場になつていく。したがつて魅
力がなくなつてくる。鶏と卵みたいなことじやな
いかと思うのですから、やはりその根本を押さ
えないと、こういった規定だけ——規定だけと
は言いませんけれども、規定は恐らく皆さんが
そのうちに何ら効果がなかつたということで、今
度の全文改正の際にはまた直して持つて来られる
ということを私は期待したいと思うのです。
そこで、だんだん時間がなくなりましたが、次
は大事な問題は、皆さん方の今度の改正の大きな
ねらいは大企業の粉飾決算防止、そこで会計監査
を充実するんだということで、いろいろ手当てを
されておる。そこで、その中に一つ引当金という
規定がございます。三十七年に私も法務省で幹事
をやらしていただきまして、当時の上田明信参事
官、味村第四課長に大変御薰陶を受けて引当金、
繰り延べ資産、この議論をやらしていただきまし
た。まさしく損益法の計算原理をとるといふ商法
にしては大英断であったわけでござります。しか
し、繰り延べ資産の方は、むしろ限定的な意味を
持つておったために乱用はなかつたが、問題は引
当金、この二百八十七ノ二の規定の仕方は大変お
おらかだった。そしてそのときの規定では、御案
内のように、姿、目的さえ特定できれば自由に引

き当てられる。損金性があるうがなからうが、利益処分としての——利益処分と申しますが、損金性がなくとも引当金として考えられる。価格変動準備金でもそのような性格で考えられるんではなかろうかという、きわめておおらかである。

今度はえらくまた厳密な会計理論に変えられたと見えて、引当金で、今度は、当該「営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限リ」計上することができる。こうなっておられますから、これに違反したら直ちに粉飾決算、これが損金性のない偶発損失準備金みたいなものならばこれは粉飾決算、こう言われることになるわけです。

さて、主として皆さん方の御説明はもういつつのことおり。商法三十二条の公正な会計慣行によつて引当金が決まるんだ、こう言われる。さて、公正な会計慣行が何かといふのは、きわめて日本では発達しなかつた、これからもなかなか発達しないものだと思うのです。なぜかと言うと、どうもこれは、商法の公正な会計慣行だといふより、うな自信を持つて、税務署に否認されたら裁判をしてまで争うという習慣がないからなんだと思うのです。

皆さん、今度どうですか、退職給与引当金、これが税法で、財政收入上の見地からという理由が先行しておると思うのですよ、これまで半分であつたものを四割にした。何がいろいろ理屈はつけられども、私は、企業によっていろいろ支給の仕方があり、ケース・バイ・ケースだと思う。それがまさしく公正な会計慣行だと思うのですが、そんなことを言っておられない。ぱっと四割にすれば、企業はまずまずそのとおり上げていく。利益の留保じゃないかといふうにも思われるわけですがれども、果たして皆さん、公正な会計慣行を税法に振り回されないでやつていく自信がありますか。

法務省は裁判所を中心として物事を考える。会社側も文句があれば裁判所まで行けるのじやないかと言うのですが、日本で税務署に弓を引いて裁判所まで訴える人は今までおらぬ。それは民主商工会ぐらいしかない。大会社になればなるほど、国税庁の通達の方を簡便なものとして考えて、通達を出してくださればそのとおりやります、こういうふうに来ておるのでですね。ですから私は、公正な会計慣行をつくるためにはどうしたらいいか考えなければならぬ。こんなようなことをやらなければ、本当に粉飾決算の征伐はできぬと思う。

本当の粉飾の種は引当金であつたり、それから繰り延べ資産なんです。普通の損益は問題ないんだが、あとこの評価勘定で大変むずかしい引当金が、当期の支出ではないんだけれども、発生原因が当期にあつて将来支出せざるを得ないと、そこには大変むずかしい論理があることはもう御案内のとおりなんですね、私はこれで苦労をしてきたんだから。三十年もこれで飯を食つてきて、まだにわからないので、民事局長、私はこの議論なら何時間でもやる。こんなよくなごとくまた大混乱を生じたら私は大変むだだと思う。したがって、このような会計慣行を確立する努力をやるべきである。資本金の十億円を五億円に下げるようなことよりも、まずこういったことをかつちりやらなければならぬ。そんなことをやらぬで、ただいたずらにあれもこれも突つき回して、子供がおもちゃ箱をひっくり返すようなことをして、肝心なことができておらぬのじやないですか。この引当金がしばらく大変な混乱を起こす。皆さん方は会社から照書が出てきてもなかなか答えができない。私が今度の商法で引当金としてどんなものが引き当たられるかと質問したらなかなか答えられないと思うのですが、それはどうですか、民事局长。

されたものであっても、税務処理においてはそれが即損金になつたりあるいは利益金にならないということは、これはもう积迦に説法でございました、いまさら申す必要はないわけでございますが、今回の特定引当金につきまして税務処理でどういうふうになされたといたましても、それが商法上の処理では損金、利益金処分のものであつても税務の方では損金として見る、そういう取り扱いがなされておりますから、そこでは、もし企業会計の面で、今回利益留保のものとして本来特定引当金として計上してはいけないというものであるならば、計上すべきではないということにならうかと思います。

また、公正な会計慣行の点につきましては、私どもも今後十分コンセンサスを得ていただきたいというふうに考えておりますが、それには大蔵省の証券局で、大蔵大臣の諮問機関としてやっておられます企業会計審議会というのが、そういう公正な会計慣行と申しますか、あるいは企業会計の原理を明らかにしていくということになつております企業会計原則というようなものをつくっておられるわけでございまして、これは即法規性を持つものではございませんけれども、それなりに各界の権威を集められましてそこで決められることなどがございますから、そういうものをしんしゃくし、そして公正な会計慣行をしんしゃくして今回の改正法における特定引当金の定義、解釈を確立していくたいというふうに考えておるわけでござります。そしてまた、その前提といたしまして、私どもはこの案を立案する過程におきまして企業会計審議会の御意見も十分承りまして、大体落ちつく先はこの辺であるうということを見通した上で規定を置いたわけでございます。もちろん法規は生き物でございまして、それ自体、立案者と申しますか企業会計審議会においても十分審議がなされることだというふうに考えております。

行を企業が主張すれば、私は大変な進歩だと思う。そうなつておらぬのです、これはもう証券局の課長に聞けばおわかりのとおり。たとえば船舶特別修繕引当金、船舶と書いてなくとも、特別修繕引当金は皆さん方の本を見ると引当金であると書いてある。なぜ引当金か。普通の会社の溶鉱炉でも五年に一回れんがを取り崩して修繕する。これも引当金と書いておるのでけれども、船舶の方はそれ以上にもう一つ、法律で五年ごとに修繕しなければならぬという義務があるから、これは引当金の性格に近い。ところが、溶鉱炉については、そういう法律的な制約はないけれども、経済的な寿命から見てこれを必ず修理するという概数值をとつてやる、しかし、その金額は幾らかわからぬ、必ずしも確定しない、しかし溶鉱炉の特別償却引当金の方ですか、これは引当金ではない。船舶の方は引当金である。その根拠はよくわからないけれども、こんなことが書いてあるのを見は絶えず出てくる。

そしてむづかしい判断。結局は税務に引っ張られていく。どんなに証券局で言つても、いまのままで、企業が税務署に対して訴訟までやつていくぐらいな気持ちを持たない限りはどうてい実現できることだと私は思うのですね。ひとつこの点を証券局から、またどういうふうに持っていくのか。これまでそう言いながら依然として税務にずっと引っ張ってこられて、私もこういうふうにできるのじやないかと言つたけれども、いや税務署が認めませんからやめておきますということばかりなんですね。証券局は、この公正な会計慣行商法が今度引当金というものは粉飾防止のために当期の収益にチャージすべきものしか認めないとだ、チャージされるべきものしか認めないと、こう来たのですから、よほど重大になつてきたと思うのですね。いかがですか。

For more information about the study, please contact Dr. John P. Morrissey at (212) 305-6000 or via e-mail at jmorrissey@nyp.edu.

議会でございますが、こういうところで会計の実務の中の慣行として発達いたしましたようなものを、一般に公正妥当と認められるところを要約したものというものが企業会計原則なんでございますが、こういう企業会計原則といふものに準拠して私たちも証券局の方で企業財務規則といふようなものもつくりついておるわけでござります。

今回、商法の引当金についてどういう解釈があるかという点につきましては、商法部会の審議の過程におきましてもやはり公正な会計慣行に準じて解すべきであるというふうな意見も出でております。そういうことを踏まえまして、特に先生の御指摘の引当金の件、この引当金と租税特別措置法上の諸準備金の取り扱いという点でございましょうが、この点につきましては、租税特別措置法の中には種々の性格のものがあるわけでございまして、そういうものの中で利益留保的なものが含まれているかどうか、こういったことを今後の企業会計審議会によりまして御審議いただくというやうに考えておるわけでござります。なお、先生は先ほど特別修繕引当金とそれから船舶等の特別償却ということを事例に挙げて御説明されたのでござりますが、実は企業会計原則の中に今回商法で認められます負債性引当金というふうなものにつきましてその定義があるわけでございまして、その定義をちょっと御紹介いたしてみますと、特定の費用たる支出が将来確実に起これば、予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しておって、支出の金額を合理的に見積もることができるようものを負債性引当金というふうに言つておるわけでござります。なぜなら、先ほどの特別修繕引当金のようなそういう事実が、その修繕の必要が当期に生じておって、かつその金額もある程度見積もり得るようなものはやはり負債性引当金というものに入るわけでございますけれども、しかし、もう一方の船舶等の特別償却引当金といいますものは、いわゆる措置法によりまして政策的に設けられた一般の合理的

な通常の償却年限に基づく償却以上の償却でござりますから、こういうものはこの負債性引当金の範疇の中に入つてこない。そういう意味でそういうものは現在特定引当金といふ別の呼称で言われておるわけでございまして、こういった個々のものについて今後企業会計審議会を煩わせまして種々御意見を賜りたい、こういうふうに思つておるわけでござります。

○塩崎委員 時間がなくなりましたので、最後に一問だけ。

例の会計監査人の監査対象会社の基準の問題、

一つは資本基準、第二に負債基準ですね、この新しくつけ加えられました特例法について御説明を願いたいと思います。特に附則第二項です。

私がいま申し上げておりますように、これは奥野大臣がおられたらしいのですけれども、とにかく昭二十五年に日本が、アメリカのCPA、公認会計士制度を木に竹を接いだように、ドイツ的な商法の上に会計監査人というような制度、それが公認会計士という制度を織り込んだわけです。

ね。どうもまだまだ定着していない。それはいろ

いろ理由があるのでけれども、今度では総会の選任にかけておりますから少しは進歩したように見えるけれども、それは大して進歩にはならぬ

私が思うのです。選任、それから報酬の決定、こ

れらについて独立性がきわめて薄い。やはり日本

人というものは、会社から金をもらい、取締役から賃料を提供されれば、言つたとおりというふうに心理的になりがちでございます。それからま

た、監査というのは大手間がかかる。その割り

ざいますけれども、これにつきましても、もちろん今回の改正では、現行の公認会計士法では公認会計士としての職務ができないという範囲を監査特別法に取り入れたということと、それから、いわゆる証券取引法で特定の書面につきまして監査証明をするということについての欠格事由というものを商法に一般的に取り入れたということでございまして、あるいは先生御指摘のよらないいろいろな問題があるのかもしれませんけれども、それは今度さらに商法の全面改正という点で検討すべき問題ではあるかと思います。

それから、これはもちろん証券市場の上場基準という問題と監査対象がどうなるかということと、こういう規定が入つて一応の調整ができ上がつておると思うのですけれども、これはまだ完全

やられていない。こういったところから見たら、いろいろふうに考えていくかという問題、この二点についてちょっと伺いたいと思うのです。

○元木説明員 まず、最初の御質問でございます

けれども、今回五億ということが一応監査対象の基準になつているわけでございますが、私どもの方へ私は本末転倒のよくな気がするわけでございません。しかし、いろいろの制約を設けながら皆さんはやつておられる事を私は知つておりますが、たとえばいま五億というものは証券市場の上場基準だと言わっている。それじゃ将来上場基準が五億が十億になつたら、この商法は改正になりますか。そんなこと一例考えてみても、なかなか大変なことだと思う。恐らく皆さん方は、特例法などから、資本基準がなくてすべての株式会社に適用したいんだという意識があると思うのですが、そんなことは大変だ。そこで、五億の上場基準が上がつたら、まずこれが直つていくのかどうか。なんだか増資も進んでいく。しかし、会計監査人の監査を受けるのがいやなら増資をやめておくというようなことになりはしないかという心配され私は持つている。日本の資本金の比率ぐらいい少ないところはないわけですね。これが増資の大変な頭打ちになつたら、私は大変申しわけない

と思いますが、そういう五億円の将来をどう考

えるのか。なんだん増資も進んでいくのか、あ

るは証券市場の理由から上場基準が上がつてい

けば、それについて上げていくのかどうか、これ

を一つ伺いたいと思うわけでございます。

それから第二点は、いろいろ言われてあります

が、ともかくも税務代理も含めての中小企業の会

計監査は税理士さんがやつておる面が多い。した

が、がら第三には、公平な会計慣行が少ないと

いふ。しかも、権限が少ない。税務署のような反面

に心理的になりがちでございます。それからま

た、監査というのは大手間がかかる。その割り

ざいますけれども、これにつきましても、もちろ

ん今回の改正では、現行の公認会計士法では公認

会計士としての職務ができないという範囲を監

査特別法に取り入れたということと、それから、いわ

ゆる証券取引法で特定の書面につきまして監査証

明をするということについての欠格事由というも

のを商法に一般的に取り入れたということでござ

いません。あるいは先生御指摘のよらないいろいろな問題があるのかもしれませんけれども、それは

今度さらに商法の全面改正という点で検討すべき問題ではあるかと思います。

それから、これはもちろん証券市場の上場基準

という問題と監査対象がどうなるかということと、こういう規定が入つて一応の調整ができ上がるべ

第六六十七條第一項ニ於テ準用スル同法第二条ノ相互会社ニシテ社員千人以上ノモノノ社員總会ニ」を加え、同条ただし書中「及同法第二百四十七条第一項」を削り、「第三十九条第二項」の下に「トシ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の二及第二十二条の三第五項中法務省令トアルハ之ヲ大蔵省令」を加える。

議事録を削る。
第六十条ただし書中「但シ」の下に「商法第二百五十四条ノ二第三号中本法トアルハ之ヲ保険業法、本法トシ」を加え、「第二百六十六条第五項」を「第二百六十六条第六項」に改め。

萬
二

ノ二、第五十三条に改め、「第二百三十二条」の下に、「第二百三十七条ノ三」を、「第二百四十四条第二項」の下に「乃至第四項」を、「第二百五十四条ノ二」の下に「第二百五十四条ノ三」を加え、「第二百八十四条」を削り、同条ただし書中「商法第二百四十七条第一項中第三百四十三条トアルハ之ヲ保険業法第三十九条第二項」を「第六十七条第二項中前項トアルハ之ヲ第七十七条トシ商法第二百八十二条第一項ノ貸借対照表、損益計算書、營業報告書及附属明細書トアルハ之ヲ同法第四百二十条第一項ノ貸借対照表及附属明細書トシ同法第二百五十四条ノ二第三号中本法トアルハ之ヲ保険業法、本法」に、「第二百六十六条第五項」を「第二百六十六条第六項」に改める。

第八十二条第一項中「準備金及利益又ハ剩余金ノ配当」を「利益者ハ剩余金ノ处分又ハ損失ノ処理」に改める。

第八十八条第一項中「第三十三条第五項」を「第三十三条第四項」に改める。

第二百三十八条中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第二百三十九条第一項中「五十万円」を「三百万円」に改める。

第二百四十条及び第二百四十二条中「三十万円」を「二百万円」に改める。

第二百四十四条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第二百四十五条第一項中「五万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「若ハ」の下に「百円ノ一若ハ」を加える。

第二百四十七条を次のように改める。

第一百四十七条 削除

第二百四十八条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第一百五十二条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第十三号中「準備金及剩余金ノ配当」を「剩余金ノ处分又ハ損失ノ処理」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十三ノ二 第五十二条ノ二第一項（第七十七条
下に「第五十四条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」）ノ規定ニ依
ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル
事項ヲ會議ノ目的ト為サザルトキ
第百五十二条第十四号中「ヲ含ム」又ハ「
下に「第五十四条ニ於テ準用スル商法第二百三
十九条第六項、第五十四条若ハ第七十七条ニ於
テ準用スル商法第二百四十四条第三項、第六十
一条若ハ第七十七条ニ於テ準用スル商法第二百六
十条ノ四第三項、」を加え、同条第十五号中
「第五十四条」を「第五十三条ノ二第二項ニ於
テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第三項又ハ
第五十四条」に、「又ハ第二百三十四条第一項」
を「若ハ第二百三十四条第一項」に改め、同号
の次に次の一号を加える。
十五ノ二 正當ノ事由ナクシテ士員会又、
同附則後の保険
準用する
第二百六
則第十二
が決算期
第二十二
則第二十
べき相互
規定は相
べき第二十
二十五回
準用する
（私的独
法津の取扱
の取扱

、監査役及び清算人の資格について、
第十条の規定は前条の規定による改正
商業法第六十条又は第七十七条において
商法(明治三十二年法律第四十八号)
十五条规定の取引について、同法附
条の規定は相互会社の計算及び取締役
会に作成すべき書類について、同法附則
条の規定は会計監査人の監査を受ける
会社について、同法附則第二十三条の
規定は会計監査人について、同法附
則第十五条の規定は会計監査人の監査を受け
る会社の監査役について、同法附則第
六条の規定は社員総会の招集通知について
の規定は社員総会の招集通知について

自由黨の歴史

卷之三

第一項中「

新珠の別受鑑

一
止る新珠の発行

卷之三

同編句選一書

昭和二十二年六月四日

卷第七頁中「子な

四項（司法第二百八十

「」を一回のみ

「及」第十九條

第二百八十九條

頃一ノ、「アハ。」の

第三百四十一條

一を加える。

一
八
條
第
一
項
中

內國為替取引規程

同案第二項中

第一項の次に次の一項

卷之三

株式会社十年間主たる事務所

卷之三

卷之三

害關係人の議決権)並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項に、「第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第五十二条第二項」と」を「第二百六十六条ノ二第二項中「前項」とあるのは「理事会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第四十七条第一項」と」に改める。

第六十四条中「第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害關係人の議決権)」を削り、「第二百四十四条」を「第二百四十四条规定及び第二項」に、「第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条」を「並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで」に、「無効」を「不存在若しくは無効確認の訴え」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「真珠養殖等調整暫定措置法第五十九条」と読み替えるものとする。

第七十三条中「第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害關係人の議決権)」を削り、「第二百五十四条ノ二」を「第二百五十四条ノ三」に、「第二百六十条ノ四」を「第二百六十条ノ二第二項及び第三項(特別利害關係人の議決権)」、第二百八十五条第一項に、「取締役に対する訴え」を「取締役に対する訴え」に、「第二百七十二条」を「並びに第二百七十二条」に改め、「及び第二百八十五条第一項」に、「取締役に対する訴え」を「取締役に対する訴え」に、「第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第七十三条ニ於テ準用スル同法第五十二条第二項」と」を「第二百八十五条第一項」に改め、「及び第二百八十五条第一項」とあるのは「清算人会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第七十三条ニ於テ準用スル同法第四十七条第一項」と」に改め

(第二百四十四条第一項若しくは第二項)に、「第二百六十九条ノ四」を「第二百六十条ノ四第
一項若しくは第二項」に改める。
(証券取引法の一部を改正する法律の一部改正)
附則第四項中「担保附社債券」を「担保付社
債券」に改め、「転換社債券」の下に「及び新
株引受権付社債券」を加える。
(社債発行限度暫定措置法の一部改正)
第四十九条 社債発行限度暫定措置法(昭和五十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正
する。
第四条中「三十万円」を「百万円」に改め
る。
(森林組合法の一部改正)
第五十条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十
六号)の一部を次のように改正する。
第五十五条第一項中「林地処分事業実施規
程及び総会の議事録」を「及び林地処分事業実
施規程」に改め、同条第三項中「第一項」を
「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四
項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第
一項の次に次の二項を加える。
2 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務
所に、その謄本を五年間從たる事務所に備え
て置かなければならぬ。
第六十四条中「及び第六十六条」を削り、
「第二百四十四条」を「第二百四十四条第一項
及び第二項」に、「第二百五十二条及び第二百
五十三条」を「第二百五十二条並びに第二百五
十二条」に改め、「同法第二百四十七条第一
項中「第二百四十三条」とあるのは「森林組合
法第六十三条」とを削る。
第七十七条第八項中「民法第六十六条」を
削り、「第二百四十四条」を「第二百四十四条
第一項及び第二項」に、「第二百五十二条及び

二百五十三条」を「第二百五十二条」に改め、同項後段を次のように改める。
この場合において、商法第二百四十三条中「二百五十二条」を「二百五十二条」に改め、同項後段を次のように改める。
「第二百三十二条」とあるのは、「森林組合法第七十七条第一項」と読み替えるものとする。
第六百二十二条第一項第十一号中「第五十五条第一項」を「第五十五条第一項若しくは第二項」に、「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改める。
(農住組合法の一部改正)
第五十一条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項中「規約及び総会の議事録」を「及び規約」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間從たる事務所に備えて置かなければならない。
第五十一条中「及び第六十六条」を削り、「第二百四十四条」を「第二百四十四条第一項及び第二項に、「第二百五十二条及び第二百五十三条」を「第二百五十二条並びに第二百五十二条」に改め、「同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「農住組合法第六十六条第七項中「民法第六十六条」を削り、「第二百三十二条」とあるのは、「農住組合法第六十六条第一項」と読み替えるものとする。

(銀行法の一部改正)
第五十七条第一項第五号中「第四十一条第一項」を「第四十一条第一項若しくは第二項」とし、「第四十二条第三項」を「第四十二条第三項」に改める。
第五十二条 銀行法（昭和五十六年法律第二号）の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「第二百六十五条」を「第二百六十五条第一項」に改める。
第二十四条第二項中「第二百七十四条ノ三第一項（子会社調査権）」を「第二百十一一条ノ二第一項（子会社による親会社の株式の取得の制限）」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
(社員総会の決議の取消しの訴え等に関する経過措置)
第五十三条 この法律の施行前に改正前の関係法律の規定により社員総会、総会（総代会を含む。）、議員総会、会員総会若しくは常議員会又は創立総会の決議があつた場合においては、その決議の取消し、変更又は不存在若しくは無効の確認を請求する訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
第五十四条 この法律の施行前にした行為及び第六条第二項、第十七条若しくは第二十条において準用する商法等の一部を改正する法律附則の規定又は前条の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則
この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第二百三十二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十一条第七項の規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第一号の改正規定を「含む。」の下に「新株引受け権六号の改正規定を「含む。」の下に「新株引受け権

「証券」を加える部分に限る。)、第十三条中「中小企業等協同組合法第九条の八第五項の改正規定、第二十四条中「信用金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条中「会社更生法第二百五十七条第四項の改正規定、第三十一条中「労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第四十一条中「商業登記法第八十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

理
由

商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整理し、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出入国管理令の一部を改正する法律案

出入国管理令の一部を改正する法律
出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「〔第二十五条、第二十六条〕」を「〔第二十五条—第二十六条〕」に改める。
第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第五号中「代る」を「代わる」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 乗員手帳 権限のある機関の発行した船員手帳その他乗員に係るこれに準する文書をいう。

第三条 外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りでない。

2 本邦において乗員となる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第四条第一項中「場合を除く外」を「場合を除

「き」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三
削除

四 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもつて、短期間本邦に滞在しようとする者

第四条第一項第六号の次に次の二号を加える
六の二 本邦の公私の機関により受け入れられ
て産業上の技術又は技能を習得しようとする者

第四条第一項第十二号中「招へい」を「招へい」に改め、同項第十三号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第十六号中「者を除く外」を「者を除くほか」に改める。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「身体障害者」を削り、「虞」を「おそれ」に改め、同項第四号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第五号中

「又はあへんの取締」を「あへん又は覚せい剤の取締り」に改め、同項第六号中「若しくはあへん法」を「あへん法」に、「又は阿片煙吸食の

器具」を「覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に定める覚せい剤若しくは覚せい剤原料又はあへん煙を吸食する器具」に改め、

改め、同項第十四号中「除く外」を「除くほか」

第六条第一項中「但し」を「ただし」に、「再入
国許可書を所持している」を「再入国の許可を受
けている」と改める。

七 削除

第三条 外国人は、有効な旅券を所持しなければ、本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手

帳を所持する乗員については、この限りでない。本部ども、て乗員となる外国人は、前項の規

本邦において乗員となる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第四条第一項中「場合を除く外」を「場合を除

き」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 削除

四 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもつて、短期間本邦に滞在しようとする者

第四条第一項第六号の次に次の「一号を加える。

六の二 本邦の公私機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者

第四条第一項第十二号中「招へい」を「招へい」に改め、同項第十三号中「もづぱら」を「事ら」に改め、同項第十六号中「者を除く外」を「者を除くほか」に改める。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「身体障害者」を削り、「虞」を「おそれ」に改め、同項第四号中「禁」と「禁錮」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第五号中の「又はあへんの取締」を「あへん又は覚せい剤取締法」に改め、同項第六号中「若しくはあへん法」を「あへん法」に、「又は阿片煙吸食の器具」を「覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)」に定める覚せい剤若しくは覚せい剤原料又はあへん煙を吸食する器具に改め、同項第七号中「売いん」を「売春」に「あつ旋」を「周旋」に改め、同項第十二号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「因り」を「より」に改め、同項第十四号中「除く外」を「除くほか」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第六条第一項中「但し」を「ただし」に、「再入国許可書を所持している」を「再入国の許可を受けている」に改める。

第十三条第三項中「呼出」を「呼出し」に、

第十四条第一項中「外国人が、その船舶等がかつ、二百万円を超えない」を「付し、由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を

除く)が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間に、「ときは、その船舶等の長の申請に基き」を「場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは」に、「ときは、その船舶等の長に改め、同條第二項中「当該外国人に寄港地上陸許可書を交付」を「当該外国人の所持する旅券に寄港地上陸の許可の証印を」に改め、同條第三項中「附し、且つ、必要があると認めるときは、指紋を押なつせる」を「付する」に改める。

第五十五条の見出し中「観光のための」を削り、同條第一項中「ときは」を「場合において、その者につき」に、「に基き」を「があつたときは」に改め、「観光のための」を削り、同條第四項中「但書」を「ただし書」に、「第一項の場合」を「第一項又は第二項の場合」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「附する」を「付する」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前二項」とし、同條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「附する」を「付する」に改め、同條第一項中「当該外国人に観光のための通過上陸許可書を交付」を「当該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の証印を」に改め、同條第五項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く)が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

第十六条の見出し中「転船」を「乗員」に改め、同條第一項を次のように改める。

入国審査官は、外国人である乗員本邦において乗員となる者を含む。(以下この条において同じ)が、船舶の乗換え(船舶等への乗組みを

第十六条第二項中「転船」を「乗員」に改め、
同条第三項中「通過経路その他必要と認める制限
を附する」を「行動範囲（通過経路を含む。）そ
の他必要と認める制限を付し、かつ、必要がある
と認めるときは、指紋を押なつさせる」に改め、
同条第四項中「但書」を「ただし書」に改める。
第十八条の見出し中「水難」を「遭難」に改
め、同条第一項中「遭難船舶」を「遭難船舶等」
に、「当該船舶」を「当該船舶等」に、「又は当該
外国人を救護した船舶の船長」を「当該外国人
を救護した船舶等の長、当該遭難船舶等の長又は
当該遭難船舶等に係る運送業者」に、「基き」を
「基き」に、「水難による上陸」を「遭難による
上陸」に改め、同条第二項中「入国審査官は、」
の下に「警察官又は」を加え、「引渡」を「引渡
し」に、「直ちに同項の水難」を「同項の規定に
かかわらず、直ちにその者に対し遭難」に改め、
同条第三項中「水難」を「遭難」に改める。
第十九条第一項中「除く外、第九条第三項の規
定により決定された」を「除き、それぞれ、当該
外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取
得に係る在留資格又はそれらの変更に係る」に改
め、同条第三項中「第十四条及び」を削る。
第二十条第一項中「第四条第一項第五号から第
八号まで、第十号から第十二号まで又は第十五号
に該当する者としての」を削り、同条第三項中
「且つ」を「かつ」に改め、同項に次のただし書
を加える。
ただし、第四条第一項第四号に該当する者と
しての在留資格を有する者の申請については、
やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ
より、その者につき、その者が乗り組んでいる
船舶等（その者が乗り組むべき船舶等を含む。）
の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請
があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸を許
可することができる。

Digitized by srujanika@gmail.com

4 法務大臣は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えて、かつ、当該許可の日から二年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

旅券を所持することができないときは、日本の「国籍を有することを証する文書」を加え、「入国審査官からその旅券に帰国の証印」を「法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認」に改める。

残留するもの
第七十一条中「禁」を「禁錮」に、「十万円」を「三十万円」に改める。
第七十二条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「基づき附された」を「基づき付された」に、「呼出」を「呼び出し」に改める。

一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第六項に規定する者（以下「法律第二百二十六号第二条第六項該当者」という。）で、

前項の許可は、旅券又は再入国証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

第六十七條 外国人は、次に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印

第七十三条中「禁ご」と「禁錮」に「三万円」を「二十万円」に改める。
第七十五条中「三万円」を「二十万円」に改める。

8 前項第二号に該当する者で申請期間最終日以降見に次の三項を加える。

7 許可を取り消すことができる。

第三百四十二条の規定による永住許可
第二十六條の規定による再入国の許可（有）

第七十一条 第七十一条第一号の犯罪行為の用に供した船舶等で、犯人の所有又は占有に係るものには、没収する。ただし、その船舶等が犯人以外

の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 第七十一条第一号の犯罪が行われることをあらかじめ知らないでその犯罪が行われた時から

ら引き続きその船舶等を所有していると認められるとき。

二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情
を知らないでその船舶等を取得したと認めら

れるとき。
附則第七項を次のように改める。

7 法務大臣は、次の各号の一に該当する外国人

が、法務省令で定める手続により、出入国管理令の一部を改正する法律（昭和五十六年法律

第
号) の施行の日から五年を経過する日
(以下「申請期間最終日」という。) までに第四

「入国審査官からその旅券に出国の証印」を「法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認」に改め、同条第二項中「旅券に出国の証印」を「出国の確認」に改める。

第三項において準用する第二十条第三項及び第四項の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第一項及び第三項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に

第一号) の施行の日から五年を経過する日(以下「申請期間最終日」という。)までに第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしたときは、これを許可するものとする。

1 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (経過措置) この法律の施行の際に、改正前の出入国管理

令（以下「旧令」という。）第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有する者は、改定後の出入国管理令（以下「新令」という。）第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有するものとみなし、旧令第四条第一項第三号に該当する者としての在留資格を有する者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。

この法律の施行前に旧令第十四条から第十六条まで及び第十八条の許可を受けて上陸した者に係る当該上陸の許可の効力（これらの者に係る船舶等の長の義務を含む。）については、なお従前の例による。

この法律の施行前に旧令第二十六条の規定により与えられた再入国の許可については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした旧令第二十条から第二十二条の二まで及び第二十六条の規定による申請は、新令の適用については、新令の相当規定による申請とみなす。

新令第二十四条第四号チの規定は、この法律の施行前に覚せい剤取締法に違反して有罪の判決を受けた者には、適用しない。

この法律の施行前にした行為並びに附則第二項及び第三項の規定により従前の例によることとされる在留資格及び在留期間又は上陸の特例に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（外国人登録法の一部改正）

8 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改定する。

第二条第一項中「観光のための」を削り、「転船」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改める。

状況に即応したものに改める必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。これ

最近における出入国に関する状況等にかんがみ、上陸の特例の制度、在留資格制度及び再入国許可制度を整備する等出入国管理制度をこれらの

理由